

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成30年8月31日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第49号 平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第50号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第51号 平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第52号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第53号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第54号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第55号 平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第12	議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について
日程第13	議案第57号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第58号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第59号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第60号 市道路線の認定について
日程第17	議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

会議に入るに先立ち、さきの平成30年7月豪雨による災害でお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、衷心より追悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

つきましては、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。議場内の皆様、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。皆様、ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまから、平成30年第3回岩出市議会定例会を開会いたします。

なお、梅田議員から、体調不良のため、本日欠席の届け出がありましたので、ご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第49号から議案第61号までの議案13件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第49号から議案第55号までの決算議案7件につきましては、代表監査委員から決算の審査報告です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○吉本議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、尾和弘一議員及び井神慶久議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○吉本議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○吉本議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案13件と報告1件であります。

次に、平成30年第2回定例会から平成30年第3回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成30年度市議会議長会関係につきまして、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成30年7月10日火曜日、東京都千代田区の東京グリーンパレスで全国市議会議長会地方行政委員会正副委員長会議が開催され、委員長として議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、事務局から事務報告があり、要望書案、第150回地方行政委員会の運営、今後の運営について協議を行い、正副委員長会議が閉会されました。

続いて、第150回地方行政委員会が開催されました。

主な内容は、開会、委員長・副会長挨拶に引き続き、総務省自治行政局吉川行政課長から地方行政をめぐる最近の動向について説明がありました。

その後、事務局から委員会に関する会則、規則等の説明と平成30年5月30日から7月10日までの事務報告があり、要望書案、要望活動の方法、今後の運営について協議を行い、第150回地方行政委員会が閉会されました。

閉会后、関係機関に対し要望活動を行ってまいりました。

次に、平成30年7月24日火曜日、東京都千代田区の全国都市会館で全国市議会議長会第212回理事会が開催され、地方行政委員長として議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、総務省内藤自治税務局長から「地方税制の現状と課題」と題して講演がありました。

その後、事務局から平成30年5月29日から7月24日までの事務報告があり、各委員会の活動方針、平成30年度の主要会議日程、平成30年7月豪雨災害に関する要望書案等について協議を行い、第212回理事会が閉会されました。

各委員会の活動方針では、地方行政委員会委員長として活動方針の説明を行います。

した。

続いて、第16回国と地方の協議の場等に関する特別委員会が開催されました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、事務局から特別委員会の設置要綱の説明と平成30年5月30日から7月24日までの事務報告があり、国と地方の協議の場等の動向についての会長報告の後、幹事会の設置及び今後の検討の進め方、今後の運営について協議を行いました。

その後、京都大学大学院経済研究科地球環境学堂、諸富教授から、「人口減少時代の都市経営」と題して講演があり、第16回国と地方の協議の場等に関する特別委員会が閉会されました。

以上です。

○吉本議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○吉本議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

残暑の厳しい日が続いておりますが、議員の皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のことと、お喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成30年第3回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、平成29年度一般会計歳入歳出決算についてであります。平成29年度の我が国の経済状況は、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していることから、景気の好循環が徐々に地方へ波及しつつありますが、まだまだ厳しさが残る状況であります。

このような経済情勢の中、本市の財政状況は、歳入の根幹である市税が若干の増加傾向にあるものの、歳出では扶助費を初めとする社会保障関係経費が年々増加していることから、厳しい状況であります。住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を招かないように、行財政運営に取り組んだ結果、平成29年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は、4億3,884万6,288円の黒字決算となりました。

した。

次に、平成30年度市政懇談会についてであります。本年度は7月9日から8月22日までの間、市内18会場にて開催をいたしました。

議員各位におかれましては、各会場へのご参加、ありがとうございました。

市政懇談会でいただきました意見・要望については、今後の市政に反映させていただきます。

次に、10月28日日曜日に実施予定の岩出市地域防災訓練についてであります。南海トラフを震源とした巨大地震が発生したと想定し、迅速な防災活動が行える初動態勢の確立を目的に、市民、区・自治会、自主防災組織及び行政機関等が連携した地域防災訓練を開催いたします。

議員の皆様におかれましても、地域での参加にご協力をお願いいたします。

また、西日本に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨災害の被災地支援として、災害時における相互応援協定に基づき、岡山県井原市に7月17日から技師2名を派遣し、被災地の復旧・復興支援を行っているところであります。

次に、職員採用試験についてであります。9月16日に、一般事務職、技師、保健師、保育士、社会福祉士の採用に係る1次試験を実施いたします。受験申込者は、一般事務職24名、技師3名、保健師6名、保育士2名、社会福祉士5名となっております。それぞれ面接等の2次試験を実施した後の合格内定者につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、平成30年7月豪雨義援金についてであります。本市では被災者の方々への支援として、7月17日から市内17会場に義援金箱を設置し、広く市民に協力を呼びかけているところであります。8月24日現在、117万3,504円の義援金が寄せられており、和歌山県を通じて被災地へお届けしております。ご協力いただきました皆様方には、この場をおかりして、心からお礼を申し上げます。

次に、敬老会についてであります。高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、長寿をお祝いするため、9月17日、敬老の日の正午から市民総合体育館で開催いたします。今年度は、昭和19年12月31日以前に生まれた方々5,913名をご招待しております。当日は、議員各位のご臨席を賜りたく、よろしくお願いをいたします。

次に、7月14日に行われました岩出橋の開通式典及び渡り初めについてであります。議員の皆様におかれましては、式典にご出席いただき、まことにありがとうございました。

当日は最高気温36度の猛暑日であり、冷房施設の整わない屋外での式典で体感温

度もそれ以上であったと思います。それにもかかわらず、式典及び渡り初めには、来賓を含め約980名の市民の皆様にご参加いただき、1人の救急搬送者も出すことなく、無事終えることができ、後世に残る盛大な式典になったと考えております。

また、7月17日午前10時から2車線で暫定供用したところ、旧橋から新橋への切りかえによる渋滞が確認されましたが、朝夕の通勤時を除き、信号現示を変更し、那賀振興局建設部が現道とのすりつけを緩やかにするなど行った結果、従前と同じような状況で通行できております。

なお、一日も早い4車線の供用開始を県に要望しております。

次に、夏を締めくくる催しであるいわで夏まつりについてであります。台風20号の影響により開催が危ぶまれましたが、夏まつり実行委員会、関係業界団体、市職員が一体となって準備を行った結果、当初予定のとおり、8月25日に開催することができました。

例年よりも多くの方が来場されましたが、大きな混乱を招くことなく、無事に終わることができました。関係者の皆様に感謝いたしますとともに、来年以降も、市民がつくる市民のまつりを継続していただきたいと思います。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。昨年12月24日にグランドオープンいたしました、道の駅ねごろ歴史の丘につきましては、隣接する旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）とあわせて、本年10月から指定管理者制に移行する予定であります。ねごろ歴史の丘の管理運営に、民間事業者等が有するノウハウを活用し、観光サービスの向上を図ることにより、岩出市の商工業の発展、地域の活性化を期待するものであります。

なお、指定管理者の指定につきましては、本定例会に議案を提出させていただいておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

次に、公共施設のブロック塀の対応についてであります。市所管の公共施設のブロック塀につきましては、緊急安全点検調査の結果、根来小学校、山崎小学校、曾屋教育集会所の3施設及び保育所の2施設を現行基準に適合しないおそれのある危険ブロック塀と判断し、撤去・改修に着手しているところであります。

また、通学路等の一般道路に面した危険ブロック塀の撤去・改修につきましては、平成21年度より補助制度を制定して、その促進を図ってまいりましたが、集中的かつ早期の改修を図るため、時限を定め、現行の補助限度額等を拡充し、個人所有の危険ブロック塀の撤去・改修を促進してまいります。

次に、市民運動会についてであります。スポーツ・レクリエーション活動に親

しみ、市民の交流を深めることを目的に、10月8日、体育の日に大宮緑地総合運動公園で開催いたします。

文化祭につきましては、文化活動の振興と普及、文化への理解と市民相互の触れ合いを深めていただくことを目的に、「笑顔いっぱい 文化の体験再発見」をテーマに、文化を体験していただく催しを充実させ、11月3日・4日の2日間、市民総合体育館を主会場に開催いたします。

また、文化祭開会式の前に市民表彰式を挙行いたしますので、議員各位におかれましては、公私とも多忙とは存じますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いを申し上げます。

○吉本議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第49号 平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第17 議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定について

○吉本議長 日程第5 議案第49号 平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第17 議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定の件までの議案13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

ご審議をお願いします案件につきましては、平成29年度決算認定の案件が7件、条例案件が1件、平成30年度補正予算案件が3件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定案件が1件、計13件であります。

まず初めに、平成29年度決算認定の案件について説明いたします。



議案第49号 平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が171億4,938万6,941円、歳出総額が166億6,950万653円で、歳入歳出差引額は4億7,988万6,288円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源があるため、実質収支額は4億3,884万6,288円となります。

次に、議案第50号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が66億3,711万6,451円で、歳出総額が65億5,781万7,565円で、歳入歳出差引額は7,929万8,886円となりました。

次に、議案第51号 平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が30億2,341万1,112円、歳出総額が29億9,822万8,985円で、歳入歳出差引額は2,518万2,127円となりました。

次に、議案第52号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が8億228万6,030円、歳出総額が7億8,882万9,424円で、歳入歳出差引額は1,345万6,606円となりました。

次に、議案53号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が27億1,855万3,746円、歳出総額が26億7,121万1,878円で、歳入歳出差引額は4,734万1,868円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源があるため、実質収支額は3,454万1,868円となります。

次に、議案第54号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額、歳出総額ともに3,078万8,435円、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第55号 平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります、まず、剰余金の処分につきましては、末処分利益剰余金が3億2,580万8,466円で、減債積立金に5,960万3,296円を、建設改良積立金に1億51万7,140円を積み立てるほか、資本金に減債積立金取り崩し分として5,758万6,856円、建設改良積立金取り崩し分として、1億810万1,174円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が9億7,503万5,527円、収益的支出額が7億8,182万2,835円で、収入支出差引額は1億9,321万2,692円となりました。

一方、資本的収入額は2億3,950万1,624円、資本的支出額は7億3,796万1,753円で、収入支出差引額は4億9,846万129円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填をいたしました。

続いて、条例案件について説明をいたします。

議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正についてであります、施設の貸し出しについて、所要の改正をするものであります。

次に、平成30年度補正予算案件について説明いたします。

議案第57号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります、既決の予算の総額に1億2,508万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を166億6,681万7,000円とするものです。

主な補正の内容は、歳入では、国庫及び県支出金の事業財源のほか、各一部事務組合前年度負担金の返還金などについて補正するものであります。

一方、歳出では、前年度精算による返還金、国民健康保険特別会計繰出金、障害者総合支援給付費におけるシステム改修委託料、休日急患センター分担金、小児成育医療支援事業業務委託料、ため池耐震調査委託料、県営事業負担金、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金、那賀消防組合負担金などについて補正するものであります。

次に、議案第58号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります、既決の予算の総額に6,889万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億1,250万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、平成29年度療養給付費等負担金等の精算に伴う返還金に要する額の一般会計からの繰り入れについて、歳出では、当該負担金等の返還金について補正するものです。

次に、議案第59号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります、既決の予算の総額に455万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億4,576万1,000円とするものであります。

主な補正の内容は、支払基金交付金及び介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第60号 市道路線の認定については、開発行為による帰属道路9路線を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定についてであります、ねごろ歴史の丘における公平で良質のきめ細やかなサービスの提供と安定した施設運営により、さらなる観光振興を図ることを目的とし、指定管理者による管理を行うため、当該指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○吉本議長　これで、市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第49号　平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第55号　平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、代表監査委員から決算の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員　平成29年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査について、ご報告申し上げます。

平成29年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成29年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、平成29年度岩出市水道事業会計決算審査について、ご報告申し上げます。

平成29年度岩出市水道事業会計決算審査意見

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成29年度岩出市水道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

今回、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況については、7月11日から7月20日にかけて、また、水道事業会計決算については6月12日に、審査に付された歳入歳出決算書等をもとに、各課の担当者に説明を求め、平成29年度決算審査を実施いたしました。

審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございます。

主な内容といたしまして、1点目は、収入未済額については、その縮減を課題とし、収納率については、厳しい経済状況の中にもありながらも向上しており、評価するところである。

今後も収納の確保と住民負担の公平性の観点から、滞納者の実態把握と分析を迅速に行い、法的措置を初め適正な滞納対策を講じるとともに、不納欠損処分に当たっては、債権の回収を放棄するものであることから、安易な時効による不納欠損処分とならないよう、日常の債権管理を適正に行い、あらゆる手続を尽くした上で適

正に処理することを望むところでございます。

また、水道料金の未収金についても、その解消に向け、法にのっとりた手続を押し進め、未収金の解消に努められたい。

2点目は、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目は、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等を十分精査し、交付決定をされるように努められたい。

4点目は、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目は、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、社会経済情勢の変化を的確に捉え、各種施策の実施に当たっては、その効果と必要性を十分に認識、検証しながら、真に必要な事業を厳選し、限られた財源を適切に配分するなど、より一層、効率的・効果的な行財政運営に努められたい。としてございます。

なお、平成29年度決算審査の指摘事項は、特にございません。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます。

○吉本議長 これで、決算の審査報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月6日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月6日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時06分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 3 0 年 9 月 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成30年9月6日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 報告第5号 | 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第3 | 議案第49号 | 平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 議案第50号 | 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第51号 | 平成29年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第52号 | 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第53号 | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第54号 | 平成29年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第55号 | 平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第56号 | 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第57号 | 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第58号 | 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第59号 | 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第60号 | 市道路線の認定について |
| 日程第15 | 議案第61号 | ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 発議第3号 | 小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める請願書の提出について |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

三栖慎太郎議員は、けがによる通院のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、報告第5号につきまして、質疑、議案第49号から議案第55号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第56号から議案第61号までの議案6件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。発議第3号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第5号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○吉本議長 日程第2 報告第5号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件、報告1件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、報告に対する質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、報告第5号 岩監査第18号について、お願いいたします。

○尾和議員 監査委員の意見書の中に、今回の件について、全て良好であるという回答がされております。しかし、現実的にはさまざまな諸問題が内在しているのでは

ないかというように思っておりますが、その中における問題点や課題についてなかったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質疑にお答えいたします。

全て良好であって、内在する問題点等なかったのかというご質問でございますが、意見書にありますとおり、いずれの数値も地方財政健全化法に示された基準を下回っております。問題ないと考えられます。今後も引き続き健全な財政運営に努められたいと、このように思います。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この健全化の問題について、過去の数値を岩出市が総務部長に出している数値を比較検討しますと、推移を若干変動があると。これについて、過去から管財の方が言われているんですけれども、その推移、変動、そういう問題についても問題がないという理解をされているのか。通常なら、今の答弁では、いわゆる100点満点だというように聞こえるわけですね。どこの自治体においても100点ということはある得ないわけで、何点かは諸問題がある、私はそういう認識しておるんですけれども、監査委員は、岩出市の健全化については100点満点だという評価をされているのか、再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答えいたします。

この健全化法によります基準を下回っておる場合は、何もないということでございますので、そのとおり意見書に書かせていただいております。お話ございました、全く問題ないのかという論点と少し違うわけでございます。私どもは健全化法に基づいて調査した結果、何もありませんよと、表明してございます。

したがって、先生おっしゃる点については、この件では、別にいろんな内在する問題があるんじゃないか。それはそれぞれの分野であることはあると思いますが、この健全化法に基づくものについては何もございませんと、こういう意味でございますので、よろしくお願いします。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○吉本議長 これで尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第5号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第49号 平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第9 議案第55号 平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入  
支出決算認定について

○吉本議長 日程第3 議案第49号 平成29年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の  
件から日程第9 議案第55号 平成29年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収  
入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとと  
もに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案  
を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第49号についてお願いいたします。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

質疑通告に基づきまして、4議案について質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第49号、29年度一般会計決算について、5点の点について質疑をした  
いと思います。

まず1点目として、市税や地方交付税を初めとした財政面の厳しさ、これをよく  
岩出市は協調して、そして、この間、行財政運営を行ってきたとしてきています。  
各種の基金の取り崩しを行いながら、それ以上、基金に積み立てた上で、実質収支  
が4億3,000万円というのが29年度の決算となっています。この実質収支面におい  
ては、ここ数年来、4億円を越すような状況となってきました。このような点か  
ら見て、岩出市として、どのような財政的な実態ということを認識しているのかと  
いうことをまずお聞きしたいと思います。

2点目に、少子高齢化社会に対応したそういう施策面が求められてくる中で、少  
子化対策としても、まさに県下一若い都市として、子育て支援策、この充実なんか

が求められますが、医療面や、また教育面においてどのような事業の改善策、これを進めてきたと市は認識をしているのか、お聞きをしたいと思います。

3点目には、ごみの減量化対策、これが岩出市としても急務とされてきています。平成32年度までにごみの減量化を大幅に図るという計画があります。このような中で、29年度はどのような施策を講じてきたのか、実績面と効果面はどうだったのかと。市としてどう認識しているのかをお聞きしたいと思います。

4点目に、職員体制面、この面においては年休取得率、これが非常にとりづらいというような実態が、この間の一般質問の中なんかでも明らかになってきていますが、この点における職員体制面での年休の取得率、この実態はどうだったのかという点をお聞きしたいと思います。

5点目は、監査委員さんの指摘事項として、幾つか監査報告の意見書、この中にも書かれてきています。その監査委員さんの指摘事項として、財産管理事務での公有財産、物品の管理においては、職員は高い意識で望まれないと指摘をされてきています。職員において、この監査委員さんに指摘される、本来もっとも高い意識でやってほしいということに対する、職員は低い意識を持っているんだと、こういうことで指摘をされているんですが、監査委員さんとして、この職員の低い意識という点は、どのようなところが低い意識があったのかという点をお聞きしたいと思います。

もう1点は、基金の運用面、こういう面では効率的な基金運用が行われているというふうにされています。この点においては、どのような点から見て効率的な運用がされていると認識をされているのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 おはようございます。

増田議員の第1点目の質疑について、お答えいたします。

決算状況は、障害者総合支援給付費や生活保護費などの社会保障関係費の増加が続いている状況の中、防災、災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興、学力向上を初めとする重点事業を推進した結果、歳出決算規模は対前年度比で7億6,000万円、率にして約4.8%の増となっており、これらの経費は今後も増加することが見込まれております。

また、間もなく人口減少に転じる予測であることや、高齢化の進展により、将来的には市税が減少することが見込まれております。さらに市全体の負債も増加傾向であり、平成29年度末においては、対前年比約2億円増の182億9,500万円となっております。これらのことから、市としての財政状況は、依然として厳しい状況であると認識しております。

なお、基金については、平成29年度末時点では、前年度より増加しておりますが、市民プール建設事業などのために積み立てたものであり、平成30年度中には、その大半を取り崩す予定であります。

また、実質収支は3年続いて4億円以上となっておりますが、各年度において、前年度の実質収支約4億円を繰越金として、含めての収支であることから、財政状況が著しく良好であるとは考えておりません。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 おはようございます。

増田議員の質疑の2点目の医療面について、お答えいたします。

医療面における子育て支援施策として、主なものに、子供医療費助成事業がございます。これにつきましては、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、子供の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に、平成27年8月から助成対象を中学生まで拡大し、あわせて保護者の所得制限を撤廃して実施しているところであります。

償還払いで実施しておりました小中学生の通院分については、対象者の利便性の向上を図るため、医療機関等の窓口で1割を負担していただく現物給付化に取り組み、平成29年8月より、岩出市内の医療機関等において、現物給付の取り扱いを開始いたしました。現物給付開始当初は、取り扱い医療機関は岩出市外合わせて96医療機関等でしたが、文書による依頼や直接訪問などの地道な取り組みの結果、現在、現物給付の取り扱い可能な医療機関等は200以上に拡大しています。

公立那賀病院では平成30年1月から、日赤和歌山医療センターでもこの8月より取り扱いを開始いただいたところであります。

なお、国保の小中学生のレセプト状況を見ますと、約8割が現物給付での取り扱いとなっております。

今後も取り扱い医療機関を拡大し、対象者の利便性の向上に努めてまいります。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員のご質疑に、通告に従い、お答えいたします。

少子化対策としての子育て支援施策の教育面につきましては、教育環境や学力向上、就学援助などについて事業改善を図っています。

○吉本議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 3点目の質疑について、お答えします。

事業系ごみに対する取り組みといたしましては、従来から岩出市エコショップ・エコオフィス認定制度による啓発や、岩出クリーンセンターにおける事業者からの持ち込みごみに対する多量排出や不適正排出の監視などにより減量化を図ってきましたが、経済活動と密接に関連していることもあり、計画どおりに進めていくことが難しい状況です。

このような現状を受け、平成29年度では、岩出クリーンセンター直接収集分のうち事業系と思われる可燃ごみの実態調査を行い、その結果を分析し、まず手始めに、食品ロスの削減に向けて3010運動に取り組み、チラシを作成し、飲食店や各種団体などを中心に啓発を実施したところでございます。

今年度は、調査から浮かび上がった現状を踏まえ、新たな取り組みにつなげていきたいと考えております。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 質疑の4点目、職員体制面における年休取得率の実態は、についてですが、年次有給休暇につきましては1月から12月で付与しておりまして、3月議会でお答えいたしましたように、平成29年では、全体で17.8%となっております。

また、年休の取得率向上についてですが、お互い助け合い、ボーダレス、オーバークロスで取得率の向上を図ってまいります。

○吉本議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 増田議員の質疑にお答えします。

監査委員としての指摘事項に関してということでございますが、議会当初に報告させていただきましたとおり、今回の決算審査における指摘事項はございません。おっしゃっているのは、報告書に書いていますように、次の事項については、今後も引き続き配意されたいという表現をしております。指摘事項ではございません。

1点目の公有財産物品の管理における低い意識の点でございますが、財産に管理につきましては、出納室と財務課が中心となって行っておりますが、適正な管理のためには、実際に財産を購入したり、処分する各課での連携が不可欠であります。

このようなことから、財産の台帳とか統括している財務課か出納室だけでお任せするという形ではなしに、各課においても、財産管理について意識を高く持っていただきまして臨んでほしいということを申し上げておりますので、各課における意識が低いということを言っているわけではございません。

2点目の基金運用については、どのような点から見て効率的なのかということですが、基金の運用に当たっては、元本の確保という安全性、これを最優先に、支払い準備基金等を確保するための流動性や、あるいは利回りを求める効率性などを考慮して運用する必要があると考えますが、これらを総合的に見て、効率的に運用がされていると認識した次第でございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど総務部長のほうから、財政実態という部分については4億3,000万円の点については、去年から繰り越してきた部分がそういう状況になっているんだということを言われました。そういう点からすると、要するに4億円、実際には去年繰り越したと。その部分をそのまま、今年度、29年度の当初予算に組み込んでいるということですね。ですから、当然、その4億円というのは有効活用すべきそういう性格のものと私は思うんです。そういう点でいうと、この4億円というのは、なぜ有効活用されなかったのか、その点については、市としてどう考えておられるのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、少子化対策面として、今、子供医療費の無料化制度の拡充という点も言われました。そんな中で、他の自治体においては、子供医療費、この制度については保護者負担がないと。なしのそういう制度にどんどん変わっていつているわけですね。ところが、岩出市では、せっかく制度を変えながら1割負担ということがされてきました。この岩出市として、他市とは違う、この1割負担とするこの理由はどうしてだったのかと、改めてその理由について、1割負担しなけりゃいけない理由、この理由について再度お聞きをしたいと思います。

それと、職員体制面においては17.8%と、取得率だと言われました。この点については、私は非常に低い部分があるんじゃないかというふうに思います。こういう点においては、職員がしっかりと年休取得率、年休が取得できるようなことを行っていくためには、どういうことをすればいいのかと。この点については、この議論、年休を取得することができるようになるにはどのようにすればいいのかという、こ

ういった議論、この点について、市として29年度ではどのように議論されてきたのかという点をお聞きしたいと思います。

最後に、財産管理の関係なんですが、監査委員としての見解として、市に対して、そういう要望というような形で書いたんだというような説明だったと思います。じゃあ、財産管理について、監査委員さんとして、財産管理についての状況調査というのは、どのような形でこの間されてきたのかという点、ここに言われているように、適切な管理に努めたいと、努めてもらいたいんだという部分についてでいうと、例えば、物品なんかでも使用している状況がどうだったのかとか、無駄な形の対応をとっているんじゃないかというような調査なんかの点、また、職員の意識面、こういう点なんかについては、どのように監査委員さんとして、検討というんですか、検査というんですか、してこられたのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質疑について、お答えいたします。

繰越金の約4億円以上の部分、先年度からの繰越金についての予算面での、当初予算からということでの質問の内容だったと思うんですけども、この繰越金につきましては、毎年度、この9月議会で決算認定を受けて、その上で額が確定してから補正予算として計上をしてございます。決算の審査、認定をいただいて、その上で予算に上げていると、そういう状況でございます。当初からこの4億円というのが上がってはおりませんので、その点、ご了承いただきたいと思います。

○吉本議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再質疑の子供医療の1割負担とした理由についてお答えいたします。

子供医療、自己負担の3分の2の助成するといたしましたのは、岩出市で実施している他の子育て施策とのバランス、また一定の財源確保であるとか、サービスの利用の適正化、サービスの利用者と被利用者の公平性の確保などの観点から、適正な利用者負担というのが必要であると考えているものでございます。

子供医療につきましては、子供を取り巻く方々に健康に対する意識を高めていただきたいこと、また、事業を安定的に運営していくことなども総合的に勘案して、現行どおりの制度で推進してまいります。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑、年休の取得率は17.8%、これを上げていくのに、市としてどのようにしていく、議論したのかということでございますが、年休の取得率につきましては、業務につきましては、常々ボーダレス、オーバークロスで行政を行っていくということで、常日ごろから、そういうふうに職員に対して申してございます。そのことによって年休の取得率がだんだん上がってくるものと考えてございます。

○吉本議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 増田議員の再質疑にお答え申し上げます。

財産管理のチェック、どうしているかという質疑かと思います。財産管理のチェック方法につきましては、基本的には、帳簿あるいは証書などの書類による確認と、それから担当者からの聞き取りによって行っており、そういった現状でございます。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第50号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 29年度国保会計決算については、4点お聞きしたいと思います。

この決算を見てみますと、前期高齢者交付金、これが1億3,000万円余りの補正というものが生まれています。当初見込みよりも1割以上もの金額というものが補正されているんですが、この理由についてお聞きをしたいと思います。

また、2点目に、高額療養費というものが大幅に減っています。その要因として、どのような市として分析をされてきたのかという点。

3点目には、滞納に対しての対応面、この面では市としてはどのような認識を持って対応を行ってきたと捉えているのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目には、人間ドック、脳ドック、こういうものが、この間、岩出市としても、特に脳ドックについては、新たに受診というものが始められてくる中で、毎年のように、この受診枠をふやしてほしいという、こういう声があったわけなんです、この点では、改善面という点ではどのように議論をし、そして、この人間ドック、脳ドックに対して対応してきたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1 点目、前期高齢者交付金の補正の理由につきましては、この交付金は、被用者保険の加入者が退職後、国民健康保険に加入することにより、保険者間で医療費の不均衡が生じているため、これを調整するために設けられているもので、前期高齢者加入率が全国平均を上回っている保険者には交付金が交付されます。交付額は、当該年度の概算額、今回は場合は、平成29年度の概算額と、前々年度の精算額、今回の場合は、平成27年度の生産額の合計額が交付される仕組みとなっています。

増額となっているのは、平成27年度概算時交付時として比較して、前期高齢者数、加入率、1人当たりの給付額のいずれにおいても実績が伸び、平成27年度の精算額が当初の見込みより大きく上回ったことが主な要因と考えております。

続いて、2 点目、高額療養費の減額につきましては、被保険者の減少、高額療養費の改定、高額な調剤の薬価が改定された影響などにより、医療費の伸びが縮小したのが減額の主な要因と考えております。

続いて、3 点目、滞納に関しての対応面では、どのような認識で対応を行ってきたのかにつきましては、納付期限を過ぎても納付いただけない方に対して、督促、文書催告などを実施し、それでも未納となっている場合は、財産調査等を実施し、その結果、保険税を納付できる能力があり、納付できない特別な事情がないにもかかわらず対応している方には、差し押さえなどの滞納処分に踏み切っています。また、保険税の負担能力がないと判断した場合は、滞納処分の執行停止を行うなど、法律に基づき適正な事務実施に取り組んでおります。

国民健康保険事業は、特別会計にて事業運営を行っており、国保税と公費等の収入で、保険給付費の支出を賄うのが原則です。国保税は歳入の中心となる大切な財源と認識しておりますので、また、加入者等の負担の公平性の観点からも、今後も徴収率の向上に努めてまいります。

続いて、4 点目、人間ドック、脳ドックに対する受診枠の改善面ではどのような議論を行ってきたのかについては、人間ドックにつきましては、生活習慣病の早期発見、予防を目的に実施しているものでありますが、市の重点事業である特定健診とがん検診をセットで受診していただければ、人間ドックとほぼ同等の効果があるものと考えておりますので、引き続き特定健診とがん検診の受診を積極的に推進してまいります。

脳ドックにつきましては、平成26年度に定員20名で実施した事業であります、申し込み状況などから、平成29年度は60名、平成30年度は70名に定員を拡大いたしました。また、脳卒中の危険因子として、高血圧や糖尿病、脂質異常症などの生活



習慣病が上げられていることから、脳卒中の予防には特定健診の受診を推進する必要があると考えており、特定健診を受診して、日ごろから自身の健康に気をつけている方に対し、平成30年度は優先枠を設定するなどの見直しを行っています。

今後も特定健診を初めとする保健事業の推進に取り組んでまいります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 滞納面について、再度お聞きをしたいと思うんですが、今、財産調査を行った上で支払う能力がある人に対して、滞納の督促なんかも含めて対応しているんだということを言われました。その中では一括返済で数十万円、中には100万円を超える、そういうことを市に求められる、そういう方もおられたわけなんです。

そういう点においては、市は生活実態に見合った返済を行っているんだというんだけど、現実的に、市として、一括返済として何十万、また100万円近いようなそういう取り立てというような実態はなかったのかどうか。また、実際には、市として、一括返済として、どのような金額ぐらいを市として国保加入者に求めてきたのか、その実態をちょっと教えていただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

滞納一括返済で、市のほうで大きな金額を求められたということですが、本人さんに滞納額の全額というのをお見せしまして、基本は一括返済を求めることとしておりますので、そういうことを初めにお話しした結果、実態のほうを把握して、その後、分割納付に進むこともあれば、動産の差し押さえに進むこともございます。

取り立ての実態はなかったのかということにつきましては、金額の集計等は行っておりませんので、どれが一番高い金額であるとか、そういうのは行っておりませんので、そういう数値は、実績は私のほうではわかっておりません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の滞納の実態についてでいうと、私もかかわった件というのは、国保返済については何件もあるわけなんです、その中では、その方と一緒に市の職員さんなんかとも対応した中で、50万円、また、中には180万円と、そういうのを返済を求められたんだという方もおられたということだけを指摘をしておきたいというふうに思います。これはもう答弁は結構です。

○吉本議長 続きまして、議案第53号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次、53号の下水道事業会計の決算について、2点お聞きをしたいと思います。

繰越明許として2億5,500万円、計上がされています。当初計画から見て、年度内の進捗面という点では、どのような状況だったのかという点、お聞きしたいと思います。

また、2点目として、下水道への接続面に対して、住民対応ですね、つないでくださいよという、そういう点についての市の対応について、29年度ではそのような状況だったのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○岡田下水道工務課長 増田議員の1点目について、お答えさせていただきます。

平成29年度の公共下水道の当初予算整備面積の45ヘクタールのうち40.2ヘクタールが完成しており、4.8ヘクタールと補正予算分の2.66ヘクタールの合計7.46ヘクタールが繰り越しとなっております。

繰り越し工事につきましては、平成30年7月末に完成となっております。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 2点目の下水道への接続面に対する住民対応につきましては、事業認可区域拡大ごとの周知、各工事の着手前の地元説明会の実施、供用開始前に対象家庭への資料の配布と説明会の実施、下水道の日やふれあい祭りなどでの啓発活動、上下水道業務課に相談窓口の設置や、工事完了後に速やかに供用開始を行うことで、早期の接続率向上に努めております。

また、供用開始後も半年経過時点で戸別訪問によるPRや、1年目、2年目の水洗化助成金の期限が切れる前にお知らせのチラシのポストインを実施し、住民周知を行い、接続率の向上に努めています。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第55号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 55号については、水道事業会計です。この点においては、水道事業における純利益、これについては、今年度も1億6,000万円を超えるというようなもの

になってきています。岩出市では、毎年、このような多額の純利益、これを生んでいるわけなんですけれども、審議会でこのような水道料の純利益、これがずっと上がってきている中で、審議会なんかにおいて、水道料金の改正というような議論なんかはされてこなかったのか。また、審議会なんかでは、こういう利益が上がっていることに対しては、どのような意見が出ているのか、この点について最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 水道事業会計決算についてでございますけれども、水道事業における純利益は、今年度も1億6,000万円を超えるものになっている。毎年、多額の純利益を生んでいる状況において、審議会で水道料金改定の議論はなされてこなかったのかについてでございますけれども、水道事業は、地方公営企業法に基づき会計処理を行っており、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の区分に別れてございます。したがって、平成29年度における収益的収入と支出の差は税抜きで1億6,012万436円となり、この差が純利益となっておりでございます。

次に、資本的収入と支出の差は税抜きでマイナス4億5,780万6,144円となります。純利益の1億6,012万436円と資本的収支の差、マイナス4億5,780万6,144円を合わせますと、全体的にはマイナス2億9,768万5,708円の赤字となります。また、審議会での議論に関しましては、平成27年度の審議会において水道ビジョンの策定について開催されたものでございまして、水道料金の改定の議論は行ってございません。

今後もアセットマネジメント計画に基づき、施設の更新や耐震化を図る必要がある中、水道事業の経営の見通しといたしましては、年々、給水収益が減少しており、開発による加入負担金や施設負担金の収入が現状どおり続けば、当面の間は安定した経営状況となる見通しでございますが、開発が減少しますと経営が厳しくなり、水道料金の値上げや、企業債の借り入れによる資金確保の検討も今後必要となると考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点確認だけしたいと思うんですが、岩出市の今の説明では、赤字が3億何億というような説明だったと思うんですね。岩出市の水道会計、この岩出市の水道会計自体については、赤字なんですか、黒字なんですか。この点だけ再度はつきりとしていただきたいと、確認だけちょっとさせていただきたいと思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、会計のほう収益的収入と支出、それと、もう一方で、資本的収入と支出、この二本立てで会計ができております。

議員おっしゃる収益的支出の中で、純利益が1億6,012万436円が黒字となっているということだと考えると思いますけれども。実際には、この中にも長期前受金というのがございまして、これは現金の伴わない収入というのも約1億5,800万ございます。ですから、収益的収支といたしましても、本来は純利益というのは、現金の伴わない長期前受金がございますので、その1億5,800万を引くと、約300万程度、200万程度ということになります。

それにあわせて、資本的収支のほうでございますけれども、これにつきましては、マイナスの4億5,780万6,144円の資本的では赤字となつてございます。ですから、先ほど申し上げました議員おっしゃる純利益の黒字となっているという1億6,000万から資本的の4億5,780万6,144円を引きますと、マイナスの2億9,768万5,708円、両方合わすと、この赤字となるということでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ちょっと改めてお聞きしたいんですが、水道加入者には、月1,050円ですか、それを利用負担してもらっていると。そんな中で、要するに岩出市として、総トータルで、この水道会計事業についての水道会計自体についての状況については、赤字なのか、黒字なのかと。要するに年間トータルで、実際には水道事業会計そのものとして赤字会計としてなっているのか、実際には黒字という部分で、毎年、水道会計として黒字の部分として会計として成り立っているのか、それとも、岩出市としては、水道会計事業自身については赤字の実態になっているのか、総トータルで実態はどうなのかという点だけ、最後に改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、収益的収支、それから資本的収支の二本立てということで、収益的収支のほうでは、会計上、黒字ということになっておりますけ

ども、資本的収支、いわゆる工事であるとか、施設の投資のほうですね、こちらのほう行っておりますので、そちらのほうでは赤字となっております。ですから、トータル的には、先ほど申したように、赤字でございます。

また、決算のほうに載せておりますキャッシュフローのほうでも、これは現金でございますけども、29年度では、前期に比べまして1億2,084万5,242円が減額というか、減っておるという状況でございます。毎年、キャッシュのほうが資本の投資がございますので、ここの現金というのは減っていく状況でございます。

○吉本議長　これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、岩監査第17号について、お願いいたします。

○尾和議員　まず、監査委員の意見書について、3点にわたってお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、財産管理についてであります。毎年計上されております。この計上している数値について、帳簿上のチェックか、それとも現物確認しているのか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、財産に関する調書について、平米数の数字は何をもとにこの計上しているのか。第三者が見て、明らかにこの数字だなということで確認ができるものであるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それと、3番目に、監査委員というのは、1年間を通じて予算上の決算の数値を確認すると同時に、岩出市行政に対して監査をするということが求められてきていると思います。ここ1年間において、行政監査を実施した件数はどうであったのか、その結果についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員　尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目の財産管理について、帳簿上のチェックか、現物を確認しているのかについてであります。基本的には、帳簿や証書などの書類による確認と、担当者からの聞き取りによって行っております。全ての現物の確認というのは行ってございません。

2点目は、財産に関する調書における平米の数字は、何をもとにしているのかについてであります。土地にあっては登記簿の数値、また建物にあっては建築確認

などの設計図書の数値がもとになっております。

3点目の行政監査の件数でございますが、平成29年度中において行政監査は実施しておりません。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この監査委員の役割というのは、市の財産について、市民の税金で買われたものであります。それを帳簿上のチェックだけでいいのか。現物についても、やはりしてないということでありましたが、全部を一気にやるということは不可能であります。例えば、担当課の部類において、年次的に、月の3カ月に1回とか、4カ月に1回とか、そういう形でチェックを実施していくべきだと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、調書についてであります。今、土地については登記簿でチェックをしているということであり。しかし、岩出市の所有する財産について全て、いわゆる法務局で登記をしているのか、していないのか、これについてお聞きをしたいと思います。全てしておるのであれば、登記簿に基づいて平米数はチェックできるんですが、それをやっているのか、やっていないのか、私についてはわかりません。そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、行政監査の件なんですが、6月ごろでしたかね、新庁舎の監査をやられた資料をいただきました。あれは行政監査の部類に入るのではないかと思うんですけども、實際上、行政監査やられているなど。まず、前進をしたなという評価を私はしておりましたが、これは行政監査ではないという理解をしておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

1点目の財産管理について、書類の確認だけで十分かという質疑だったと思いますが、土地にありましては、先ほど申し上げましたとおり、登記簿で確認を行っております。また、公用車にあっては車検証、基金にあっては金融機関の残高証明書などの証書のほか、支出調書や契約書、また現物の写真などでも確認を行っております。現在のところ、書類の確認と聞き取りにおいて、特に疑義が生じたようなことはありませんが、疑義が生じた場合につきましては、現物の確認ということも

必要になってくるかと考えてございます。

2点目の市の所有する土地につきまして登記所で確認する必要があるのか、しているのかということでございますが、これにつきましては、市当局におきまして、十分に今までも、私の知る限りでは、土地の動きがあった場合は登記簿提出、出していただいておりますので、網羅されているんじゃないかと、このように思います。

そして、3点目の行政監査につきまして、先ほどおっしゃられました南庁舎の件だったと思いますが、それにつきましては、私どもの監査の概念といたしましては、随時監査という形で、特に2回目、大きな事業等について工事の検査というのは専門家にお願いいたしまして、専門的な立場から監査をしていただき、また、ご指導いただいているというのが実情でございます。

広い意味では、行政監査の一環と認識してもええかと思いますが、私どもは随時監査の中の、今回と2年前に行われましたが、検査という形で実施したところでございます。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 監査委員に質問してたら時間ないんで、最後になりますが、再度確認しますよ。岩出市では、全ての財産を登記簿において、法務局に届け出ているという認識を監査委員はしているということになれば、監査委員がチェックをした登記簿を後から拝見をさせていただきたいというように思いますので、それを要請しておきたいと思います。

それから、行政監査については、随時監査という表現を使われましたが、これは私は行政監査の一部だと捉えたんですよ。随時監査という表現じゃなくして、明らかに行政監査をしましたよという形で表現を改めていただくほうが正しいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

1点目の、ちょっと聞き漏らした点があるかも知れませんが、登記の件でございますが、これにつきましては、私が申しましたように、過去、いろいろと調査した結果、登記の変動があれば出るという事実がありますので、全てが登記されると、こう認識してございます。

そしてあと、次に、行政監査、私、随時監査と申し上げました。庁舎の監査につきましては、広い意味では行政監査の一環でございますが、法律上、私どもの認識としては、随時監査の一環で、私が常々申し上げています行政監査の視点からの監査というのを行ってございますので、ある意味では行政監査とおっしゃっていただいても結構でございますが、我々は行政監査は、もっと別の形があるんじゃないかなと、このような認識でございます。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

午前10時45分に再開いたします。

休憩 (10時31分)

再開 (10時45分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第49号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案49号、29年度、昨年の決算に関する審議をさせていただきたいと思っています。

まず、この1年間の事業における収支において、いかにこの市民からいただいた税金を市民にサービスしていくか、還元していくかという視点から、この問題を決算の審議をしていきたいと思っております。

まず、私は1人会派ということで村八分にされて、レッドパージみたいな形で委員会の委員にも選出されてないという状況の中で、全ての議案について質疑をすることが、限られた時間ではありますが、やっていきたいと思っております。

まず、平成29年度、横断的な事項について質疑をさせていただきたいと思います。

まず、超過勤務の実績、昨年時間と金額及び課別にどういう推移をしているのか。

2番目に、有給休暇の取得実績、過去5年間についてお聞きをしたいと思います。それから、その他の休暇についても、同様に求めたいと思います。

それから、まず電力使用量、光熱水費の電力使用量であります。施設ごとに昨年比と実績、全体としてどれだけ増減をしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、公共下水道の接続がされてきておりますが、公共施設で、今年度、下水道に接続した実績、残個数についてお聞きをしたいと思います。

それから、決算書の内容を見ますと、流用なり充用の件数が出てきております。この件数について、どういう実態になっているのか、お聞きをしたいと思います。



それから、46ページのふるさと納税寄附金の件数であります。このふるさと納税については、私が過去からずっと主張してまいりまして、やっと300万余りの寄附金が寄せられておると、数字に出ておりますが、最高額と最低額、それから返礼品の内容についても、あわせてお聞きをしたいと思います。

それから、那賀衛生環境組合返還金、1,000万余り返還金があるんですが、これは単年度における収支において、残金として余ったものが返還されたのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、同様に、那賀消防組合返還金、2,300万余り返還金が発生しております。これについてもお聞きをしたい。

それから、58ページの三菱自動車燃費不正事務経費7,784円、この内容についてお聞きをしたい。それから、危機管理報酬240万が計上されて決算に出ております。何日間勤務しているのか。現状でこの対応がいいのかどうか、これについてお聞きをしたい。

それから、非常勤公務災害補償事務負担金、これについてどういう公務災害のときに、この負担金、保障されるのか、お聞きをしたいと思います。

紀の川バスコミュニティ、この負担金についてですが、使用頻度が、岩出市の場合、減少しております。今後どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、ごみ助成事業補助金1,500万、これについての支出先はどうなっているのか。

それから、ときめき交通講師謝金、この支払い先はどこなのか、お聞きをしたい。

それから、94ページ、市税取扱手数料、この取扱手数料の内容。

次に、コンビニ取扱手数料240万計上されております。

それから、滞納処分費、これについてお聞きをしたい。

それから、投票所借上料70万、これはどこなのか。

それから、引きこもり者社会参加支援センター、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、緊急通報体制の委託金で300万から決算に載っておりますが、出動回数及び訪問はどうなっているのか。

それから、子供医療費扶助費、これの使途についてお聞きをしたい。

それから、136ページの就労継続支援、障害者のA型、B型、納付金額が、A型で6,400万、それからB型で1億1,900万余り計上されております。これについて、1人当たり幾らという計算をしていくのか、その事業所全体として算定しているの

か、お聞きをしたい。

それから、臨時福祉給付金、繰越明許で4,000万余り、いまだに給付金が支給されていない。これはなぜ、どういう理由で繰越明許になっているのか、お聞きをしたい。

それから、講師謝金で30万5,000円、どこに支出したのか。

これは嘱託医の報酬で84万円、それから、146ページの血圧計等処分委託料、ほかのところも職員委託料があるんですが、血圧計の使用済みの場合、これは医療器具として処分しなければならないものかという問題もありますし、この委託料についてお聞きをしたい。

それから、個別肝炎ウイルス委託料、これについて、何人の方が肝炎ウイルスの検診をして、注射をされたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、各種がん検診委託料については、これ全般についてですが、昨今、このがん検診について、疑義が生じているということで、形式的にがん検診がやられ、多額の金額が支出しているという医者の見解もあります。この実態について、改善する方向性はないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、新生児の訪問について、助産婦さんですが、140万余り計上しております。訪問件数はどうであったのか。

それから、休日急患センター分担金300万から計上された。診療実績は、過去3年間どういう推移をしているのか。

それから、200ページのふるさと岩出委託料、不用額が77万4,000円計上されておりますが、見込みより少なかったのかということなんですが、これの理由についてお聞きをしたい。

それから、需用費で消耗品費及び印刷製本、これが繰越明許になっているんですけども、その理由についてお聞きをしたい。

それから、岩出市観光農園委託料、押川のところなんですが、この160万余り、現在の使用頻度、費用対効果について、どのような見解をお持ちなのか、お聞きしたい。

それから、さぎのせ公園の指定管理委託料についてですが、1,000万余り計上しております。このさぎのせ公園の管理棟の使用頻度について、実績はどうであったのか。

それから、県防災ヘリコプター430万余り計上されております。岩出市における出動回数は何件出ているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、全国瞬時警報システム保守委託料48万6,000円ですが、Jアラートのことだと思うんですが、このテストの内容について、正常に稼働しているのか、過去の実績をお聞きをしたいと思います。

それから、指導員、補助員の謝金について、これはどういう内容で指導員に謝金を支出しているのか。

それから、土曜学習教室等講師謝金130万余り計上していますが、これは対象者は誰に支出しているのか。

それから、子ども放課後教室等講師謝金290万余り計上していますが、これも内容について。

それから、桜台地区公民館浄化槽使用料74万4,000円の計上があるんですが、この桜台公民館については、岩出市に移管をされているのか、いないのか。管理権者は誰なのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、岡田グラウンドの整備、一昨年、洪水によってされましたが、その内容についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑に対して、お答えいたします。

まず初めに、超過勤務の実績についてですが、課・室・局名、29年度の時間、金額と対前年度比の時間、金額の順に申し上げます。

議会事務局、平成29年度、37時間、4万4,657円、対前年度比マイナス32時間、マイナス5万5,404円。

市長公室、493時間、81万311円、対前年度比86時間のプラス、19万3,314円の増額です。

総務課、1,630時間、266万1,103円、対前年度比マイナス821時間です。金額にしましてマイナス193万2,673円。

財務課、356時間、57万4,073円、対前年度比60時間の増、金額にしまして7万2,747円の増です。

税務課、3,812時間、663万397円、対前年で539時間の増、金額にしまして90万861円の増。

市民課、243時間、32万4,218円、対前年で、マイナス395時間、金額にしましてマイナス45万7,432円。

出納室、500時間、132万1,394円、対前年で340時間の増、94万3,674円の増です。  
福祉課、2,581時間、463万6,548円、対前年で786時間の増、金額にしまして135万339円の増です。

子育て支援課、1,198時間、214万5,687円、対前年で73時間の増、金額にしまして11万4,495円の増です。

保育所、2,316時間、金額で437万218円、対前年で1,518時間の増、金額にしまして281万2,706円の増です。

保険年金課、3,015時間、570万5,168円、対前年でマイナス363時間、金額でマイナス34万6,792円。

長寿介護課、2,137時間、426万9,888円、対前年で356時間の増、金額で35万210円の増です。

保健推進課、1,218時間、160万1,681円、対前年で253時間の増、金額で18万9,072円の増です。

生活環境課、270時間、43万7,200円、対前年マイナス53時間、金額でマイナス21万9,119円です。

続きまして、クリーンセンター、8,988時間、1,982万6,789円、対前年で810時間の増、金額で26万443円の増。

農業委員会、54時間、6万4,099円、対前年で46時間の増、6万987円の増です。

産業振興課、1,672時間、260万1,626円、対前年でマイナス50時間です。金額にしましてマイナス20万4,397円。

都市計画課、114時間、13万8,138円、対前年でマイナス48時間、金額にしましてマイナス4万3,775円。

土木課、4,104時間、807万797円、対前年1,302時間の増です。金額にしまして301万8,779円の増。

教育総務課、889時間、180万539円、対前年で292時間の増、86万7,488円の増です。

生涯学習課、2,118時間、306万3,809円、対前年で131時間の増、金額にしまして10万7,955円の増。

岩出図書館、569時間、95万4,216円、対前年で91時間の増、金額にしまして25万9,736円の増。

民俗資料館、83時間、19万1,865円、対前年でマイナス35時間、金額にしましてマイナス10万6,784円。

それと、全課にわたるものとしまして、災害対策分で1,656時間、336万4,598円、対前年でプラス1,430時間、金額にしまして302万9,417円。

選挙としまして、3,520時間、831万9,784円、対前年でマイナス5,402時間、金額にしましてマイナス1,245万4,806円です。

トータルとしまして、平成29年度のトータルの時間が4万3,573時間、金額にしまして8,392万8,803円、対前年で914時間の増、金額にしますとマイナス128万8,959円の減となっております。

続きまして、有給休暇についてですが、平成29年度は17.8%、平成28年度は15.2%、平成27年度は15.1%、平成26年度は16.6%、平成25年度は15.9%の取得実績がございます。

その他の休暇としまして、夏季休暇につきましては、平成29年度は98.4%、平成28年度は97.0%、平成27年度は97.3%、平成26年度は98.0%の取得実績がございました。

続きまして、育児休業につきましては、平成29年度は13名、平成28年度は12名、平成27年度は17名、平成26年度は15名、平成25年度は15名の実績がございました。女性職員における取得率は100%となっております。

続きまして、那賀消防組合返還金についてですが、これにつきましては、平成28年度的那賀消防組合負担金について、那賀消防組合の決算により、対象者等の人件費及び救急車両寄贈による車両購入費の不用額等による返還金でございます。

次に、危機管理監報酬に係る勤務については、週4日の勤務となっております。また、災害と予測される場では常に勤務していただいております。

次に、県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金に係る岩出市への出動回数について、平成29年度はございません。

続きまして、全国瞬時警報システム保守委託料については、システムの正常な動作を維持するための定期点検及び障害発生時の修理対応であり、正常に稼働しております。

続きまして、非常勤公務災害補償事務負担金についてですが、各委員や嘱託医、非常勤の職員756名分に係る公務災害の負担金で、和歌山県市町村総合事務組合に支払っております。

内訳としましては、保育所などの嘱託医14名分、それから選挙管理委員会などの委員分で40名分、審議会などその他の委員や非常勤職員665名分、公立学校医、歯科医、薬剤師37名分となっております。

次に、紀の川コミュニティバスの負担金、利用者減になっているのかということですが、利用者増加に向けた改善対策としましては、広報紙に無料乗車券を掲載し、バスの利用促進を図る啓発を紀の川市と合同で実施しております。今後も利便性の向上に向け、紀の川市と協議し、取り組んでまいります。

続きまして、コミュニティ助成補助金1,500万の支出先についてですが、これについては、相谷地区に対して、集会所建設及び備品の整備に対する補助金となっております。

次に、ときめき交通大学講師謝金、これの支出社名はということですが、ときめき交通大学のカリキュラムとしまして、平成29年7月31日に岩出自動車学校教習場において実施しました実車講習に係る講師謝金を株式会社岩出自動車学院に支払っております。

以上です。

○吉本議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の質疑にお答えさせていただきます。

102ページの投票所の借上料、これどこの分かということでございますけれども、これは市の公民館の7館、岩出地区、山崎地区、根来地区、上岩出地区、紀泉台地区、桜台地区、船山地区、この7館と地域の集会所などの5施設、境谷、押川、鴨沼、山宮の浦、この4つの集会所と皆楽園さん、ここをお借りしている分になります。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

全体としての電力使用量、施設ごとの昨年比との実績ということでございますが、電気使用量について、まず施設名を申し上げて、その後、平成29年度電気使用量をキロワットアワーの単位で、最後に対前年比をパーセントで申し上げます。

まず、施設名、庁舎ですが、平成29年度の電気使用量は44万8,720、対前年度比3.8%の増です。

サンホールですが、1万9,601、対前年比は3.86%の増です。

いわで御殿、12万7,068、対前年比マイナス4.89%の減です。

保育所、18万1,685、対前年比3.56%の増です。

児童館、1万64、対前年比3.89%の増です。

老人憩の家、3,474、対前年比マイナス92.97%でございます。

総合保健福祉センター、43万8,700、対前年比3.31%の増です。

小学校、61万3,136、対前年比マイナス8.6%。

中学校、28万9,474、対前年比マイナス6.17%。

学校給食共同調理場、23万1,044、対前年比4.9%の増です。

公民館・集会所、13万1,652、対前年比マイナス3.7%です。

市立体育館・中央公民館、12万3,558、対前年比マイナス3.29%。

総合体育館、16万5,587、対前年比3.4%増です。

若もの広場、3万6,910、対前年比マイナス8.38%。

岩出図書館、18万3,034、対前年比2.88%の増です。

駅前ライブラリー、4万1,875、対前年比1.1%の増です。

民俗資料館、6万5,407、対前年比マイナス2.8%。

産業振興課の旧地籍調査課、1万7,025、対前年比6.97%増です。

ねごろ歴史資料館、5万9,396、対前年比46.39%増です。

旧県議会議事堂、6万3,824、対前年比50.6%の増です。

クリーンセンター、659万6,087、対前年比3.76%増です。

合計984万7,323、対前年比2.6%の増となります。

次に、予算の流用、充用の件数についてであります。予算の流用については、地方自治法第220条第2項の規定により、やむを得ない理由がある場合について、執行科目となる目節において予算を流用しております。流用及び充用については、その乱用を避けるため、要求部署に対し、理由等必要な説明を求め、その内容を審査し、件数の減少に取り組んでいるところであります。流用件数は147件、充用件数は11件となっております。

以上です。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑について、通告に従い、お答えいたします。

ふるさと岩出市応援寄附金の件数は23件で、最高額は140万円、最低額は1万円でございます。

次に、三菱自動車燃費不正事務経費7,784円ですが、三菱自動車工業株式会社による燃費不正の事務経費の内訳は、対象納税義務者への不足分の納税通知書82通の郵送代7,028円と、作成代656円、及び三菱自動車への納付書1通の郵送代92円と作成代8円でございます。

次に、市税取扱手数料は、口座振替及び金融機関への税務調査の手数料などで、内訳は、口座振替手数料が1万4,547件で15万7,096円、税務調査手数料、これはコ

ピー代相当額ですが5,552件で12万4,692円、郵便局の市税取扱手数料が3,802件で5万880円でございます。

次に、コンビニ取扱手数料241万4,618円ですが、コンビニ収納サービス取扱手数料は、納税者の利便性の向上のため、平成20年度から利用を開始しており、月額基本料3,240円と、1件当たりの単価63.72円で、平成29年度は3万7,284件となっております。

次に、滞納処分費23万2,394円ですが、滞納処分費は差し押さえに関する費用であり、差し押さえた動産等の換地配当の際に、税に先立ち徴収されます。

滞納処分費23万2,390円の内訳は、不動産購買の不動産鑑定費用が2件で21万4,000円、搜索の際の玄関扉の開錠費用、鍵をあける費用が1件で1万4,400円、それから動産購買の官公庁インターネットオークションの手数料が3,990円となっております。

以上でございます。

○吉本議長 福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員ご質疑の110ページ、引きこもり者社会参加支援センター運営負担金は、引きこもり者の社会参加を支援することを目的に、麦の郷ハートフルハウス創に対する補助金として、岩出市が負担したものでございます。

費用の2分の1を関係市町村で負担する仕組みで、平成29年度において、市町村負担分304万7,000円のうち、平成27年度の利用実績により案分し、岩出市が128万6,000円を支出したものでございます。

次に、136ページ、就労継続支援につきましてですが、この支援に係る支出は、一般企業等での就労が困難な障害者に働く場所を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスに対するものであり、障害者の状況により、A型、B型がございます。1人当たりの費用がまちまちなため、当初予算では全体として計上しております。

3点目、138ページの臨時福祉給付金につきましてですが、平成29年度に繰越明許となった臨時福祉給付金について、申請件数が見込みより少なかったため、不用額が生じたものでございます。当初、支給対象となる人数につきましては、国から提供された算定基礎に基づき見込んでおりましたが、決算では簡素な給付措置分で1,034人分、経済対策分で2,465人分が不用となつてございます。

繰越明許の理由としましては、28年度から29年度にかけての臨時福祉給付金のうち経済対策分が継続事業として繰り越されたものでございます。



○吉本議長 子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

ページ140、講師謝金30万5,000円はどこかにつきましては、地域子育て支援センターで実施している各種事業の講師謝金になります。

事業の内容は、ベビーマッサージ、巡回相談、簡単クッキング、わらべうた、親子ダンス、ベビーサイン、子育て講座、親子で運動遊びの計8名分の講師謝金となります。

次に、ページ142、嘱託医報酬84万円につきましては、児童福祉法に基づく公立保育所の内科医、歯科医、眼科医の嘱託医報酬になります。

次に、ページ146、血圧計等処分委託料2万8,080円につきましては、水銀に関する水俣条約に基づき、公立保育所で使用していた水銀を含んだ体温計の処分委託費になります。

以上です。

○吉本議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 54ページ的那賀衛生環境整備組合返還金は、那賀衛生環境整備組合規約第13条の規定に基づき、平成28年度負担金として支出した負担金の精算による返還金でございます。

○吉本議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の質疑、ページ118、子供医療扶助費215万3,000円の使途は何かにつきましては、小中学生の通院分の扶助費が不足したため、流用したものです。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 保健推進課所管部分について、お答えさせていただきます。

まず、個別肝炎ウイルス検査の件数ですが、141件です。

次に、がん検診についてですが、胃、肺、大腸、乳がんについては40歳以上、子宮頸がんは20歳以上、乳と子宮は女性のみですが、市民を対象に、国の健康増進法に基づき実施しております。がん検診に係る委託料は、合計9,875万2,908円で、昨年度より209万5,766円の増となっております。

受診率につきましては、胃がん検診で27.4%、子宮頸がん検診26.8%、乳がん検診28.8%、肺がん検診35.9%、大腸がん検診34.0%でした。引き続き啓発を行い、受診率の向上に努め、がんの早期発見、早期治療に結びつけてまいります。

次に、新生児訪問、助産師の件ですが、助産師による訪問件数は、母と子合わせ

て710件となっております。

次に、休日急患センターの実績、利用者数ですが、過去3年にわたりということで、まず平成27年度、岩出市が708人、紀の川市が1,042人、岩出市、紀の川市以外のその他120人、合計1,870人、平成28年度、岩出市704人、紀の川市1,007人、その他165人、合計1,876人、平成29年度、岩出市731人、紀の川市1,096人、その他172人、合計1,999人となっております。

○吉本議長 寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 144ページ、緊急通報体制委託料310万8,780円、出動回数及び訪問はどうかについて、お答えいたします。

委託料310万8,780円につきましては、1人につき、月2,052円の委託料に、年間延べ利用件数1,515件を乗じた費用です。

平成29年度の出動実績に関しましては、警備員が15件、協力員が70件、出動し、訪問いたしました。

以上です。

○吉本議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 224ページ、さぎのせ公園指定管理委託料の使用頻度はどうかにつきましては、平成29年度は139件の使用許可申請がございました。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 200ページ、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料として、当初、寄附額200万円に対して100万円の委託料を予算計上していましたが、寄附実績並びに事業委託契約により委託料が22万5,200円となったためです。

なお、返礼品の内容ということでございましたので、返礼品の内容といたしましては、酒、あられ、甘酒、炭スイーツ、ストロップワッフル、紀州ラーメン、牛肉、ハチみつなどでございます。

続きまして、202ページ、平成29年2月24日に交付決定を受けた地方創生拠点整備交付金により実施するねごろ歴史の丘観光拠点整備事業につきまして、平成29年度に繰り越し、執行したためでございます。

204ページです。岩出市観光農園委託料の実績につきましては、市内保育所の体験として、5月22日にイチゴ狩り、9月27日にはサツマイモ掘りを実施いたしました。それぞれ収穫体験を行うことにより、農業に触れ合い、食育や地産地消及び都市住民と農村の交流の推進に資することができたものと思っております。

以上です。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 公共施設の今年度の下水道に接続した実績と残戸数についてでございますが、平成29年度の公共施設の下水道への接続実績は、山崎地区公民館、水栖大池公園、大池児童館の3カ所でございます。残戸数は、建設中の市民プールを含めると35戸でございます。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員のご質疑の240ページ、指導補助員謝金につきましては、適応指導教室フレンドに係る指導補助員2名に対しての謝金です。

続きまして、252ページ、土曜学習教室等講師謝金につきましては、各中学校における講師への謝金です。

内容としましては、土曜学習教室、放課後補充学習、職場体験事前学習に係るマナー講座、部活動の外部講師への講師謝金となっております。

○吉本議長 生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 259ページ、放課後子ども教室等講師謝金295万3,100円についてですが、4事業の講師謝金です。

1つ目、放課後子ども教室講師謝金、生涯学習を考えるコンサート出演者謝金、ふれあい女性学級講師謝金、根来の子守唄保存事業に係る講師謝金でございます。

続きまして、264ページ、桜台地区公民館浄化槽使用料74万4,000円についてですが、桜台地区公民館の汚水につきましては、桜台管理組合に対して支払う污水处理施設使用料分担金一覧表に基づき、月額6万2,000円に使用料月数を乗じた額でございます。管理者についてですが、桜台管理組合でございます。

続きまして、290ページ、岡田グラウンド整備工事請負費、金額が118万1,088円でございます。これにつきましては、平成29年10月22日、台風21号により岡田グラウンドが浸水し、使用できなくなったため整備いたしました。

内容といたしまして、整地、転圧、土入れ、ヘドロ等の撤去でございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、全体としてなんですが、今、超過勤務の実態について報告を受けました。前々からは、この問題については、超過勤務、長時間労働をなくして、職員の健康を守っていくという立場から、そういう取り組みをすべきだということで指摘をしておったわけですが、依然として、そんなに減っていないというのが実態

ではないか。今後の計画等について、どうしていくのか、まずお聞きをしたい。

それから、電力使用量、これもずっと言われたので、後で数字を検討してみますが、昨年比と今年度のプラスマイナスを見ると、そんなに減少しているということでもないの、ここら辺についてお聞きをしたい。改善する方針をお聞きをしたい。

それから、公共下水道の接続に関してですが、今報告によると、年度で3件、残が35件あるということでもあります。35件の公共施設の下水道の接続計画について、どういう計画で持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、危機管理監の報酬の件ですが、今、週4日で災害が発生したときには出勤していただいておりますということなんですが、実質的には、危機管理監が設置をしておられますけども、実際上は、総務課の中の一部だということ、ほんまに機能するのかなという点があるんですが、そこら辺の改善計画、もっと具体的に、今日、重大災害が発生しているわけですから、専門分野として確立をして、市民の命を守るという体制が必要ではないかと思うんですが、これについてどうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、謝金の点なんですが、謝金のところについては、多くの謝金で支出をしております。この謝金の支出について、横断的に謝金を幾らと決めているのか。その都度支出をしているというような嫌いがあるんじゃないかというふうに思うんですが、統一した謝金の支出、これについて条例化をして、明文化すべきだというふうに思っておりますが、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、急患センターの使用頻度についてですが、これは休日急患で対応しなきゃならないということで、重要な業務である、事業であると思うんですが、啓発とか、そこら辺の、どこに設置をしていくのかということも明らかではありません。私も紀の川病院のはたにあるんだなという気はしますが、皆さんが、急患センターはどこですかと聞かれた場合に、私も回答することができないという状況にありますので、もっと具体的に啓発をしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

それから、岩出農園の委託料ですが、今報告を受けますと、年2回で160万円から支出をしている。この費用対効果の考えからいくと、余りにも金額が多いんじゃないか。2回の保育園児が参加をしたということでもあります。ここら辺についても手直しをする必要があるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、さぎのせ公園の使用料については、年間139件、この使用頻度についても余りにも少ないなど。なぜ、使用頻度がふえないのか。現在の指定管理者の姿勢にも問題があるのではないかなと思うんですが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、謝金のところでは、教育関係、その他もろもろのところがありますので、これについては関連するところがあればお聞きをしておきたいと思います。

それから、桜台の地区公民館の浄化槽なんですが、上物は、これは岩出市に移管をされているのか。上物と底地も全て、桜台自治会がまだそのままになっているのか。その上で、この浄化槽の設備については、公共下水道が接続した際には、地区公民館の浄化槽の使用についてはストップされるのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、コンビニ関係市税取扱手数料等々のお話をお聞きをしました。今キャッシュレスという形で、世界的にも現金を取り扱わないという普及が急速に拡大しております。そこで、スマホによる決済とか、例えば、キャッシュレスの中例えば、クレジット支払いを税務課でも検討したらどうかというものですが、クレジットにおいて、税金の支払いができるようなシステムを構築すれば、さらに納税が向上するのではないかなと思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、引きこもりの社会参加についてですが、現在、岩出で認知されている引きこもりされている方の人員について把握されているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、緊急通報体制の件であります。緊急通報体制については、出動回数が15件で、協力者が70ということですが、緊急体制で、家の鍵をこの緊急委託先に預けているという関係もあって、非常に重要な役割を果たしているんですが、緊急体制をして、ここへ通報すると、1人の独居老人にとっては重要な命綱でありますので、枕元に常に置いておくという体制がなければならないと思うんですが、棚の上のほうにありますと、いざ転倒してこけた場合に、手が届かないという状況も聞いております。ここら辺について改善する方向で指導をすべきではないかなと思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、臨時福祉給付金4,000万から繰越明許になっておりますが、これについての債権者の債権期限、時効になるのはいつなのか。これは支給をされてきてないのか、それとも申請して受け取ってないのか、よくわからないんですが、請求しない人についての権利は何年間有効なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

す。

それから、血圧計等の処分についてですが、今、血圧計等はなくして、体温計のところで水銀を使用しているということでありますが、熱をはかるのに、今、水銀からもう既に水銀を使わない体温計というのが広く出回っております。いまだにあること自体が私は理解できないんですが、早期に水銀使用した体温計については廃止をして、早期に委託料が発生しないような体制をするべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、肝炎ウイルスの件ですが、141件計上されております。ウイルスに関連して、私は带状疱疹ということが、29年の4月から、50歳以上でしたか、接種が可能になっております。带状疱疹になられると、非常に痛みがありまして、かゆくて大変だということが言われておりますので、肝炎ウイルスとあわせて、带状疱疹ウイルスも市のほうで接種できるような体制を組んでいただきたいなと強く思っておりますが、岩出市の見解を聞かせてください。

一応、2回目の質疑を終わります。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、超過勤務、今後の計画はということですが、超過勤務時間については、常に削減に努めておるところでございますが、今後も職員の健康管理の観点からも、事務の効率化等を図り、超過勤務の削減に全庁で取り組んでまいります。

続きまして、危機管理監、専門家ということでございますが、現在の危機管理監につきましては、那賀消防組合からの退職した方を来ていただいております、専門的な知識を持って、常に業務に当たっていただいております。

次に、謝金の統一、条例化の必要性はということですが、これはお願いする事務内容等によっていろいろ違うものがございますので、統一化、また条例化は難しいものと考えてございます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問について、お答えいたします。

電気使用量についての改善方針についてのご質疑だったと思います。

改めて施設の昨年比のところ、再度申しますと、対前年比で2.6%の増でございました。電気使用量につきましては、これは節減をする努力をすべく、毎月、各施設から使用量の報告をいただいております。それで5%以上の増があれば、その理由

を確認し、改善策をとるように指示をしておるところでございます。

今後も電気使用量については、できるだけ節減に努めてまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑について、お答えいたします。

キャッシュレス化で、スマホ決済やクレジット支払いを検討してはどうかということだったと思いますけども、複数の地方公共団体に1度の操作で電子的に納税できる地方税共通納税システムを平成31年10月から予定しております。それと、スマホ決済も31年4月から導入を予定しております。

クレジット決済につきましては、扱う業者のほうがちよっと大幅なシステム改修を行っているというところございまして、費用対効果の点で、ただいま検討しているところでございます。

収納チャンネルの多様化により、さらなる徴収率の向上につながるものと考えておりますので、今後も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○吉本議長 福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

引きこもり者につきまして、市のほうで把握しておるのかということでございますが、引きこもり者そのものについては、その性格上、把握しかねるところでありまして、市としては把握してございません。

しかしながら、今回の事業の引きこもり者社会参加支援センターの利用者につきましては、平成29年度で9名が利用しておるという状況であります。

次に、臨時福祉給付金の債権者としての期限はどうかということですが、繰り越しのもととなりました経済対策分で申し上げますと、申請の期限が29年9月22日が最終となっております。この最終の申請期限を越えますと一切受け付けできないということで、国のほうから指導いただいております、ここが最終点ということになります。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

血圧計、体温計で、水銀を使っているものがあれば直ちに回収すべきということですが、29年度中において、学校保健推進課、子育て支援課において、もう

全て終わっていると認識してございます。

以上です。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

まず、休日急患センターの周知啓発についてということなんですけども、休日急患センターにつきましては、ウェブサイト、それから広報ですけども、広報については、毎月、休日急患センターの情報を載せさせてもらっております。中を見ていただければあるかと思います。

それから、もう1点、肝炎ウイルスのことで、带状疱疹ウイルスのほうもできないかということなんですけど、ちょっと御勘違いされてたら申しわけないんですけども、うちのほうでやっておりますのは肝炎ウイルスの検診でございまして、注射をするわけではなくて、血液をとって、ウイルス感染されているかどうかを確認するという検診のほうでございまして。これは国にあります健康増進法及びその施行規則で定まっておりますので、それに基づいて肝炎ウイルスの検診を行っているというところでございます。

ですので、带状疱疹ウイルスについては、今のところ、国のほうも何も言っておりませんので、実施する予定はございません。

○尾和議員 国が言うところのやで、带状疱疹。

○広岡保健推進課長 国のほうから指示がありましたら、またさせてもらうことになるかとは思いますが、現在のところは、その方針を聞いておりませんので、実施の予定はございません。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

緊急通報体制整備事業につきましては、緊急通報装置を貸し出しておりますが、設置の際はご本人との話し合いのもと、ご本人が利用しやすいよう設置位置を決めて設置しております。

また、装置を押しにくい、その場所、押しにくいと、緊急で押しにくいという方につきましては、状態に応じて、必要な方につきましてはペンダント型のボタンも貸し出しております。できる限り、この装置が利用できますように、市としても通報しやすいように考えることに努めております。

○吉本議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 さぎのせ公園の使用頻度、なぜふえていないのかにつきまして、



平成28年度は129件の使用であり、29年度は10件、利用のほうがふえております。

今後も各種団体等へのPRを行い、利用の推進を図ってまいります。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 観光農園事業についてでございます。

議員ご指摘の費用対効果につきましてですが、この事業につきましては、地域の未作付の解消ということも目的としまして、今まで続けてまいりました。この事業に限られてでございますが、来年度予算編成において精査していきたいと考えております。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑の公共下水道の接続施設の残戸数35戸の計画でございますが、30年度で1カ所、建設中の市民プールを接続する計画です。また、31年度の完成予定にしております第4次認可区域の中には12カ所、公共施設がございますので、31年度までに整備が終わりましたら、順次接続していく計画です。また、35年度完成を目指しております5次認可区域内には8カ所ございますので、これも整備が終わり次第、順次接続してまいります。

あと、認可のとれてない認可外で14カ所の公共施設がございますので、そこにつきましては、認可取得後、整備が終わりましたら、順次接続していく計画でございます。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

教育関係の謝金につきましては、それぞれ支払い基準等を設けて支出しております。

○吉本議長 生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 桜台地区公民館の上物は岩出市に移管されているのか、また、下水道の接続後はどうなるのかについて、お答えいたします。

上物は市のものになっております。あと、下のほうは、まだ桜台管理組合となっております。

下水道の接続につきましては、汚水処理場、建物所有権移転に係る協定書により、公共下水道が供用開始した場合は、公共下水道へ移管することとなっており、施設廃止に伴い、使用料は不要となっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長ね、ちょっと時間がもうないんで、お願いがあるんですが、再々質問しないで、50号と51号を質疑しません。55号のみ、あと残り時間をやりたいと思いますが、よろしく取り扱いをお願いします。

○吉本議長 続きまして、議案第50号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市水道事業報告についてであります。

この報告については、先ほど増田議員も指摘をされて、質疑をされておりましたが、ここの中に、私ちょっと理解できないのは、水道事業の会計処理、これについてお聞きをまずしたいんですが、商業簿記でやっておるのか、工業簿記で対応するのか、ここら辺について、わかっておれば教えてください。

そして、固定資産台帳の整備については、この決算書の中に、どこにも載っておりません。さらに、保有資産の帳簿原価についてどうしているのか。それから、少額な償却資産についてはどのような処理をしているのか。それから、遊休となっている固定資産はあるのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 失礼いたしました。議案第55号の質疑の答弁を願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、水道事業におきましては、地方公営企業法に基づく会計処理を行っております。

固定資産台帳の整備につきましては、会計システムの中で整備をし、管理しております。

保有資産の帳簿原価につきましては、取得価格により計上しております。

小規模な償却資産はどうしているのかにつきましては、耐用年数1年未満、取得価格10万円未満のものについては、償却資産として計上してございません。

○吉本議長 上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 尾和議員ご質疑の遊休となっている固定資産はあるのかについて、お答えいたします。

水道用地について、現在、未利用地となっている土地がございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 一番最初の課長の答弁で、ちょっと決算のやり方についてお聞きをした

んですが、本来、水道事業の会計というのはどうあるべきかということで、年度年度の収支をあらわしていくんですが、予算・決算において、赤字か黒字かの問題も議論されたんですが、資本台帳、固定資産台帳、ここら辺も、例えば、決算書の中にうたわれている機械装備7,850万、それから、工具、機具、備品、935万6,000円と計上しておるんですね。計上しておきながら、これがどこにあるのかというのは、實際上、これだけの文面を見てもどこにもありません。

そこでお聞きしたいんですが、監査委員にお聞きしたいんですが、これらの機械、装備、工具、機具、備品、これらの水道会計の中でどこにあるのか、どこで管理をしているのか、この台帳というのはちゃんと整備されているのか。本来なら、この決算書の中に、やっぱり表示すべきではないかと思うんですけども、資本の出入りのところを取り上げると、赤字になるということを言われると、資本の固定資産評価額というのは、本来、水道事業ではプラスの要因なんですよ。だから、その残高は資本であろうと、予算収支の中であろうと、それは現在高で評価をしてつかむべきだというふうに、私はそのような考えを持っておるんですけども、これについて、2点について御答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

○尾和議員 答弁ない。

例えば、量水器あるでしょう。量水器を購入して、使ったところはいいんですけども、現在、残高で持っておると。これは資産なんですよ、言うならば。その在庫が量水器が何ぼあるかというのは、これはマイナスの要因じゃなくして、プラスの要因であるわけですから、そういうのをちゃんとつかんでおくべきだと言っているんです。答弁ください。

○吉本議長 しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時59分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

固定資産については、固定資産台帳は会計システムの中で管理してございます。

また、決算の明細書に、地方公営企業法施行規則に基づき作成した固定資産明細書을載せてございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今答弁いただきました。固定資産台帳の整備についてですが、この決算書の中にはありませんし、それはどこにあるのかということなんですが、監査委員の答弁はまだ受けてないんで、監査委員として、固定資産台帳の整備について、実際にチェックをされたのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、遊休財産についてなんですが、これについての地方公営企業資産評価規則第9条の7項の定め準用して、評価をして、ちゃんと算定方法をしとかなあかんということになっておると思うんですが、これについてもご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

固定資産明細書につきましては、水道事業報告書及び附属明細書の487ページに載せてございます。

それから、保有資産の取得価格の件だと思うんですが、地方公営企業法施行規則により、資産については、その取得原価または出資した金額をもって帳簿価格としなければならないとなっておりますので、これに従い、会計のほうを行ってございます。

○吉本議長 代表監査委員の質疑につきましては通告がございませんで、認められませんで。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第49号から議案第55号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第55号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ございませんでか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第55号までの議案7件につきましては、委員会条例

第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第49号から議案第55号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第55号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっておりますので、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員会委員に、井神慶久議員、福山晴美議員、福岡進二議員、松下　元議員、三栖慎太郎議員、上野耕志議員、奥田富代子議員、市來利恵議員、以上8人の指名をいたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第10 議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について～

日程第15 議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘  
物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定につ  
いて

○吉本議長 日程第10 議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正の件  
から日程第15 議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘  
物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定の件までの議案6件  
を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は、議題に供された議案について疑義をたずねるものであるもので、市議  
会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及びお  
願い、要望など自己の意見を述べることをしないよう改めて申し上げます。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案  
を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第57号についてお願いいたします。

○増田議員 57号については、今回の補正予算で1点お聞きしたいと思うんです。

休日急患センターの建てかえ、移転ということが補正予算の中で説明されました  
が、今度、この休日急患センター、新しく移転される場所ですね、移転先はどこな  
のかという点と、また、場所が変わったら、住民の人もどこへ行っていいかわから  
ないということも生まれてくると思いますので、住民の皆さんに対しての周知、場  
所なんかの案内なんかを含めて、市としてはどのような対応を今後される考えなの  
かという点、1点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保健推進課長。

○広岡保健推進課長 ご質疑にお答えいたします。

休日急患センターの移転先ですが、現休日急患センターから里道を挟んだ北側の  
土地に移転いたします。

周知につきましては、建物が完成し、移転の時期が確定しましたら、市の広報、  
ウェブサイトなどで行ってまいります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この建物そのものについては、時期的な部分も含めて、大体、今の現状としたら、正式にきちんとした建物ができるのが、大体ぐらいなのかという点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保健推進課長。

○広岡保健推進課長 再質疑にお答えさせていただきます。

前も申しましたように、道路拡張に伴う移転となりますので、道路工事の進捗とも合わせていく部分もございます。休日急患センター移転につきましては、現在、計画ですけれども、平成33年度中というふうに聞いております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第61号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第61号については、新しく旧県会議事堂ですね、これの管理をどうするのかという形で、今度新しく、ねごろ歴史の丘管理協会というところに委託をするということなのですが、このねごろ歴史の丘管理協会というのは、どのような団体なのか、また、どういう方が参加されている団体の中には入っているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、あとの条例というんですか、条例とも絡んでくるんですが、実際には10月1日から管理を委託していく予定なんだということなのですが、私、これこれ管理を委託するという予定があるということなので、当然、補正予算に管理委託料というのが計上されてくるのかなというふうに思ってたんですが、実際には補正予算には計上されていないんですね。ですから、10月から委託をするという場合に、市として、このねごろ歴史の丘の管理協会、このところにはどういう形で管理委託料を支払うのか。また、実際には、この委託料については、どのような対応で、今後、この管理委託料を払っていくのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員のご質疑にお答えします。

ねごろ歴史の丘管理協会につきましてはでございますが、この団体は、ねごろ歴史

の丘観光推進協議会、株式会社日本テクノ、株式会社義屋、特定非営利活動法人はまゆう J A P A N、この4つの団体が構成員となり、当該施設の管理運営を共同連帯して遂行することを目的とした共同体でございます。

次に、管理委託料につきましては、平成30年度当初予算で計上している、この施設に係る各施設項目をこれを流用の上、指定管理料として対応いたします。

なお、支払い時期につきましては、10月以降、協定に基づき適時指定管理者に支払ってまいります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 このねごろ歴史の丘管理協会、4団体で構成されているということをおっしゃいました。この間、岩出市として、観光のねごろ歴史の丘そのもの自身については、観光拠点にするんだという中で、その対応について、推進協議会なんかも含めて、今後取り組んでいくということなんかも以前言われたかと思うんですね。

この間、この4団体で構成されている管理協会なんかで、実際の年間の計画とかも含めて、市としてどのような計画として、この間、運営してきたのかという点、この点だけちょっとお聞きしたいと思います。計画とか事業の内容なんかも含めて、どんな取り組みをされてきたのかという点、この点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えいたします。

今まで市としてどのように取り組んできたのかというご質疑であったように思います。

○増田議員 4団体の。

○今井産業振興課長 4団体がですか。はい、わかりました。

この4団体につきましては、歴史の丘観光推進協議会といいますのは、もともと旧県会議事堂、また、ねごろ歴史の丘ができたときから、管理運営、それと観光推進にかかわる市への協力を目的として組織された団体でございます。その後、日本テクノさんにつきましては、歴史資料館の食堂を運営している会社でございます。株式会社義屋さんは、もともとからあるお土産品店を運営しているところであります。はまゆう J A P A Nさんにつきましては、新しくできた物販販売施設、こちらを運営している会社でございます。

それぞれ、現在の指定管理でない状況で運営に携わっている業者が一体となって、



これからも管理運営をしていこうという、そういう団体でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第56号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 議案第56号の質疑を行います。

今回の条例の一部改正についてであります。改めて、今回、その部屋別、接見室とか、傍聴人控室とか、決裁室とか、議員応接室、書記室、職員休憩室という形で、分散化をした理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、過去、これらの議場以外の使用頻度について、実態はどうであったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、この県議会議事堂に関してですが、冷暖房施設は非常にうるさいと。講演会やっても騒音が非常に高いということで、苦情を聞いております。これらの問題についても、今回改善される意思があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの議案第56号の質疑に対する答弁を願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 議案第56号、条例の改正につきまして、質疑に回答させていただきます。

まず、当該施設につきましては、指定管理者制度を導入するに当たり、貸し出しを行っていなかった各部屋に使用料の設定をし、利用者の利便性向上と施設の利用促進を図り、より多くの方に利用してもらいやすくするためでございます。今まで貸し出ししてなかった部屋に使用料を設定するものです。

次に、過去の議場以外の使用頻度につきましては、議場以外の各部屋は貸し出し対象ではなかったため、市主催等のイベントや常設展示の場合を除き、一般利用には提供しておりません。

冷暖房施設につきましては、議場に設置している冷暖房施設の作動音、これについては県に対して改善要望をしてきたところでございます。既に種々の対策を講じましたが、これ以上の改善策がない状況であります。現在、作動音が気になる場合は、運転台数を減らすなどして対応しているところでございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今お聞きしますと、これらの施設については貸し出しをしてなかったということなのですが、従来であれば、一括して借りた場合は、これらの部屋については使用は可であったと、私は理解しておるんですが、その実態というのはどのようになっていたのか、お聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 先ほどもお答えいたしましたとおり、議場以外の部屋を単独で貸すということは、今まで一切行ってきておりません。利用しているのは市主催のイベントや常設展示の場合だけでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第57号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 30年度補正予算について、お聞きをしたいと思います。

今回の補正予算の中で、ブロック塀の改修計画というのが出てきております。この個別の予算額について、どういう見積もりで、施工をいつにして進めていこうとするのか、お聞きをしたいと思います。

それとあわせて、補助限度額の拡充について、していくんだということを言われておりますが、その内容についてどうか。

それから、消防組合負担金について、これの支出先、支出の目的、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、休日急患センターの場所については、先ほど答弁ありましたが、その場所の地番はどこになるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑のブロック塀の改修計画、個別の予算額はどうかについてでございますが、今回の補正につきましては、一般のご家庭の危険ブロック塀の撤去、改善に対する補助であり、限度額の50万円で20件の1,000万円を計上してございます。

次に、補助限度額等の拡充内容につきましては、補助率及び補助限度額の拡充を

図っております。具体的には、現行の通学路危険ブロック塀等改善事業補助金では、補助率は2分の1以内であったものを岩出市危険ブロック塀等撤去改善事業補助金では4分の3に補助率を上げてございます。

なお、補助限度額は、撤去事業に対して10万円であったものを50万円に、改善事業に対しては5万円を50万円に拡充し、集中的かつ早期の改修を図るため、平成33年3月31日までと期限を定め、個人所有の危険ブロック塀の撤去・改修を促進してまいります。

次に、那賀消防組合負担金についてですが、南消防署新築移転に係る紀の川市の合併特例債の精算によるもので、造成分・建築分の平成30年度元利償還金から普通交付税見込枠を引いた652万1,732円に、岩出市負担率44.63%を乗じた額291万649円を補正するものでございます。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

休日急患センターの移転場所ですが、先ほど別の質疑の中で、場所が現行の場所もわからないとおっしゃっておられましたので、ご説明させていただきますと、紀の川市役所の東側約50メートルのところ、打田中学校北側の紀の川市道沿いに現休日急患センターがございます。こちらの地番は、紀の川市東大井350番地です。

ここから里道を挟んだ北側の土地に移転させていただきます。そちらの地番につきましては、紀の川市東大井366番地になります。

構造につきましては、現在のところ、まだ決まっておりません。今後、基本設計を委託する中で、建築コスト、機能性等を考慮した上で、最適な構造にすると聞いております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ブロック塀の関係なんですが、緊急を要するということであるんですけども、既存の今回の補正予算の中には、岩出市のほうから違法な構造物であるという見解が出されて、その改修については、この予算の中に入っていないというように理解してよろしいですか。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

この補正予算1,000万につきましては、あくまでも一般ご家庭の危険ブロック塀

の撤去・改善に対する補助金でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 くどいようですが、学校関係の危険なブロックについては、これはいつの予算でやられようとしているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質疑にお答えいたします。

学校の関係につきましては、予備費で8月末から着手ということでございます。

○吉本議長 続きまして、議案第61号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第61号について、質疑をさせていただきます。

今回、指定管理者として提案されているわけですが、この応募件数はどうであったのか。

それから、この事業所の事業収支計画の実態、それから、障害者雇用について、どのようなことになるのか。それから、団体の活動方針、それから、実施体制についてどうなるのか。それから、選考委員もそうなんですが、審査基準及び審査結果、評点についてはどういう形になっていたのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 議案第61号、ねごろ歴史の丘について、回答させていただきます。

まず、応募件数につきましては、応募件数は1件でございました。

次に、事業収支計画でございますが、使用料収入と自主事業の収入及び指定管理料を財源としまして、地域の振興、地場産業の振興、観光振興などの岩出市の発展に寄与する事業が適正に計画されております。

なお、障害者雇用につきましては、事業計画書には記載されておられません。

団体の活動方針につきまして、事業計画書を要約いたしますと、コンソーシアム、共同体の構成員それぞれの力を発揮し、ねごろ歴史の丘の設置目的に準じ、文化的景観に親しみ、文化の振興に資する施設として、平等かつ公平、安全な施設の維持管理を行う。また、利用者の利便性を図り、施設の目的を最大限に実現し、観光振興、地域振興に取り組みます、とあります。

実施体制につきましては、会長 1 名のもと、運営委員会を置き、施設の責任者として施設長、その下に職員 3 名を配置するものとなっております。

清掃や軽作業につきましては、岩出市シルバー人材センターを活用し、必要な人員配置をするものです。

また、管理運営が適切に行われているかチェックする機関といたしまして、第三者委員会が設置されることとなっております。

次に、審査基準及び審査結果、評点でございます。

審査基準につきましては、岩出市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項に定める基準に基づき、総合的に審査しております。

審査結果については、選定委員 4 名による審査により、総合評価点数が 200 点満点中 176 点となり、評点で優となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 応募件数 1 件と言われました。このねごろ歴史の丘管理協会会長というのは、北田信幸さんですか、この方のネットで見ますと、岩出市観光協会の会長も兼務されていますよね。ホームページには振興局の中に、岩出の市のホームページの中にも掲載をされています。実際に審査されているんですか。できレースじゃないんですか。ここら辺を厳格にしないと、なあなあで、岩出市のこの指定管理者というものがゆがめられはしないか。応募者も 1 件であるということになると、そこに指定管理者として、必然的に落ちるんじゃないかというふうに思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えします。

まず、この管理協会の北田会長でございますが、おっしゃるとおりに、岩出市観光協会の会長さんでいらっしゃいます。観光協会でございますので、直接岩出市とは関連はございません。

審査につきましては、実際に選定委員会を開かれて審査をされております。1 社といいますのは、結果が 1 社であっただけで、4 月の末ごろから 6 月の頭までにウェブサイト等で公募記事を掲載しております。7 月には広報にも掲載しております。これで質問受け付け期間を経て、7 月末に申請を受け付けて、その結果が 1 社でございますので、できレースというようなものではなく、きちんと公募の手続を踏ん

で実施しております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そしたら、後からでも結構ですんで、審査委員と、選考委員ですね、審査の採点、これについて提出をお願いしたいと思います。議長、よろしくお願いします。

以上で、私の質疑を終わります。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第56号から議案第61号までの議案6件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第61号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第3号 小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める
請願書の提出について

○吉本議長 日程第16 発議第3号 小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める請願書の提出についての件、発議1件を議題といたします。

発議第3号に対する趣旨説明を求めます。

山本重信副議長、演壇でお願いいたします。

○山本副議員 発議第3号 小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める請願書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月6日提出

提出者 岩出市議会議員 山本 重信

賛成者、全議員でございますので、氏名は省略させていただきます。

(提出先) 岩出市長

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

岩出市小中学校の空調設備の設置について

国においては、今後の猛暑対策として大幅な補正予算の提出が見込まれており、また、県においても空調設備設置の呼びかけを行っている状況において、岩出市内の小中学校全ての普通教室に空調設備を早期に設置し、児童生徒の健康でかつ快適

に学べる環境整備に取り組んでいただきたく、請願書を提出するものであります。

議員全員の提出ですので、よろしくお願いをいたします。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月14日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月14日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(13時50分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 9 月 1 4 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第3号）

平成30年9月14日

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 開 議  | 午前9時30分                                                         |
| 日程第1 | 諸般の報告                                                           |
| 日程第2 | 議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について                                  |
| 日程第3 | 議案第57号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第2号）                                   |
| 日程第4 | 議案第58号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                             |
| 日程第5 | 議案第59号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）                               |
| 日程第6 | 議案第60号 市道路線の認定について                                              |
| 日程第7 | 議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 発議第3号 小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める請願書の提出について                        |
| 日程第9 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                                              |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

会議に入る前に先立ち、台風21号と北海道胆振東部地震による災害でお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、衷心より追悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興をお祈りいたします。

つきましては、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。議場内の皆様、ご起立をお願いいたします。黙禱。

( 黙 禱 )

○吉本議長 黙禱を終わります。

皆様、ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第56号から議案第61号までの議案6件につきまして、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第3号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月6日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に福山晴美委員、副委員長に福岡進二委員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について～

#### 日程第7 議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定について

○吉本議長 日程第2 議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正の件から日程第7 議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定の件までの議案6件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 6 件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9 月 6 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 56 号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正についての外議案 3 件です。

当委員会は、9 月 10 日月曜日、午前 9 時 30 分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第 56 号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について、議案第 57 号 平成 30 年度岩出市一般会計補正予算（第 2 号）所管部分、議案第 60 号 市道路線の認定について、議案第 61 号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定について、以上 4 議案は、いずれも討論はなく、議案第 56 号、議案第 57 号の所管部分及び議案第 61 号は可決、議案第 60 号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第 56 号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正についてでは、貸し出しする各部屋の広さはどれぐらいか。入館料は何を基準として算出したのか。また、空調の使用があった場合の料金は。自治会や文化団体への減免はあるのか。について。

議案第 57 号 平成 30 年度岩出市一般会計補正予算（第 2 号）所管部分では、消防費、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金の内容について、ブロック塀の高さ 60 センチに基礎部分も含むのか。また、事業の対象期間はいつからいつまでか。農林業費、ため池耐震調査業務委託料について、どこのため池を調査するのか。また、どのような調査をするのか。土木費、県営事業負担金について、対象区間はどこになるのか。について。

議案第 60 号 市道路線の認定についてでは、水栖 39 号線でのガードレールの対応について。市道に公共下水道を設置するときの位置に決まりはあるのか。について。

議案第 61 号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施

設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定については、選定委員４名の詳細について。指定管理者について、ねごろ歴史の丘管理協会との契約方法は。また、４団体で形成された経緯について。備品等の動産の取り扱いはどうするのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員　厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

９月６日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第５７号　平成３０年度岩出市一般会計補正予算（第２号）所管部分の外議案２件です。

当委員会は、９月１１日火曜日、午前９時３０分から開催し、厚生部門の付託議案について審査を行いました。

議案第５７号　平成３０年度岩出市一般会計補正予算（第２号）所管部分、議案第５８号　平成３０年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第５９号　平成３０年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第２号）、以上３議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第５７号の所管部分、議案第５８号及び議案第５９号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第５７号　平成３０年度岩出市一般会計補正予算（第２号）所管部分については、小児成育医療支援事業業務委託料返還金について。１００万円の返還理由は。電話相談及び受診の件数は。また、内容は把握できているのか。今後、相談内容を施策にどのように生かしていくのか。について。

議案第５８号　平成３０年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、質疑はありませんでした。

議案第５９号　平成３０年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第２号）について、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正についての件、議案第57号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の件、議案第58号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第59号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第60号 市道路線の認定の件、以上、議案5件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案5件に対する討論を終結いたします。

議案第56号から議案第60号までの議案5件を一括して採決いたします。

この議案5件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第59号の議案4件は、原案のとおり可決、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂）の指定管理者の指定についての件について、討論、採決を行います。

議案第61号に対する討論の通告はありません。

これをもって、本議案に対する討論を終結いたします。

議案第61号を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 発議第3号 小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める
請願書の提出について

○吉本議長 日程第8 発議第3号 小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める請願書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第３号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第３号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第３号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、発議第３号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第３号　小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める請願書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第３号に対する討論を終結いたします。

発議第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、発議第３号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、岩出市長に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第９　委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長　日程第９　委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を９月19日水曜日、午前９時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を９月19日水曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

( 9 時45分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 9 月 1 9 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第4号）

平成30年9月19日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○吉本議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、3 番、山本重信議員、5 番、梅田哲也議員、12 番、玉田隆紀議員、13 番、奥田富代子議員、16 番、尾和弘一議員、15 番、増田浩二議員、14 番、市來利恵議員、6 番、田畑昭二議員、以上 8 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、3 番、山本重信議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

山本重信議員。

○山本議員 おはようございます。郁青青クラブの山本です。

議長の許可を得ましたので、岩出市立小中学校全ての普通教室への空調設備設置について、質問をさせていただきます。

今議会において、岩出市市議会議員全員の署名により、小中学校全ての普通教室に空調設備設置の請願書を提出させていただきました。署名した議員を代表して、この件に関する岩出市としての姿勢を質問させていただきます。

地球温暖化の影響か、ここ数年の夏の暑さは、異常と言っても過言でない状態になっております。ことしの夏は、全国各地で 40 度を超える猛暑日も何日かありました。

そんな中で、愛知県豊田市において不幸な事件が発生したことは記憶に新しいところであります。この事件発生から、政府において、菅官房長官から全国の小中学校の普通教室への空調設備設置を支援していくと表明がありました。全国の普通教室の空調設備設置率については、2017 年で 49.6% であり、約半数となっており、都道府県によっても大きな差があると言われております。

和歌山県では、小学校で 69.3%、中学校で 72.6% となっており、昨年度と比較して、設置率が高くなっております。

岩出市においては、保健室、音楽室や図書室等の特別教室には設置されているものの、普通教室の空調設備は未設置となっており、今年度の市政懇談会においても、

空調設備の設置を求める声が各地区で出ていたと聞いております。

先日の新聞で、秋の臨時国会で空調設備を含む公立学校施設に対する補助の予算案を大幅に上程すると出ておりました。

岩出市としても、この機会を捉え、補助金の獲得に努めていただき、市内小中学校の全ての普通教室に空調設備を設置していただき、児童生徒の健康で快適に学べる環境の整備に努めていただきたいと考えます。

こういった現状の中、請願書の趣旨に基づき、岩出市としては、小中学校の全ての普通教室に空調設備を設置することについて、何点か質問をさせていただきますので、誠意ある答弁をお願いをいたします。

まず１点目、学校施設関係では、空調設備を含めて、老朽化対策等、多額の費用が必要となると思いますが、私は健全財政を確保していくためには、補助金、交付金等の財源確保は不可欠であると考えています。文部科学省の学校施設に対する補助金等の現状はどうなっているのか、お聞きをいたします。

２点目、子供を育てる親としては、今回の豊田市の事件には大きなショックを受けていると思います。恐らく、岩出市の各議員にも保護者から問い合わせや要望がたくさんあったものと思います。私は、ことしのある地区の市政懇談会に出席しましたが、そこでも保護者と思われる方から要望が出されておりました。ここ数年の間、市民の皆様からの空調設備設置に対する意見や要望はどれだけあったんでしょうか、お聞きをいたします。

最後に３点目ですが、これまでの岩出市教育委員会として、空調設備設置に関してどのような取り組みをされてきたのか。また、今後の取り組み方針について、具体的な方針があればお聞かせください。

以上３点、よろしく答弁をお願いします。

○吉本議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　皆さん、おはようございます。

山本議員の一般質問、岩出市立小中学校全ての普通教室へ空調設備設置についての３点目、これまでの取り組みについてをお答えをいたします。

空調設備にかかわらず、施設整備については、議員の御指摘にもありましたように、健全財政を堅持していくためには、補助金、交付金等の財源確保は不可欠であるというのが基本的な考え方であります。

これまでの取り組みとしましては、学校施設の関係では、国の補助金を活用しな

が耐震化対策、老朽化対策、トイレ改修等を実施してまいりました。また、市民プールについても、今年度、補助金の採択をいただき、新プールの建設を進めているところであります。

空調設備の設置については、今後の取り組み方針ですが、基本的な方針といたしましては、国の補助金を活用して、中学校2校、小学校6校の全ての普通教室に空調設備を設置していく方針であります。

その他の質問については、担当部長からお答えさせます。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 山本議員の1点目、財源の確保についてであります。まず、議員ご指摘のとおり、社会保障費が年々増加している中、健全財政を堅持していくためには、自主財源はもとより、国、県等の補助金、交付金などの財源確保、特に施設整備には大きな予算が必要となりますので、補助金、交付金の獲得は不可欠なものと認識してございます。

文部科学省の学校施設に対する補助金の現状についてお答えいたしますと、公立学校施設整備費、当初予算額の平成10年度から平成30年度までの20年間の推移を見てみますと、平成10年度の当初予算額は1,731億円、平成23年度で805億円と1,000億円を下回り、平成30年度では682億円となっており、20年前と比較いたしますと、約3分の1に減額されてございます。

また、この間、補正予算も計上されておりますが、平成24年度からは東日本大震災復興特別会計やその他の全国の被災地に対する支援が優先されてきたのが実態であると聞いてございます。

そんな中において、本年6月6日、全国市長会において、これまで校舎や体育館の耐震化を優先的に進めてきたが、築40年以上の施設が多数あり、今後、新增築、老朽化対策等に係る事業費が増大していく。また、空調設備、トイレ改修、給食施設整備等についても早急に事業を進める必要がある。

国は、公立小中学校施設の実態を踏まえ、速やかに子供たちの教育環境の改善を図るとともに、安全・安心の確保を図る観点から、積極的な措置を講ずるよう強く要望するとして、1点目として、新增築、老朽化対策、空調設備、トイレ改修、給食施設整備等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保すること、対象事業の拡大や補助率の引き上げ等の財政措置の拡充、2点目に、平成30年度において補正予算による十分な財政措置を講じること、速やかな事業執行ができるよう早期内示に努めることを決議し、関係省庁に要望しているとのことでご

ございます。

2点目の市民からの要望状況についてですが、直近の市政懇談会では、平成29年度では要望はありませんでしたが、平成29年度では、事前要望が3件、会場での意見が1件ございました。平成30年度では、事前要望が3件、会場での意見は6件ということでございます。

3点目のこれまでの取り組みについてであります。先ほど市長がお答えしたとおりであります。空調設備の整備については、数年前から夏休み期間の短縮を前提に、文部科学省と協議を重ねてまいりましたが、国の採択基準において、空調設備の優先順位が低いのか、あるいは国の補助枠が限られていることもあり、厳しい状況が続いていたというのが実情でございます。

今後の取り組み方針についても、先ほど市長がお答えいたしました。空調設備の整備について、国が全ての費用を負担してくれるわけではございません。学校施設については、ほかにも多額の費用を要する事業がございますので、補助金などの財源確保とほかの事業とのバランスも考慮して進めてまいります。

設置スケジュールにつきましては、補助金などの採択が決定していない現状において、具体的なお答えはできませんが、可能な限り早期設置に取り組んでまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議員全員の請願に応えていただけるといふ答弁をいただき、ほっとしていますと同時に、私たち議員としても大変喜ばしいことであります。請願を出している手前、余りしつこく聞くのもいかなものかと思っておりますので、最後に1点だけお聞きをいたします。

空調設備を設置することによる影響についてです。設置費用は膨大なものになると思いますが、設置するだけでなく、当然のことながら、電気代、維持管理に係る費用とランニングコストもかかってきます。また、空調設備を設置している市町村では、工事のため、夏休み等の期間も見直しています。ほかにもいろいろな影響が出るものと思いますが、どのような影響等を想定しておられるのか、現段階で想定していることがあれば聞かせてください。

その中において、もし困難と思われるようなことがあれば、私たち議員として、全力で応援していきたいと考えておりますので、全ての普通教室への空調設備の円滑かつ早期の設置をお願い申し上げまして、再質問とさせていただきます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 山本議員の再質問にお答えいたします。

空調設備設置に係る影響についてのご質問です。

空調設備については、電気、ガスなど、さまざまな機種がありますが、設置費につきましては、電気での概算では、1校で約1億円、8校で8億円の事業と想定してございます。

設置後においては、電気使用料や維持管理に係る費用が必要となります。電気使用料について、関西電力株式会社に問い合わせてみましたところ、例えば、岩出第二中学校の現状の契約料金で試算いたしますと、平成29年度の使用料が438万3,608円です。空調設備を設置して、年間で400時間の稼働をいたしますと、電気使用料が43万9,702円ということで、約10%の増ということになるそうでございます。

平成29年度の小学校6校の電気使用料合計が1,499万3,090円、中学校2校で715万3,910円、小中学校合計いたしますと2,214万7,000円ということになります。約10%の電気料と試算いたしますと、2,436万1,700円ということになります。

また、夏休みなどの長期休業期間についてですが、空調設備の設置により最も影響が出るのは夏休みでございます。ほかの市の状況を見てみますと、和歌山市で7日、海南市で11日、新宮市で6日の短縮ということになってございます。ほとんどの市で夏休み期間を短縮するなどの措置がとられているということでございます。

いずれにしましても、授業日数との関係もありますので、休み期間についても十分検討していく必要があると考えておりますので、最終的には教育委員会に諮ってまいります。

その他空調設備設置に係るさまざまな影響につきましては、その都度対応してまいります。議員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 以上で、山本重信議員の一般質問を終わります。

通告2番目、5番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式でお願いいたします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 おはようございます。5番、岩出クラブ、梅田哲也でございます。

議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で、主に教育のテーマについて一般質問をさせていただきます。

1 番目の質問は、コミュニティスクールについてでございます。

地域と学校をつなぐきのくにコミュニティスクールの導入が、県内公立学校で進んでいます。コミュニティスクールとは、学校に学校運営協議会を置いて、保護者、地域、企業などの代表が委員となって、学校運営に参画する仕組みで、文部科学省が推進しております。いわば地方創生のプラットフォームになると私なりに考えてございます。

和歌山県においては、地域が学校の支援を担うきのくに教育コミュニティと両輪で、来年度までに公立全校で取り入れると聞いてございます。

岩出市においては、今年度は、根来小学校、山崎北小学校で先行実施し、来年度から全小中学校で実施の予定になっております。コミュニティスクールは、距離が生じている学校、地域、家庭の関係を改めるのが目的で、学校に市町村の教育委員会が任命した委員による学校運営協議会を置き、学校と地域が目標を共有し、どのような子供を育てていくかを話し合う場となります。

コミュニティスクールとは、一言でいえば、保護者や地域住民が、一定の権限を持って運営に参画する新しいタイプの公立学校と言えらると思ひます。2004年に地域教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条が改正されて、各学校に学校運営協議会を置くことができるようになり、また、昨年4月より教育委員会にコミュニティスクール設置が努力義務化されました。この学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティスクールというわけだす。

イギリスやオランダ、いわゆるヨーロッパ諸国にもコミュニティスクールがありますが、諸外国と日本では制度が大きく異なります。イギリスの場合は、全国の学校ごとに選挙で選ばれた5ないし6名の理事から成る理事会があります。経営や人事に関する権限は理事会が持っていて、日本の私立学校に近いイメージだそうだす。校長も理事会に任命され、その方針に従って学校運営をすると聞いております。

日本の場合は、コミュニティスクールになっても従来と変わることなく、学校の最高責任者は校長であり、予算や人事については教育委員会でございます。その中で、学校運営協議会は3つの働きを持ちます。1つ目は、校長が作成する学校運営の基本方針について承認することで、これは必須条件だす。2つ目は、学校運営について、教育委員会や校長に対して意見を述べるができるということです。3つ目に、教職員の任用に関しても教育委員会に意見を述べるができるということです。

従来も、岩出市内の各小中学校には、地域連絡推進協議会、学校評議員等があつ

て、地域の皆様から子供の様子、学校の問題点等々を聞く情報交換の場があったわけですが、来年度以降、全ての小中学校がコミュニティスクールになると、いわゆる学校運営協議会ができて、その協議会が法律に基づいた公式の機関になるということと理解しております。

今述べたことを踏まえまして、3点について質問をいたします。

1点目は、本年度より先行実施しております根来小学校、山崎北小学校における、スタートしてまた数カ月ですが、現状における問題点と課題についてお聞かせください。

2点目に、岩出市教育委員会規則では、15名以内となっております委員さんの人選について、どういう方々を想定されているのか。また、その規則によりますと、委員は報酬は無償ということになっておりますが、委員は特別職の公務員であり、学校運営協議会も、年間の開催頻度につきましても、年間5～6回以上が想定されてまして、当然、守秘義務も課され、非常に重要な立場にあることから、市の審議会等々で支給している日当等を支給してはどうかと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

3点目に、コミュニティスクールになりますと、特に校長先生は、地域の行事への参加を含めて、いろんな会合に参加するなど、どんどんと地域に出て、地域の人たちとのつながりをつくって、学校を取り巻く地域社会を動かせることも必要になってくると思います。まさに、校長のコーディネート力、管理力、マネジメント力にかかっていると思いますが、市としての指導助言体制はどんなされるのか、お聞かせください。

1点目は以上です。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 梅田議員のコミュニティスクールについての一般質問にお答えいたします。

1点目から3点目まで、全て関連していますので、一括してお答えいたします。

本市におけるコミュニティスクールは、本年度から先行的に山崎北小学校と根来小学校で、学校運営協議会を設置して動き出したところです。コミュニティスクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて、ともに協働していく仕組みであることから、両校とも情報や情報を共有している段階であり、現時点においては、問題点や課題について検証できる

ところまでは至っていないのが現状です。

都市化や核家族化が進む岩出市では、地域のつながりやコミュニティが希薄化してきており、家庭や地域の教育力という面では課題と考えています。

山崎北小学校及び根来小学校が1学期に実施した第1回学校運営協議会において、各委員から活発で建設的な意見が出されていたことから、コミュニティスクールを組織的、継続的に確立するためには、委員のご質問にもあります学校運営協議会委員の人選は重要であると考えております。

学校運営協議会の人選につきましては、岩出市学校運営協議会規則に、協議会の委員は15名以内とし、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、対象学校の校長、教職員、その他教育委員会が適当と認める者のうち校長から推薦を受け、当該校長から意見を聴取し、教育委員会が任命するとなっております。

議員ご指摘の委員は、特別職の地方公務員であるため、委員報酬の支給について、条例化の準備を進めてまいりたいと考えております。

3点目の校長のコーディネート力につきましては、まずコミュニティスクールの導入に伴い、校長が作成する学校運営の基本方針を学校運営協議会で承認することが必須となります。

このことにより、開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む地域とともにある学校へと転換していくことを目指し、関係者が当事者意識を持って、熟議を重ね、学校と地域の人々が協働した活動を行ってまいります。

学校が組織として力を発揮するためには、校長のリーダーシップのもと、教職員全体がチーム力として力を発揮できるよう、マネジメント力を強化する必要があります。

今後、コミュニティスクールを円滑に進めていくためには、校長の役割はもちろんのこと、それ以上に、地域をよく知り、関係者をつないでいくコーディネーターを確保していくことが重要になります。

市教育委員会としましては、引き続きコミュニティスクールに関する情報を各学校などに提供するとともに、教育委員会主催のコミュニティスクールに係る研修会等を計画、実施してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今の答弁を踏まえまして、4点ばかり質問させていただきたいと思います。

1番目に、学校運営協議会の協議結果などの情報の伝え方について、どのようにされるのか。想定されるのは、学校だより、校長だより、学校のホームページ等々が想定されますが、どういうことを想定されているのか、お聞かせください。

2点目に、コミュニティスクールにかかわる運営経費、いろんな行事等々やりますので、当然運営経費もかかってきますので、その運営経費についてはどのように考えられているのか、お聞かせください。

3点目に、学校運営協議会は協議のための仕組みですが、実際には学校支援組織を位置づけている例が多いようですが、今現在も各種団体やボランティア等々による学校支援活動が実施されていますが、コミュニティスクール実施後の理想の形、理想形について、教育委員会としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

4点目に、各小中学校のホームページについてお聞きをいたします。コミュニティスクールになりますと、広報面の充実が非常に大事になってくると思います、特に地域住民に対しての。つまり地域住民に対しての発信力がより必要となってくると思います。現状の各学校のホームページを見ますと、わかりやすく、しっかりと学校の方針、行事等を閲覧できるようにしている学校もあれば、長く更新をされていない学校も一部にはあります。今後、コミュニティスクールとして活動していく中で、教育委員会として指導していくことが必要ではないかと考えますが、教育長のご所見をお聞かせください。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

4点ございました。1点目、4点目、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

情報の伝え方ということでございますが、コミュニティスクールに限らず、学校などの取り組みを外部に発信すること、今後ますます重要になってくると考えてございます。その手段としまして、議員ご指摘の学校だよりや校長だより、こういったものを活用することも考えてございます。ほかの先進地域ではコミュニティスクールだよりというのを作成してございまして、保護者だけでなく、自治会などの回

覧板にも挟んでいただくと。そして、地域に広報しているというところもございます。また、学校ホームページを活用することで、より広く情報を公開できることから、今後も各校のホームページを有効活用するよう、教育委員会としては指導してまいります。

何より学校運営協議会の中で、学校、地域に合ったより効果的な情報提供の仕方、あるいは作成方法などを検討して実行していくことが必要であると考えてございます。

次に、学校運営経費、どのように考えているかというご質問ですが、本年度の当初予算では43万1,000円計上してございます。これはコミュニティスクールの立ち上げに伴う県費補助金の一部活用してございます。今後、必要な運営経費につきましては、今年度の実績なども踏まえて精査して検討してまいります。

それから、コミュニティスクールの理想形をどう考えているのかというご質問ですが、国や県が示している例としましては、学校運営協議会は、それぞれの取り組みや活動について、何を目標、目的にして行うのか、どのように行うのか、効果的な手段はどうか、それから、学校の教育課程にどう位置づけるのかなどを協議や熟議を通じて明確にしてまいります。

その問題や課題を解決するため、具体的に活動する人たちが、従来からある各種団体やボランティアさんなどの教育コミュニティと言われている学校応援団の方々でございます。

それぞれが持つ役割を十分機能していただくということで、両輪としての相乗効果を発揮していただき、学校運営の改善に結びつき、また継続的に協働して、地域とともにある学校づくりに取り組んでいくということを期待しているものでございます。

最終的には、コミュニティスクール導入により、地域が人を育み、人が地域をつくる、つまり地域の人も当事者意識を持って学校運営に参画していただき、学校も地域へ還元していくということで、学校を核とした新たなコミュニティが構築されるということが理想形であるというふうに考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

○梅田議員 2番目に、読書好きの子供の育成について、お聞かせください。

岩出市では、教育目標として、学力向上と読書活動の推進を目標に、児童生徒が本を身近に感じ、読書習慣を身につけられるよう、さまざまな施策を講じているところ です。

去る 4 月 23 日に文部科学大臣から、2018 年度子供の読書活動優秀実践校として岩出市小学校が表彰されました。和歌山県では、小学校では 2 校と聞いております。大変うれしいことで、関係者の方々に敬意を表するところでございます。

その内容を紹介させていただきますと、10 年から続く保護者による朝の本の読み聞かせ活動です。現在は、保護者 15 名で構成するボランティアグループ「読み聞かせ隊」のメンバーが、週ごとに対象学年を決めて、始業前に 20 分程度、絵本や小説などを読み聞かせているそうです。本の選定は、ひな祭りやクリスマスなど季節の行事に合わせた内容のほか、子供を狙った凶悪事件が報道されたときなどは、登下校中の安全や命の大切さを訴える本を選ぶなど、社会の動きを見据えて工夫を凝らしたり、防災に関連したエピソードや昔話の紹介にも力を注いでいるそうです。

読み聞かせのほか、児童向けの本棚を廊下や教室にも配置し、本との距離が近いなど、私も見学させていただきました、感じた次第です。

また、図書担当の先生が、市立図書館の司書と連携し、本の魅力を伝えるために、ビブリオバトルやブックトークも行っていると聞いております。

図書室をより利用しやすくために、2 限目と 3 限目の間の 20 分の休憩時間も図書室を開放し、図書の分類も一般の図書館と同じ十進分類法に変更したということです。

文部科学大臣表彰は、こうした取り組みが評価されたものだと思います。

それでは、紹介させていただきました岩出市小学校の文部科学大臣表彰を踏まえて、質問させていただきます。

1 点目に、この受賞の意義と、ほかの学校でもさまざまな読書活動推進の取り組みをされていると思いますが、その波及効果についてお答えください。

2 点目に、市では小学校入学時にうちどくノートを配布し、読書活動の推進に力を入れておりますが、大変コンパクトで、保護者の方々にも子供の読書に関心を持っていただくためのよくできたツールだと思いますが、この利用状況と問題点、さらに今後の読書活動への対応について、お聞かせください。

3 点目に、小学校では平成 26 年 9 月より、中学校では平成 27 年 9 月より実施された司書派遣事業が、岩出小学校の受賞にも一定の役割を果たしていると思いますが、授業の実施前と以降の各学校の図書室の状況と貸し出し冊数の変化について、お答

えください。よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長　２番目、読書好きの子供の育成についての１点目、岩出小学校の文部科学大臣表彰の意義と他校への波及効果について、お答えいたします。

岩出小学校が文部科学大臣表彰を受賞したことは、学校教育の指導の方針と重点事業の中で、読書活動の推進を掲げている岩出市として、大変意義のあることであると考えております。岩出小学校の受賞理由は、議員のご説明のとおり、さまざまな取り組みを評価されたものでありますが、岩出小学校だけが特別な取り組みをしているのではなく、他の学校においても、学校図書館の環境整備や読書活動の充実に取り組んでいる成果であると考えております。

例えば、岩出図書館と同じ日本十進分類法に基づき、図書の分類の統一化や読み聞かせボランティアなどの活動、中学校では岩出市図書館で実施しているビブリオバトルに出場するなどの取り組みも進んでおります。

今回の受賞は、岩出市全体の取り組みを岩出市小学校が代表して受賞したものであると認識しており、今後も岩出図書館や家庭、地域の方々と連携しながら取り組みを進めてまいります。

次に、２点目のうちどくノートの利用状況と今後の対応についてですが、うちどくノートは平成24年度に家族ふれあい読書推進事業の取り組みとして作成して、毎年度初めに配布対象学年の児童生徒に小中学校を通じて配布しております。事業開始時は、うちどくノートの利活用がなかなか進まない状況でしたが、平成26年度から司書派遣事業が始まり、教員や児童生徒への周知を図ったり、学校図書館にうちどくにお薦めの本を展示したり、また岩出図書館で各小中学校から選出された児童生徒のうちどくの記録の展示を実施するようになったことで、徐々に利活用が進んでまいりました。

岩出図書館としましては、さらに推進するために、昨年度から小学校低学年から習慣的にうちどくに組みんでもらえるよう、小学校の就学時健診の際に、図書館職員が各小学校に出向き、保護者への周知啓発を直接行っております。うちどくは家庭での読書活動を促進するだけではなく、家族がコミュニケーションを図る手段としても有効であるので、今後も学校と連携して、家庭への啓発を行いながら、うちどくの推進に努めてまいります。

次に３点目、司書派遣事業実施以降の各学校の図書室の状況と貸し出し冊数の変

化につきましては、司書派遣事業後、配架や掲示物の充実など環境整備が進むとともに、学校司書がいることで、あかずの図書館から開かれた図書館へと変化してきました。

また、学校司書と連携した授業や授業に活用する団体貸し出しもふえ、教員の授業や指導力も向上し、結果として、言語活動、読書活動の充実につながってきています。

小中学校の貸し出し冊数につきましては、団体貸し出し冊数で比較しますと、司書派遣前の平成25年では752冊であったのが、平成26年度で1,768冊、平成27年度では5,398冊と増加しております。何より中学校では、司書派遣前の団体貸し出し冊数がゼロ冊であったのが、昨年度581冊と増加し、中学校でも図書館を活用していることがわかります。

今後も岩出図書館と連携しながら、専門的な知識を有する学校司書を有効に活用して、子供たちの学力向上はもちろん、生涯を通しての読書活動充実の基盤を醸成してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今も教育長から答弁あったんですけど、小中学校の貸し出し冊数も非常にふえていると。中学校でもゼロであったものが581冊ということで、増加しているということで非常にうれしい限りなんですけど、やっぱり今読書離れというのは進んでいまして、だんだん活字に接する、スマホであるとか、インターネットであるとか、そういうところから見てしまっただけで、どうしてもそういう嫌いがあると思うんですけど、やっぱりそうなりますと、乳幼児期からの読書習慣をつけるということも必要ではないかと思いますが、図書館との連携はどないなっているのか、非常にあれやと思うんですけども、具体的な施策についてお答えをいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

就学前の読書習慣に向けた取り組みということですが、現在、生活福祉部の保健推進課で4カ月健診時に本を配布するブックスタート事業というのを実施してございます。今年度から、図書館では乳幼児期から読書習慣をさらに定着させるために、1歳8カ月児童の健康診査対象者に図書館への案内状を配布し、来館者には親子での読み聞かせに適した絵本のプレゼント、ブックリストの配布を行い、読書相談に

応じるとともに、図書館の利用カードの作成やお話し会などの案内も行う親子読書支援事業を実施してございます。親子での継続的な図書館利用の促進と読書の推進を図ることで、就学前の読書活動の習慣化にもつながるものと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点目に、本年度の全国学力・学習状況調査の結果と今後の課題について、お聞かせください。

文部科学省は、7月31日に小学6年生と中学3年生を対象に4月に実施した2018年度学力・学習状況調査の結果を発表しました。県内の平均正答率は、小学校が、国語Aで調査開始以来初めて全国平均を上回る72%、全国平均が71%で、10位、国語Bは全国平均と同じ55%、算数A・Bはそれぞれ63%、51%と全国平均と比べてマイナス1%ということで、全国平均よりちょっと下回ったということです。

中学校では、数学Aでは平均を上回る67%、これは全国平均が66%で、10位となっています。国語A・Bでは75、59、全国平均76、61、数学Bでは46%、全国47%と、全国平均をちょっと下回ったと、こういう水準です。

生活学習環境に関するアンケート調査では、勉強が好きですかとの質問に、当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した割合は、小学校算数では64.8%で、全国平均64%、0.8%上回りましたが、小学校理科、中学校数学では、全国平均をやや下回り、中学校理科では、全国平均62.9%を大きく下回る57.2%にとどまったということです。

県全体では、小学校を中心に、学力や授業に対する意識に少しずつではありますが、改善の傾向にあるということですが、岩出市においてはどうですか。今後の課題とあわせてお聞かせください。

2点目に、生活習慣等に関するアンケート調査から分析された岩出市の子供の特徴と今後の市としての対応、対策について、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 本年度の全国学力・学習状況調査の結果と今後の課題についてのご質問に、お答えいたします。

1点目の結果と課題についてですが、全国学力・学習状況調査の市全体の結果としましては、小学校では、全国平均にほぼ近づいてきており、一部県平均を上回った教科もあります。昨年度と比較しても、全国及び県との差は、算数Bの全国平均を除き、全て縮まっています。

次に、中学校につきましては、全国及び県平均を全教科で下回り、前年度と比較しましても、全国平均との差も広がり、課題は小さくありません。

岩出市では、学力につきましては、年2回の学力調査を活用して、ツーサイクルで検証しております。今回の調査結果から、昨年10月実施の県学習到達度調査以降の取り組みがどうであったかを分析検証し、成果や効果があった取り組みは継続拡充してまいります。反対に効果が余り見られなかった取り組みにつきましては、改善プランを作成して、事業改善等に取り組みを既に8月末に臨時校長会を開催して指示しているところです。

2点目の生活習慣等に関するアンケート調査から分析された特徴と今後の対応についてですが、全国学力・学習状況調査は、学力調査とアンケート調査があります。家庭学習につきましては、小学校では随分改善され、全国平均を上回る状況になってきましたが、中学校において、家で学校の授業の予習・復習をしていますかについては37.3%で、全国平均と比較しても約18%下回っています。

次に、学校の授業以外に、ふだん1日当たりどれぐらいの時間勉強していますかの項目では、14.5%の生徒が全くしないと回答しており、この数値は全国平均の約3倍となっています。また、家庭では、テレビやビデオ、DVDを見たり、ゲームをしたり、インターネットをしたりして過ごしているの割合が高いことから、子供たちの家庭での過ごし方に改善の必要があると考えます。これらの結果から、家庭学習の定着率が学力に反映している要因の1つと考えられます。

議員ご質問にありましたコミュニティスクールにつきましては、来年度、全校8校で設置しますので、今後、学校運営協議会の中でも学力向上や家庭教育、基本的な生活習慣等について情報を共有し、学校だけではなく、家庭や地域を含め、具体的な取り組みや啓発活動など、実践するよう指導してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点をお聞かせください。

ことは3年ごとに行われる理科の学力調査というのも実施されておりますが、全体に理科離れと言われておりますけども、岩出市の児童生徒の結果と今後の課題

について、お聞かせください。

2点目に、昭和30年度の全国学力調査の理科の結果では、実験から得られる結果を見通し、実験結果をもとに分析し、考察して、その内容を記述することに課題があるということですが、そのためには理科室の実験器具、観察器具の充実が必要であると考えますが、市内の小中学校ではどうなっていますか、お聞きをいたします。以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

まず、理科の結果でございますが、前回同様、小学校、中学校ともに全国平均を下回ってございますが、全国平均との差というものは、前回とほぼ変わっていないというのが現状でございます。小学校低学年からの底上げが必要であるのかなというふうに考えてございます。

それから、備品でございますが、学習指導要領に示された内容を学習するための必要な備品は、全てそろえてございます。備品購入につきましては、理科教育施設整備費など補助金、これは理科教育振興法に基づくものでございますが、これを活用して、設備の充実を図っているものでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 1点だけお聞かせください。

先ほど教育長の答弁で、中学校において、家庭学習面で予復習している生徒の割合37.3%、これは全国平均55.3%と比べてマイナスの18%、大変見劣りする状況です。また、全く勉強していないという生徒が14.5%と全国平均の3倍ということで、非常にちょっと大変なことというふうに認識します。

中学校での学習が将来の社会人としての基盤となるということは言うまでもありません。来年度実施されますコミュニティスクールの学校運営協議会においても、当然このことをしっかり取り上げていただき、いろんな部会もつくれるわけですが、学力向上部会というのもしっかり立ち上げていただいて、しっかりした対応策を協議していただき、それをとと思いますが、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

アンケート調査の結果で、何点か申し上げました。その中で、勉強しない生徒がふえているということでございます。先ほど、1回目の答弁で教育長がお答えいたしましたが、コミュニティスクール、来年度で8校設置いたします。今、議員からのご提案で、学力向上部会ですか、こういった提案もございましたので、それぞれ学校運営協議会の中で検討したいと、このように考えてございます。

○吉本議長 これで、梅田哲也議員の3番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告3番目、12番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、このたびの台風21号及び北海道胆振東部地震により甚大な被害に遭われた皆様に、心よりご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の一般質問は、災害対策について3点、ごみ対策について2点、質問をしたいと思います。

まず、1番目の災害対策についてですが、本年は予想を超える暴風雨や地震により、日本各地で甚大な被害が発生しております。岩出市においても、台風21号の影響で長時間の停電が発生、各地域では自宅の壁が剥がれたり、屋根の瓦が吹き飛ぶなど、さらには電信柱が倒壊、その影響で自宅の一部が破損するなど、さまざまな被害が市民を襲いました。

今回の台風や停電の経験、体験により、地震の無力さや、また事前に万全な災害対策の必要性を痛感したところでございます。

災害発生時に市民を支えるシステムが、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自で開発したシステムで、平成30年7月時点で975の自治体が導入、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターで、全国の地方公共団体に無償で提供され、さらに機能が改良しております。

被災者支援システムの主な機能は、被災者支援システムを初め避難所関連システムや緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システム、倒壊家屋管理システム、被災予測等復旧・復興関連システム、避難行動要支援者管理システムで、住民基本台帳をもとに被災台帳を作成、現在では最新の情報を毎日自

動更新されるなど、システムが充実され、さらに被災者支援システム全国サポートセンターが無償で講師を派遣するなど、全面にわたりサポートをしていただけます。

この被災者支援システムの一般質問に取り上げたのが平成23年であります。今回で3回目となります。災害発生時から岩出市民を守り、さらには市職員の負担軽減にもつながると思うことから、1点目の被災者支援システムの現状と研究結果について、2点目に、避難行動要支援者名簿の整備について、3点目に、被災者支援システムの導入の考えについてお聞きいたします。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　玉田議員ご質問の1番目、災害対策についての①被災者支援システムの現状と研究結果についてと、③被災者支援システムの導入の考えは、について、一括してお答えいたします。

被災者支援システムにつきましては、平成23年第2回定例会及び平成28年第3回定例会で玉田議員からご質問いただき、今後研究をしてまいりますと答弁をさせていただきました。

先ほどの玉田議員の説明にありましたとおり、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市が開発し、住民基本台帳データをもとに、被災者台帳の作成や迅速な罹災証明書の発行を可能とするものであります。また、現在、地方公共団体情報システム機構から無償で提供されており、900を超える地方自治体で導入されております。

ご質問以降、他の機関や企業が開発した同様のシステムの比較検討を行ってまいりましたところ、費用対効果も含め、地方公共団体情報システム機構から提供されている同システムが最も有用であると判断をしております。

今後、早期の導入に向け、機器や運用環境の整備を進めてまいります。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　2点目、避難行動要支援者名簿の整備について、お答えをいたします。

平成25年の災害対策基本法改正により、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成や本人同意の上、消防、警察等へ情報提供することが義務づけられました。本市では、避難行動要支援者に該当する方の登録を行い、定期的に更新をしており、平成30年9月1日現在、1,654名の方が登録をされおるところでございます。

このうち事前に消防等の関係機関へ名簿情報を提供することに同意された方377名については、既に名簿提携をしております。さらに、個別支援計画作成を希望されている方に関しましても、戸別訪問により聞き取り等を行い、順次作成を進めているところです。

また、名簿の登録申請については、広報、ウェブサイト、介護支援事業所等での周知のほか、障害者手帳交付時には申請について窓口で説明し、介護認定後の保険証送付時には申請書等を同封し、制度の周知を行っておるところでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず、答弁いただきまして、被災者支援システムを前向きに考えていただけるという答弁でございます。今現在、無償で講師を派遣するなど、そういった体制がとられていますけれども、講師を呼んで話を聞いたとか、そういったことが今まで行ったことがあるのか、今後そういう計画があるのか、1点と、それと、2点目の避難者行動要支援者名簿の整備なんですけど、今後の方針、どのようにされていくのか、お聞かせをお願いします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

今回、ご質問のあります被災者支援システムの事前の説明会等、今まで受講したかというか、そういうご質問であったかと思いますが、今まで受講してはおりません。ただ、今後も早期導入に向け整備を進めていきますので、当然、その使い方についての説明も受けていくというふうに考えてございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者名簿整備に関する今後の方針というところでございます。今後は、事前の提供に同意いただいた方の名簿や、それから個別支援計画を消防や警察だけではなく、民生委員、児童委員、社会福祉協議会あるいは地域の支援者の方々に情報提供し、支援していただく方の範囲を広げることにより、要支援者の避難体制の整備を進めていきたいと考えております。

また、いまだ名簿提供の同意をいただいていない方にも、この制度、粘り強く周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目のごみ対策についてですが、今回の台風21号により、瓦れきなど地域に散乱、多くの自治会で瓦れきの処理に困り、ご苦勞をされております。

現在、岩出市では持ち込みによるごみの処分と瓦などの処分できないごみは有料となる体制であります。今回のような台風被害時では、各自治会が瓦れきなどの緊急仮置き場を設け、緊急時のみ市が回収する体制が必要であるということから、1点目、風被害や災害後のごみ対策について、お聞きいたします。

2点目ですが、持ち込みごみや平日の午前中と土曜日の3時までとなっています。市民がさらに利用しやすくなるよう、柔軟な体制が必要だということから、持ち込みごみの搬入時間についての考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の2番目の1点目について、まずお答えをいたします。

先般、関西地方を通過した台風21号による暴風で、建物等の一部損壊あるいは屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散したことにより、市内各地でさまざまな廃棄物が発生をいたしました。この台風で、本市におきましては、一時停電などで市民生活に影響が出ましたが、道路や水道、ガスなど他のライフラインは長期停止などには至りませんでした。

廃棄物処理については、このような状況から、瓦、コンクリート等の瓦れき類以外の廃棄物については、クリーンセンターへの持ち込みや粗大ごみ収集による処分をお願いし、瓦やコンクリート殻などの瓦れき類は、適正処理困難廃棄物回収の機会を設け、それぞれ対応をいたしました。

今後は、災害対策部局と情報を共有し、区自治会等にご協力をいただき、公園等に仮置き場を設け、そこに集積された廃棄物については市による直接的な回収を実施するなど、災害の種類や規模あるいは市内の被災状況などに応じた廃棄物処理の体制や仕組み等について検討をしてまいります。

次に2点目、持ち込みごみの搬入時間についてお答えをいたします。

現在、クリーンセンターでは、祝・祭日にかかわらず、月曜日から金曜日は午前 8 時 30 分から 12 時まで、土曜日につきましては午前 8 時 30 分から午後 3 時まで搬入の受け付けを行っております。

持ち込み時間の延長についてですが、月曜日から金曜日を午前中としておりますのは、午後からは処理業者等がクリーンセンター内で大型車両やショベルローダーの重機を使用し作業を行いますので、敷地内での市民と業者による事故を防止するため、持ち込みは午前中とさせていただいております。

それから、日曜日の持ち込みにつきましては、今申し上げましたように、月曜日から土曜日であれば、祝・祭日であってもクリーンセンターへ持ち込んでいただけること、日曜日まで開庁ということになりますと、現状の体制では通常のごみ収集業務に支障を来すことから、日曜日の持ち込みまでは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 1 点だけ、災害時において、仮置き場の設置によって、回収の方向で検討していただけるという答弁をいただきました。ただ、災害といいましても、規模にもよりますし、事前に皆さんにお知らせできればいいんですが、災害というのは突然起こるものなので、なかなか周知するという手だてが非常に難しいと。今回、この台風で被害が出たんで回収しますよという連絡体制ですね、周知徹底の方法をどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員の再質問にお答えをいたします。

市民に対しての周知方法というところでございます。まず、通常るときでございまずけども、今回の台風が通過した後に発生したごみの処理方法について、市民から多くの問い合わせございました。現在、問い合わせの中身を検証して、今後、市のウェブサイトの内容を拡充する等、改めて市民への情報提供あるいは周知に努めていくこととしております。

また、実際に災害発生時に関しましては、もちろんウェブサイトを中心に、さまざまな方法で市民の方々への周知徹底をやらしていただきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

子育て世代包括支援センター開設について3点、教職員の働き方改革について2点、小中学生の自転車事故について4点、お聞きいたします。

1番目、子育て世代包括支援センター開設について。

昨年6月議会において、切れ目ない子育て支援を、子育て世代包括支援センターの設置をと一般質問させていただきました。本年度は、子育て世代包括支援センター設置に向け、予算どりもされており、来年4月にオープンと聞いています。

1点目、準備状況を教えてください。

2点目、子育て世代包括支援センターの機能とセンター開設によって新たにどのようなことができるようになるのかをお聞きいたします。

次に、子育て世代包括支援センターという名称は、長寿介護課にある地域包括支援センターと似ており、市民の皆様が混乱しやすいのではと懸念されます。既に子育て世代包括支援センターを開設している橋本市はハートブリッジ、海南市はなないろ、御坊市はにっこりあ、紀美野町はこころ(9960)と市民の皆様が親しみやすい愛称をつけています。

3点目、市でも新たに開設される子育て世代包括支援センターに愛称をつけてはいかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目のまず1点目、子育て世代包括支援セ

ンターの準備状況についてでございます。

このセンターは、平成31年4月に総合保健福祉センター内に設置することとしております。今年度、議員おっしゃいますように、当初予算においてセンター設置に係る予算を計上しており、現在は設置に向け準備を進めております。また、センターには、保健師、社会福祉士、助産師を配置することが必要であり、それぞれ配置に向けて、新規採用等による対応を進めているところです。

2点目につきましては、このセンターは、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供することが求められており、これに対応できる機能を備えることとしております。また、設置に伴う新たな事業としましては、必要に応じた妊産婦の個別支援プランの策定、出産後2回の産婦健診の実施、産後の育児等に不安のある妊婦に、助産師や保健師等による訪問を初め、産科や助産院でのデイサービスや宿泊により母体管理や生活面の指導を行う産後ケア事業を行ってまいります。また、妊娠期から切れ目のない支援を実施することで、早期に支援の必要な子育て家庭にアプローチし、児童虐待の予防、早期発見にも努めてまいります。

3点目の愛称につきましては、地域包括支援センターに加え、現在、保健福祉センターには地域子育て支援センターもあり、名称も似ていることから、利用される方が混乱を招く可能性もあると考えます。議員ご提言のように、わかりやすく親しみやすい愛称を今後考えてまいります。岩出市では、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育てしやすいまちを基本目標の1つとしており、今後とも総合的に子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 この子育て世代包括支援センターの設置により、切れ目のない子育ての支援の充実が図られるということで、大変喜ばしく思っております。

今後、この子育て世代包括支援センターの開設について、市民の皆様にはどのように周知されるのか、お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

市民への周知についてでございますが、今後、市の広報、ウェブサイト、市主催の各種イベント、乳幼児健診、窓口等での周知を考えており、センター設置に伴って、子供関係の受付場所等の変更が生じた場合は、これも混乱を来さないように努

めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目の教職員の働き方改革について、お聞きいたします。

平成29年4月、文科省が公表した教員勤務実態調査の集計を見ると、平成18年度に行った前回調査に比べ、教員の勤務時間が増加しており、過労死認定目安である週60時間勤務が、小学校で3割、中学校で約6割に上ります。

教師の長時間労働に依存した学校現場は限界であり、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題と指摘されています。教育現場においては、教師の専門性を生かしながら、授業やその準備に集中できる時間、また、教師の専門性を高めるための研修の時間、また、児童生徒と向き合うための時間を確保し、効果的な教育活動ができるように、必要な取り組みをしなければなりません。文科省では、授業以外に教員が担っている事務作業等を教員にかわって代行する支援員、スクールサポートスタッフの積極的な登用を促しています。

1点目、市におけるスクールサポートスタッフの配置状況をお聞きいたします。

次に、文科省が昨年実施した調査では、全市区町村のうち74%で学校が給食費を徴収し、自治体が直接行うケースは23%にとどまりました。学校では、担任が児童生徒から現金を受け取り、事務職員や教頭に手渡すことが多く、100人に1人とされる未納の保護者には電話などで督促し、必要があれば家庭訪問する。この給食費の徴収管理が、教員の大きな負担となっています。これらの業務から解放されることで、教師が本来担うべき業務に専念できる環境整備が推進されたいと考えます。

2点目、岩出市の状況はどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 奥田議員の教職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

1点目のスクールサポートスタッフの設置状況についてですが、スクールサポートスタッフは、教員の業務支援を図り、教員が児童への指導や教材研究などに注力

できる体制を整備することを目的に、地域の人材を和歌山県教育委員会が、市町村教育委員会が所管する小学校に配置するスタッフのことでございます。

本年度、岩出市では、山崎小学校、山崎北小学校及び中央小学校に配置してございます。派遣期間は平成30年5月1日から平成31年3月29日までの間で、1日6時間以内の勤務となっております。

2点目の給食費の徴収管理についてですが、岩出市では、他市に先駆け、給食費の公会計化や口座振替納付などは既に実施しており、教職員の負担軽減に努めているところでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 スクールサポートスタッフの仕事内容について、お聞きいたします。

また、現場の先生方からはどのような声が届いているのか、教えていただきたいと思います。

また、現在、山崎小学校、山崎北小学校、中央小学校にスクールサポートスタッフが配置されているとのことですが、まだ配置されていない小中学校にも拡充する考えについて、お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず1点目、仕事の内容ですが、学習プリントなどの印刷あるいは配付の準備とか、授業の準備の補助をやっていただいたり、教育の環境整備、あと採点業務の補助、学校行事や会議などの準備、後片づけ、その他配置先の校長が必要と認める補助的な業務となっております。

それから、先生方の声ということで、効果ということですが、教員の意識改革が見られたというふうに思っております。教員の多くは、全て今まで自分自身が行わなければならないということで、その結果、事務処理などに負われ、勤務時間に影響してきたこともあると思います。スクールサポートスタッフによる補助によって、本来の目的である子供と向き合う時間や教材研究などの時間を確保することができるようになってきたんだと、このように思います。

それから、全ての学校に配置をとということでございますが、実は、今年度も全学校への配置を県の教育委員会に要望しております。結果として、3校の配置となったわけですが、我々としましては、来年度に向け、全校配置いただけるよう要

請してまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の小中学生の自転車事故について、お聞きいたします。

近年、自転車事故による賠償は高額化する傾向にあります。2013年のことですが、当時、小学校5年生だった少年が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償訴訟があり、神戸地裁は少年の母親に9,500万円という賠償金を命じています。賠償金約9,500万円の内訳は、将来の介護費用約3,940万円、事故で得ることのできなかった逸失利益約2,190万円、けがの後遺症に対する慰謝料2,800万円となっています。加害者にとっても被害者にとっても失うものは大変大きいと言えます。

1つ目、岩出市での小中学校における安全教育について、お聞きいたします。

次に、あってはならないことですが、万一のために自転車保険加入の啓発はされているのでしょうか。

また、加入率についてお伺いいたします。

最後に、保険料を補助する考えについては、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 奥田議員の3番目、小中学生の自転車事故について、ご質問にお答えいたします。

1点目の交通安全教室についてですが、各学校では、岩出警察署や交通安全推進協議会など関係機関のご協力をいただきながら、発達段階に応じた交通安全教室を開催するなど、交通安全のルールやマナーの学習に計画的に取り組んでいるところでございます。

今年度の市政懇談会におきまして、2つの地区から中学生の自転車マナーの悪さを指摘するご意見が出されてございました。マナーの悪さというのは事故につながる可能性が高いことから、直ちに中学校に連絡して、マナーに対する意識向上を指示したところでございます。

2点目、自転車保険加入啓発、それから、3点目の加入率についてですが、毎年度初めに、教育委員会から全児童生徒の保護者向けに交通安全、とりわけ自転車保

険加入を推奨する啓発プリントを配布して、啓発に努めているところでございます。

加入率につきましては、平成30年5月に実施しました自転車保険加入調査では、小学生が72.7%、対前年3.4%の増、中学生で83.7%で、対前年4.7%の増となっております。

4点目の保険料の補助についてですが、こういった保険は、あくまでも任意保険ということでございますので、補助金を交付する考えはございません。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 本年5月の自転車保険加入調査では、小学生が7割強、中学生が8割強とのことで、前年度より加入率はアップしているということです。さらに加入率向上に向けての考えをお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えした、年度当初に全家庭への啓発プリントや自転車保険加入率の調査、これを実施することで自転車保険加入率向上の啓発になっているものと考えてございます。また中学生につきましては、毎日、通学で使用していることから、自転車保険への加入の推奨など、入学説明会等の機会を捉え、保護者に説明を行っているところでございます。

引き続きこういった機会を捉えて、説明をしてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長の許可を得ましたので、これから一般質問を行いたいと思います。市当局の誠意ある答弁を求めたいと思います。

それでは、6点にわたって行うわけではありますが、第1点について行います。

今年度7月の豪雨、それから台風20号、21号による被害についてであります。

この被害についてですが、東日本大震災を教訓にして、各自治体は地震や津波、集中豪雨のハード・ソフト面を含めた総合的な防災対策に力が注がれております。

近年、地球温暖化により自然災害の発生率が高まり、その規模も年々厳しくなっていており、特に過去に例を見ない局地的に集中豪雨が各地に甚大な被害をもたらしており、高度な防災対策が求められていると思っております。

気象庁は、全体的な異常気象を起こすと言われている中で、岩出市においても過去の歴史から検証して、公園の渇水や河川の氾濫、家屋や田畑の浸水被害等々、大きな被害が過去の歴史に生じております。

しかし、岩出市は、なかんずく環境のよさから、自然災害に関する危機意識というものが少し弱い状況にあるのではないかと思っております。ここに防災対策の難しさがあるというように思っております。人間は自分のところには災害は起きないであろうと思込みがあるのでしょうか。ここに重大な弱点があるのであります。

私たちは防災の取り組みをもって身近なものとして、自助、共助の大切さを取り組みの核に据えて、過去の経験を生かし、各地区に合った訓練をしていく必要があるというふうに思っております。

さきの豪雨、台風20号、21号による被害も多く発生をしてきております。そこで、岩出市の基本的な考えをまずお聞きをしたいと思います。

1 番目に、今回の台風関連の水害、市道への影響、補修、改修の箇所はあったかどうか。さらに、岩出市内においては、ブルーシートに囲まれている家屋が非常に多くあり、それに対する罹災証明書をどのようなシステムで運営をされ、市民の皆さんにこの手続等についてどうなっているのか。現在の被災証明書の請求件数についてもご答弁をいただきたいと思います。

2 番目に、これらの集中豪雨や台風による災害の中で、広島豪雨のように、土砂災害が非常に人命に大きな影響を与えるという観点から、土砂災害防止法の規定によって指定されている現状、岩出市の現状はどのようにされているのか。また、土砂災害危険箇所について、市民への啓発なり表示は実際されているのかどうか。さらに、紀の川の河川及び市内河川水害マップの市民への啓発であります。これについて、どのような形で市民への周知徹底をしているのか、再度お聞きをしたいと思います。

3 番目に、避難行動要支援名簿の登録制度の現状と推進についてであります。

この避難行動要支援名簿の定義について、今、さきの議員から質問があり、市の答弁では1,600人余りが登録されているということをお聞きしましたが、避難行動要支援者の枠組み、これについて、岩出市で何名がこの該当するというように把握をされているのか。その中から登録制度が発生していると思うんですけども、その

率についても答弁をいただきたいと思います。

それから、避難所における空調設備の現状について、避難箇所が、さきの台風のとき、避難準備、避難勧告に合わせて行動をとられたわけではありますが、避難所における空調設備、これは寒いときも暑いときも発生する可能性があるわけですから、空調設備の現状はどのようなになっているのか、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、平成30年7月豪雨、台風20号、21号による被害について、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目、水害の市道への影響・補修・改修の箇所はどうかについてですが、平成30年7月豪雨では、市道の冠水箇所は、吉田地区で2カ所で通行どめを行いました。国道24号アンダーパスは冠水してございません。

なお、市道境谷相谷線、境谷地区で、道路上部の個人所有地の山林から土砂流入が発生し、落石防止ネットの破損がありましたので、土砂の搬出及び落石防止ネットの補修工事を行いました。

また、市道押川根来線、経塚団地等におきまして、泥水入りや枝葉の散乱があり、路面清掃等を行いました。

なお、農地の畦畔崩落や土砂流入による農地災害が4カ所発生しております。

次に、台風20号ですが、国道24号アンダーパスも含め、市道の冠水はありませんでした。

なお、広域農道、市道押川根来線、市道船戸山崎線、大宮神社付近等において、枝葉の散乱のため路面清掃を行いました。

また、市内各所でカーブミラー等が破損し、建てかえを行ってございます。カーブミラーの破損は6本でございます。

次に、台風21号ですが、国道24号アンダーパスも含め、市道の冠水はありませんでした。

なお、市道境谷相谷線、境谷地区において、道路に接する個人所有地の山林から倒木により斜面が崩壊し、通行どめをしていましたが、倒木の伐採除去や大型土のう等の設置により、現在、応急に通行できる状態であります。

並行して、斜面の安全確保のため、土木災害の申請の準備に取り組んでおります。

一般的に、国庫補助の災害復旧事業については、被災後、現地調査、測量、設計

を実施し、災害の申請を行い、被災から約2カ月後に国の査定があり、被災箇所の工事費が決定します。その後、工事発注を行い、施工業者が決まり次第、工事着手となります。迂回路がない通行どめ箇所など、直ちに解除する応急的な工事、例えば、倒木や土砂の除去、土のうの設置なども国庫補助の対象となります。

災害復旧工事とならない場合は、通常の維持管理の中で対応していくことになります。例えば、路面にある枝葉の除去や側溝の土砂搬出などがございます。

次に、市道安上赤垣内線、山崎神社北側と市道船戸山崎線、山崎地区では、倒木により電力・通信事業者の架線に影響があり、大部分を除去しましたが、まだ危険な状態であるため、現在も通行規制をしております。

復旧時期を事業者にお問い合わせしたところ、停電等の地区を優先していたことがおこなわれている原因とのことですが、迂回路は確保してございます。

その他倒木や枝葉の散乱が、市道押川根来線、市道根来川尻線、広域農道、市道野上野清水線や紀泉台地区、根来地区、岡田地区、中島地区、森地区等で21カ所発生し、除去を完了してございます。

また、個人所有の倉庫等が市道へ4カ所で倒壊し、通行規制を行っていましたが、全て撤去していただいております。

電力・通信関連では、市道金屋上中島線では電柱が倒壊し、市道中島13号線では電線が垂れ下がった状態で、通行どめしていましたが、現在は復旧してございます。

カーブミラー等の支柱破損につきましては、市内全域で発生しており、部材が届き次第、復旧作業を行っております。カーブミラーにつきましては、各地区で20本になります。

次に2点目、土砂災害防止法の規定により指定の現状はどうかの1つ目、土砂災害危険箇所について、市民への周知・表示はどうか、及び2つ目、紀の川河川及び市内河川水害マップの市民への周知はどうかについて、一括してお答えいたします。

岩出市には、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所指定されております。そのうち土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域となっております。

市民への危険周知につきましては、現在、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行っており、職員が説明を行っているところです。また、岩出市防災マニュアルを平成27年3月に作成し、全戸配布したが、新たに岩出市に転入された世帯に配布するとともに、岩出市ウェブサイトからは、和歌山土砂災害マップにリンクを張り、掲載しております。また、今年度中に防災マニュアルの改正及び全戸配布

を予定しております。過去に平成26年広報10月号にも掲載し、周知を行ってございます。

土砂災害危険区域内への啓発看板設置については、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、指定を行った和歌山県に問い合わせたところ、啓発の看板について、現時点で設置予定はありませんと伺っております。

以上です。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の1番目、平成30年7月豪雨、台風20号、21号による被害について、お答えいたします。

1点目の水害の市道への影響・補修・改修の個所はどうか。ということの中での罹災証明のことについてですが、罹災証明の発行については総務課のほうで対応しております。罹災証明の申請・交付状況ですが、9月13日現在で、平成30年7月豪雨によるものが1件、台風20号によるものが4件交付しております。また、台風21号によるものについては103件申請受理し、53件交付を行っております。罹災証明の交付申請や固定資産税の減免等については、市ウェブサイトにて周知を行っております。

次に、避難所の空調設備についてですが、市立体育館、市民総合体育館の格技場及びロビー、各小中学校及び那賀高等学校の体育館等には空調設備はございません。夏の時期の対応につきましては、今後の課題と考えております。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 3点目、避難行動要支援者名簿の登録制度の現状と推進はどうかについて、通告に従い、お答えをいたします。

玉田議員のご質問にもお答えしたとおり、本市では、避難行動要支援者に該当する方全ての登録を行い、定期的に更新をしております。平成30年9月1日現在、全ての該当者1,654名中377名の方が消防等への名簿提供に同意をされており、現在は個別支援計画作成を希望する方々に関しましても、順次作成を進めているところであります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、水害とあわせて台風による今回の強風ですね。水害については、

あんまり雨量がなく、非常に風の強さ、これは近年にないものになったと、私は認識をしております。

そこで、この連絡体制というんですか、例えば、道路上における倒木があった場合に、市民からの通報なり、岩出市への連絡体制、それから、それに対して早期に倒木の撤去をするという行動がとられると思うんですが、それらについて適切であったのかどうか、それについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、アンダーパスとか、そこら辺については問題なかったということですが、今後も台風に関連して、雨量が多いということが発生するというふうに思いますので、アンダーパスのところについては、特に注意が必要ではないかというふうに思っております。それに対する対応等について、具体的にお聞きをさせていただきたいと思います。

それから、罹災証明書の件なんですが、罹災証明書については、今、報告がありました。罹災証明書を求めていく場合に、どのような流れで、システムで被害を受けた家屋等について、岩出市に申請をする際、写真を掲載して、それを持ってくるのか。それとも、それに基づいて、岩出市が調査員を派遣して、この家屋については、半壊だと、全壊だと、一部破損だという認定のとり方をされると思うんですけども、そこら辺について、どのような形で、現在、運用されているのか。なかなか、罹災証明書、何をという市民も中にはおられます。こういう人たちに対して、親切に、丁寧に対応していくということが求められるんじゃないかと思うんですが、これらについてお聞きをしたいと思います。

それから、土砂災害防止法の規定についてですが、現在、岩出市においても山間部、北と南の山に関係する土砂災害、これについては、今後も集中豪雨によって路面が崩れると。そして、多くの被害が発生するという可能性はないとは言えません。特に中央構造線に向かって地震が走っているこの根来周辺の山、北山については、特に注意が必要だということもありますし、風水害によって起きる可能性というのがあります。ここらについては市民啓発に資するために、以前から私は終始徹底すると同時に、こういう危険箇所については、ここの部分については日常的に見て知ることが大切ではないかというふうに思っております。

今、事業部長のほうからそういうものについては、県に問い合わせしたところ、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと言われる部分については表示しないでいいんだと、表示しないというような形の答弁をいただきましたが、一步進めて、それによって日常的な認知度も上がりますし、そういうことが起こり得るであろうとい

うことで、事前に避難行動がとれるということになりますので、それについて、再度お聞きをしたいと思います。

それから、水害マップの件であります、紀の川と、それから、この貴志川線の合流地点、これについては春日川の逆流とか、過去に岡田地区の浸水という災害も発生をしております。吉田地区初め、春日川、根来川、住吉川のこの天井川と言われている川についても、市民の皆さんには、特に日常的にこういう水害が発生する状況にあるということを認識をしていただくということが非常に大切ではないかというふうに思うわけですが、ここら辺について、どのような方針で、この問題について解決をしていこうとするのか。

それから、水害のところで、紀の川市の上流である吉野川、これには大迫ダムと大滝ダムが設置をされております。個人的な問題になるんですが、私のふるさと愛媛県大洲では、肱川が今回大きく氾濫をして、上流にあるダムの放水によって、今まで私が聞いたことのない現状の中で、大洲市内の多くの浸水が発生をしたということが言われております。放流のタイミングによって、下流における水害というのは、これは甚大な被害が発生をするという教訓のもとに、岩出市においても、この上流における大滝ダム、それから大迫ダムの放流、ここら辺について、岩出市とそこら辺の国土交通省とのつながり、影響、事前に通知を受けるシステムが構築されているのか、これが一番大切な問題であろうと思うんです。

紀の川の氾濫が、堤防がオーバーフローしますと、大きな中島・吉田地区初め旧町においても、被害が発生するということを考えておく必要があると、私は考えておりますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の避難行動要支援の名簿についてであります、生活福祉部長のほうから1,540名と言われましたか、この避難行動要支援者名簿のその1,540名というのは、どういう人たちを対象にしているのか。障害者手帳で確認をしているのか、それとも日常的に要介護支援者1級から5級あるわけですが、要介護者を含んでいるのか、それとも独居老人で、そういう人たちの人数も含めて、岩出市においては、もとの数字が1,540だということなんですが、私はこれ以上に現存としてあるんじゃないだろうかというふうに思うわけですが、もとの数字の把握の仕方、登録制度に至る現状について、再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員の再質問にお答えします。

倒木等の情報のことなんですけども、今回の台風につきましては、すごい暴風が吹きましたので、通常であれば職員が巡回しているんですけども、危険を伴う強風でございましたので、職員のパトロールはいたしておりません。風が一段落ついた時点で、各地区に状況把握をしてございます。

したがって、倒木とか、そういう件につきましては、職員が見つけた場合は通報によるものもございます。

それと、アンダーパスに関してですけれども、アンダーパスは、以前、水没事故等ございましたので、市としましては、イの一番で巡視してございます。台風とか、そんなに限らず、ゲリラ豪雨のときにつきましても巡視してございます。

それと、紀の川関連につきましてですけれども、現在、大滝ダムにつきまして、利水ダムになってございますので、調整をしていただいております。上流にある大迫ダムは農業用の干害用なんですけども、それにつきましては、県のホームページであるとか、国交省のホームページで、逐一放流状況を監視しているんですけども、国土交通省のほうからもファクスで、何立米流してますよとかいう通報はいただいております。

それと、水害対策についてですけれども、紀の川頭首工上流部にあります岡田地区、溝川地区、山崎地区の浸水対策に対応して、国土交通省のほうで実施しております。紀の川狭窄対策事業を実施していただいております。平成28年度から岩出頭首工付近に拡幅水路を整備するとともに、堰上流部の河道掘削をする事業で、平成32年度完成予定と聞いてございます。

それと、紀の川に生えてございます樹木の伐採につきましては、以前から和歌山河川国道事務所に要請してございます。去年から山崎かんがい排水路の下流から実施していただいております。また、本年、平成30年1月26日に開催された紀の川流域における浸水対策検討会の中で、市長から事務所長に対し、平成29年10月、昨年の21号台風による紀の川増水に伴い、岩出橋下流域のしゅんせつも要望してございます。

土砂災害警戒区域の看板の設置についてですけれども、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に伴う標識の設置は、法律上求められておりませんので、現在、実施する計画はございません。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

罹災証明書の申請の流れについて説明させていただきます。

まず、被災された方から市町村の窓口へ罹災証明の申請がありましたら、被害状況の調査ということで、被害の程度、全壊、大規模半壊、半壊、それについては調査を行って、判定を行って、罹災証明書の交付を行うというのが一連の流れです。

実際には、市民の方からどういうふうな手続をすればよいかという問い合わせがあった場合は、まずは現場の写真を撮ってくださいということで説明をしております。それと、その後、保険会社と、どういうことで使われるかということも、あらかじめ、その時点で確認をして対応するという形で行っております。

写真を用意していただくだけで、罹災証明が出る場合もありますが、大規模な場合は、必ず被害の程度は職員が調査をして、罹災証明の交付を行うと、そういう流れになってございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者、把握できているのかという主旨でございます。避難行動要支援者と申しますのは、在宅におられる方で、例えば、要介護3から5認定されている方、身体障害者手帳1級・2級を所持されている方、療育手帳であればAを持っておられる方、精神の手帳でしたら1級・2級を持たれておられる方などの方々ということになります。

それぞれ手帳なり、介護認定に関しましては、担当課のほうで把握をしておりますので、それに基づいて名簿を整備しておるというところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今答弁をいただきました。いずれにしても、こういう災害が発生した場合については、敏速、丁寧に市民に説明をしていただいて、具体的な行動、支援ができるような体制を早期に構築をしていただきたい。

それと、避難要支援者の行動のどこなんですが、これ、前から私も一般質問の中で質問してきているんですが、今回の風水害の風の強いときには、市内のマイク放送が、風が強い関係もありますから、事前に窓も閉めるし、雨戸も閉めるという状態の中で、マイク放送されて、避難準備、避難してくださいという形で呼びかけても聞こえないというのが現状になっております。ここら辺についても、今後、改善する余地があるのではないかなと思うんですが、これについて、この台風関係の質問を終わりたいと思いますが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

避難情報の伝達方法についてのご質問だったと思います。市内放送だけでは聞けないというようなケースもあるということでございますが、市といたしましては、市内放送、安心・安全メール、それと緊急速報及びエリアメールと和歌山県防災メール、テレビ和歌山あんぜん情報24時、テレビなどを利用して情報発信をしてございます。考えられる全ての情報発信をその時点ではさせていただいているというふうに考えてございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えをいたします。

避難が必要な際の伝達方法についてでございます。例えば、最も情報伝達が難しい聴覚障害者の方々には、メールやファクスなどの方法により、担当課から避難準備情報などの情報発信を必要に応じて実施しているところであります。今後も障害の種別に応じて必要と考えられる支援を実施してまいりたいと考えております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、小中学校における学習環境の改善について、質問をさせていただきます。

昨今、トイレの洋式化というのは、現在では至極当たり前の状況になりつつあると考えております。従来でのトイレの用足しは不可能であり、学校では我慢をして、自宅に帰るまで辛抱すると言っている生徒や子供たちがいることを聞いております。

また、岩出市の将来を担う児童や生徒のためにも、ことしほど外気温が高いのは異常であり、今後も地球温暖化により、この傾向が続くものと言えます。

政府は、2019年の夏までに全ての公立小学校のクーラーを設置する方針を固め、その財源を含めて補正予算案を秋の臨時国会に提出すると言われております。関係者によりますと、政府は2019年の夏までに全ての公立小学校にクーラーを設置するため、秋に臨時国会に補正予算を提出してということで方針を固めたと報道されております。

小中学校へのクーラーの設置については、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は、喫緊の課題だとして設置を急ぐ方針であります。現在、公立小中学校へのクーラー設置は、都道府県により差がある状態で、政府は補正予算を活用して、

ばらつきを解消したいという構えであります。

これについて、岩出市の方針、これをまずお聞きをしたいと思います。

これについては、各学校の洋式トイレの現状について、それから総個数と個数及び洋式トイレの割合の比率はどうなっているのか。

それから、冷暖房の早期設置についてどう考えているのか。これは保育所も含む点であります、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目に、これはある父兄の方からいただいた生理中のプールの強制はないのかの問題であります。娘は、その日、ちょうど生理1日目、休んじやいけないんだと我慢してプールに入った。次の水泳は月経量が多い日が当たっておったので、どうしても入りたくないという母親に相談、母親は休ませたということでありま。この生徒は生理痛が重いため、母親が事情を書いた手紙を学校に提出し、休んだと言われておりますが、本人の意思を尊重するという立場から、これは非常に大切な課題だというふうに思っております。

生理中のプールに関して、保護者からの指摘について、2つあるんですが、生理中にプールに入るとは医学的に問題はないか、それから、2番目に、プールに入ることが半強制となっていないかとの問題についてであります。

現在、岩出市の教育委員会、学校におけるプール授業について、どういう現状にあるのか、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　尾和議員の小中学校における学習環境の改善について、お答えいたします。

1点目の各学校の洋式トイレの現状についてですが、平成30年8月末現在、各小中学校洋式トイレの設置率は、学校別に申し上げますと、岩出小学校で、便器53のうち洋式は23、43.4%、山崎小学校64のうち洋式36で56.3%、根来小学校で38のうち洋式は23で60.5%、上岩出小学校で59のうち洋式30、50.8%、山崎北小学校で72のうち洋式は36で、50%、中央小学校で64のうち洋式は22で34.4%、岩出中学校で69のうち洋式は20で29.0%、岩出第二中学校で87のうち洋式は21で24.1%となっておりまして、総数では506のうち洋式は211、洋式化率は41.7%となっております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、国の補助金が採択されれば、平成31年度で山崎小学校のトイレ改修を行ってまいります。

2点目の冷暖房の早期設置についてであります。小学校では、岩出小学校15室、山崎小学校27室、山崎北小学校22室、根来小学校18室、上岩出小学校14室、中央小学校17室の計114室、中学校では、岩出中学校26室、岩出第二中学校25室の計51室、小中学校合計で166室、全ての普通教室に空調設備を設置してまいります。

なお、国においては、秋の臨時国会に2,400億円の補正予算を提案するというところでございますが、現状は、まだ何も決定していないということでございます。学校施設につきましては、ほかにも多額の費用を要する事業もあり、また、市事業とのバランスも考慮しながら進めていく必要があると考えてございます。

設置スケジュールにつきましては、先ほど山本議員のご質問にもお答えいたしましたが、補助金の採択が決定していない状況の中で、具体的なお答えはできませんが、可能な限り早期設置に取り組んでまいります。

なお、保育所につきましては、全保育所に設置済みとなっております。

3点目、生理中のプール授業についてであります。女子児童生徒が生理中にプール授業を強制することはございません。全学校におきまして、生理中にかかわらず、体調不良の場合は、プールカードや連絡帳にて届け出をしていただくようになってございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 各学校のトイレ洋式なんですけども、これについては全体では41.7%という、小中学校合わせてですね。この数字については、今後どういうスケジュールで、平成31年度については今言われましたが、それ以外の小中学校についてのスケジュール、設置方針ですね、ここら辺について、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、ちょっと抜けたんですが、事前の打ち合わせでは、体育館についてなんですけども、これについて答弁が、私、最初発言してなかった関係で、答弁がなかったと思うんですが、これについて手持ちの資料があれば答弁をいただきたいと思います。

それから、冷暖房の早期設置については、私、これ既に近隣の和歌山市と紀の川市、これは既に完備をしておるんですよ。この紀の川市と和歌山市に入っている間に存在する岩出市だけが、取り組みがおくれているというのが実態やと思うんですね。ここら辺については、早く他の市町村に追いつき、追い越すぐらいの整備計画を持って、敏速に、早期に対応をすべきだというふうに考えておりますので、補

助金の関係もあろうかと思いますが、補助金がなくても設置をしているところもあるわけですから、その予算内で早期に実現をするという姿勢をお聞かせください。

それから、生理中のプールの問題であります、強制がないということなんですが、これは最近、初潮が早くなって、中学校だけじゃなくして、小学校においてもこういう関連が発生をしているということも言われております。強制はないと言っても、休んだら、あの子、生理中やなというような捉え方をするし、内申書にプールでの授業について影響を与えることがないのかどうか、それを極力私は思うんですが、そういうことのないという理解でよろしいのか、再度お聞きをしておきたい思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　再質問にお答えいたします。

先ほど、洋式トイレの数字申し上げました。これは体育館も含めた数字でございます。

それから、全体41.7%で、今後のスケジュールということですが、現在のところ、平成31年度、山崎小学校ですか、こちらに設置をする予定ということでございます。41.7%から、今後の目標値ということにつきましては、現在のところ、まだ想定はしてございません。

それから、空調設備、早急にということでございますが、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから、プールの関係ですが、各学校では、女子の児童生徒の体調管理、これ注意を払うように指示をしているところでございますが、体調が悪いときは、授業を休みたいということをそれぞれ担当の先生にしっかりと意思表示をしていただくように伝えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉本議長　再々質問を許します。

(な　　し)

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (12時00分)

再開 (13時15分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和議員、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、3番目の質問をさせていただきます。

身体障害者の雇用の問題についてであります。

障害者の雇用、旗振り役の重大な不正ということで、あきれた不祥事が、中央省庁で40年以上にわたって雇用する障害者の数を水増ししていたと。国は率先して障害者の働く場所を確保して広げることが責務であったはずであります。旗振り役の役所が、逆に信頼を裏切って、この事態について、障害者雇用促進法は、差別を禁止し、障害者の就労を広げるための国や自治体、企業に、一定割合以上の障害者の雇用を義務づけているのであります。

原則として、身体障害者手帳などを持つ人がその対象者であります。法定雇用率を達成できない民間の企業では、納付金を徴収する対応を求めるのに、手本となるべき省庁は、厚生労働省に報告をするだけで、実態把握が不十分な状態の中で、早急にこれを調べて公表すべきだと言われております。

働く障害者は年々ふえ、50万人を迫り、企業の半数が法定の雇用率を達成をしております。ことし4月から雇用率がさらに引き上げられ、精神障害者も対象に加え、さらに就労拡大に取り組むことが重要な時期に来ております。

企業や障害者の信頼を失うことは避けなければなりません。省庁での雇用が進まない理由に、拘束時間が長いことや国会对応など突発的な業務が多いことが指摘されております。それから出産などでやめてしまうから女性入学者を制限している東京医科大の発想も同じ発想であります。

肝心なのは、誰でも能力を生かし、働ける環境の整備であります。障害者以外でも家族の介護や闘病しながら懸命に働く人がおります。ふえる高齢者も長く働き続けられるような職場が求められているのであります。

政府は、働き方改革を掲げながら、言っていることとやっていることが違っているのであります。

そこで、岩出市の基本的な考えを質問させていただきます。

私は、2016年の平成26年6月議会において、障害者就労施設への物品等の購入等初め岩出市の雇用率及び雇用者数を質問させていただきました。その際、法定数は、平成26年6月1日現在、4名であり、実質雇用率は2.46%で、達成しているとのことでありました。その後の年度別雇用者数と雇用率はどうなっているのか、お聞き

をしたいと思います。

2 番目に、これらの雇用率の現状については、事前に言うておりますが、市役所、教育委員会、一部事務組合及び市内の民間企業についても尋ねたいと思います。

それから、これらの岩出市の雇用実態について、一部では手帳を持たない対象者の参入が計算の中に入れられたと言われておりますが、岩出市では障害者手帳に基づいて、障害者雇用率、雇用者数を算出しているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、4 番目に、行政として、法の遵守、ガバナンスを初めとしたこれらの啓発について、今後どのようにしていこうとしているのか、ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの3 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の3 番目、身体障害者雇用についての1 点目から4 点ありましたけれども、ついて順次お答えしていきます。

まず1 点目、障害者雇用促進法に定めている雇用率の現状について、お答えいたします。

岩出市の雇用率と人数ですが、平成30年6 月1 日現在で2.10%で3 名おります。平成29年は2.06%で3 名です。平成28年は2.11%で3 名です。平成27年は1.42%で2 名です。

それと、対象職員が40人未満の職場については、雇用率から計算しますと、雇用必要数が1 名未満となり、対象となりません。教育委員会は、これに該当しますので、当該法の対象とはなってございません。

一部事務組合についてですが、問い合わせたところ、公立那賀病院では1.74%で3 人と聞いております。

那賀消防組合については、消防吏員が障害者雇用の職員数から、計算上ですけども、職員数から除外されるため、先ほどの教育委員会と同様に、雇用率から計算しますと、雇用必要数が1 名未満となり、対象となりません。

市内の民間企業の雇用率は、和歌山公共職業安定所に確認したところ、平成29年6 月で13企業あり、企業全体の総数で2.46%であったと聞いております。

次に、手帳を持たない対象者の参入はないかについて、お答えいたします。

対象者については、手帳のある者のみを参入しており、手帳を持たない対象者の参入はございません。

最後に、行政としての法の遵守、啓発はどうしているのかについて、お答えいた

します。

現在、市では、今回の改正に伴う法定雇用率の上昇により、障害者の雇用者数を満たしておりません。公的機関として障害者雇用を進めるべき立場にありますので、法定雇用率を満たすよう進めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今答弁いただきました。現在、教育委員会及び消防組合、これらについては該当しないということであります。今回明らかになった和歌山県下の学校、教育委員会、それから警務課、県庁においても、この法定雇用率を満たしていないという実態の中で、今、総務部長のほうから答弁がありましたが、市長、これだけ重要な問題について、市長として、雇用率を満たしていないことに対する責任、どのように感じておられるのか。

過去の平成26年、4人で2.46%、それから、平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、2.5%に地方自治体も引き上げられたということであります。これに対する市の最高責任者である市長は、身体障害者雇用について、どのような所見を持ち、岩出市民に対して遺憾の意を表するのかどうか、これについてお答えください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問に対して、お答えをいたします。

まず、今申し上げられることは、法定雇用率、満たすよう努めてまいります。ただ、これ法定数が改正されるまでは満たしておったんですけど、その時点で、改正された時点で満たすことができなくなって、それが期中であったということは1つ大きな原因であります。

今後、法定雇用率の確保を満たすようにしていきます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そこで、何も反省はないというのは、遺憾であるとも言わないし、期中であったんで当たり前やというような感覚でおられること自体が、私は理解できないんでありますが、率直に身体障害者を雇用することが、現在満たしていないことでもありますから、これについては率直に謝罪をして、早急に雇用者数を満たしていくという姿勢が基本になければなりません。

そこで、岩出市内にある民間企業、今、13社と言われましたか、これについては

どういう形で調査をして、実績というのをつかんでおられるのか。さらに、民間企業に対する岩出市としての対応、これは県の指導もあると思うんですが、労働省の管轄になると思うんですけども、総務省との絡みも出てきますが、当然、岩出市内の民間企業における雇用者数の実態というものを正確に把握をして、啓発、岩出市からの文書発行なり、指導をやはりすべきだという思いはあるんですけども、これについてご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員の再々質問について、お答えします。

市内民間企業の雇用率については、所管官庁である和歌山公共職業安定所に問い合わせられているところでございます。

それと、市として雇用率未達成の企業への対応はどうかということですが、障害者雇用促進法の所管官庁は和歌山公共職業安定所となりますので、市では実施してございません。また、和歌山公共職業安定所から求められたら協力してまいります。

それから、行政としての啓発はどうしているのかにつきましては、市では商工会を通じまして、毎年度、事業支援の人権研修会を行っており、今年度は和歌山公共職業安定所の職員を講師にお迎えし、「公正な採用選考をめざして」と題し、研修を行っております。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それでは、次の質問に移らせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。

那賀病院の労働違反は、明らかに法遵守をすべき一部事務組合であることは許されません。紀の川市と岩出市により組織されたものであり、傍観すべきではないと思っております。

過去から指摘した事項について、その後、改善されてきているのか。岩出市の基本的な考えをお聞きをしたいと思います。

36協定違反の超過勤務は改善しているのかどうか、ご答弁をください。

○吉本議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態についてのご質

問ですが、再三申し上げているとおり、本来は市がお答えすべきものではございませんが、通告がありましたので、那賀病院に聞き取りした内容をお答えさせていただきます。

前回の議会答弁で、本年5月、橋本労働基準監督署より是正勧告書及び指導票の通知があったと答弁いたしました。通知翌月の6月の超過勤務においては、36協定を超える事例はなかったと聞いております。また、その旨を橋本労働基準監督署に報告し、是正されたとの承認を受けたと聞いております

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、生活福祉部長が、那賀病院については答弁することはないんだという話でありました。

そこで、過去、私は、この岩出議会において、一部事務組合に関して議員が質問したことがあります。過去から調査をしますと、平成21年第3回議会、それから平成25年の第4回議会、平成27年の第3回議会、平成28年の第3回議会において、これらの質問を那賀病院に関して質問をした議事録がここにあります。

この中には、今、私がこの問題を取り上げる以前には、一部事務組合の問題については答弁することはできないと、すべきでないと、答弁する必要性はないんだと言われて、前提をつけて、聞いたことを答弁されました。過去の一般質問の中には、市長も担当部長もこの問題について、そういう前提条件は一言もつけてないんです。一言もつけてないんですよ。なぜ、私がこの一部組合、那賀病院の問題について、超過勤務の大批判をついて質問したときに、そういう前提条件をつけるのか。それはどういう理由で部長はそういうことを言うのか。岩出市はそういう答弁をするのか。

まず、那賀病院の医療体制、中芝市長として、那賀病院における今後の改善面はどのような認識を持ち、対応しようとしているのか、中核病院である那賀病院をどのように現状改善をしていくのか、医師の確保についてどうしていくのか、それから奨学金制度を設けてやっていくことをすべきじゃないかとか。それから、過去の質問については、こういうことの議論があり、那賀病院に女性の医師、女性の検査技師によるがん検診の日の設置をすべきではないか。それから、那賀病院のインフルエンザ対策について、那賀病院については新型インフルエンザについて対処方法は、こういうふうな質問のときには、一度も、一言も、今言われているような一部事務組合の那賀病院について答弁することはないんだ言いながら、過去にはやって

いるわけですよ。

なぜ、私がこの超過勤務の問題を取り上げて、明らかに法律に抵触していることに対して、そういう答弁をするのか、その理由をここで明らかにしてください。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えをいたします。

那賀病院は、地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として議会を持ち、運営がなされております。那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院の経営事務組合の議会で議論されるべきもので、岩出市議会でなされるべきものではないです。

なお、那賀病院、地域の中核的医療機関という位置づけになっておりますので、地域の医療体制等に関しましては、過去の議会でご答弁をさせていただいたこともあるかと思いますが、この問題に関しましては、病院の運営に関することでございますので、今申し上げたとおりでございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、部長がご答弁いただきましたが、運営と管理とはどう違うんですか。運営と管理。運営というのは、この事業主体が事業をやっている。それが運営でしょう。運営の中には、管理も当然入るわけですよ。その運営が正しくやられているかどうか。これを設立団体である一部事務組合の紀の川市と岩出市は、それにコメントをできないんですか。少なくとも市民の税金が3億から4億つぎ込んでおるんです。つぎ込んでいる団体が法に抵触をしていることについて、この岩出議会で質問ができない、そういう理屈は、私は通らないと思うんですよ。

率直にそれを受けて、岩出市としては改善をしていくという、その先頭に立つべきだと思うんですが、そういう立場に立たないということなのか、これはやむを得んのだと。那賀病院のそういう労働実態については、ノータッチだというスタンスで、今後もそういうスタンスをとることが、道義的に許されるのかと。法律として、今言われましたが、私は責任団体である岩出市と紀の川市が共同でその問題点を解決をしていく、その姿勢がなければ、那賀病院の運営管理、これは前進しないと思うんです。

再度ご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、那賀病院は当地域の中核的な医療機関でございますから、医療体制、医療の提供体制に関しての那賀病院のご質問等にはお答えできると思いますが、那賀病院の運営に関することに関しましては、公立那賀病院経営事務組合の議会で議論されるべきもので、岩出市議会ではなされるものではありません。何度ご質問されましても、那賀病院の運営に関することについては、この場でお答えするものではないと考えております。何度も何度も何度も申し上げているとおりでございます。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

ただいま生活福祉部長が答弁したとおりであります。組合議会でそのような質問があれば、管理者である紀の川市長及び那賀病院経営事務組合担当者とともに協議を行い、答弁をいたします。

なお、那賀病院の質問につきましては、岩出市議会から2名の議員さんが選出されております。今後、組合議会議員に質問の内容を託すなど、よろしくお願いをいたします。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、5番目の質問をさせていただきます。

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の成立についてであります。

受動喫煙法が成立して、防止を義務化し、2020年の4月、全面施行がされようとしております。多くの人を使う施設で喫煙を規制する改正健康増進法が、18日、参議院の本会議で与党などの賛成多数で可決・成立しました。全ての人に罰則つきで、禁煙場所での喫煙を禁じ、これまで努力義務だった同法の受動喫煙防止を義務化する。これは東京五輪・パラリンピック前の2020年4月に全面施行すると言われております。

不十分なところはありますが、一定の前進であろうと思います。改正法は、望まない受動喫煙をなくすことが目的であり、住宅や旅館、ホテルの客室を除く全ての

施設や公共交通機関が対象となります。学校や病院、行政機関は、敷地全体を禁煙として、受動喫煙が起きない野外の決められた場所ではしか喫煙できなくなります。

その他の施設では、屋内に喫煙専用室を設けることはできるが、国が定める基準を満たす必要があります。ただ、飲食店では、例外的に経過措置を設け、客室面積が100平方メートル以下であれば、個人または中小企業の帰属店などが喫煙を認めております。

厚生労働省の試算では、禁煙の規制対象となる飲食店は、全国で約45%、先月成立した東京都の受動喫煙防止条例では84%が対象となり、国より規制が厳しい状況になっております。

一方、喫煙できる部屋への20歳未満の立ち入りは禁じられ、新規店は、規模にかかわらず規制対象になるため、長期的に一定の歯どめになると期待されております。

改正法では、急速に普及している加熱式たばこも対象になり、ただ、健康影響が解明として、葉巻たばこよりも規制が緩く、加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食ができるとされております。

こうした準備期間を考慮して、敷地内禁煙の学校や病院、行政機関は、来年の夏ごろから屋内禁煙の飲食店など、2020年4月へと段階的に始まります。

そこで、岩出市の基本的な考えをお聞きをしたいと思います。

病院、行政等の全面的な屋内禁煙が盛り込まれましたが、岩出市では今後どのように対応していくのか。北出入り口にある施設はどうするのか。

2番目に、現在も学校内においては、禁煙が当たり前になっていると思いますが、現状と今後の対策を求めたいと思います。

これらのスケジュールについて、再度、岩出市の計画をお聞かせください。

○吉本議長　ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の質問の5番目、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法成立の1点目、病院、行政機関の全面的な屋内禁煙が盛り込まれたが、岩出市の対策はどうかということについて、お答えいたします。

健康増進法の一部が改正されたことに伴い、今後、施設等の類型及び場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、望まない受動喫煙の防止措置が段階的に施行されます。行政機関の施行については、現在のところ、法律の公布後1年6カ月以内に、政令で定める日というふうになっていることから、岩出市としましては、それまでに適切に対処するよう準備を進めてまいります。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 学校内の禁煙対策について、お答えいたします。

学校内の禁煙対策につきましては、平成14年4月1日から県内公立学校の敷地内をノースモーキングエリアとする和歌山県教育委員会からの学校敷地内の禁煙についてという通知を受け、岩出市内全小中学校で敷地内を禁煙としてございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 施行されるまでには、岩出市内における関係する機関、これについては全て法に従って、法を守ってやっていくというふうに理解をさせていただきたいと思います。

それから、総務部長は答弁ありませんでしたが、現在、北から入っている入り口に喫煙室というのが置かれておりますが、当然、これについては撤去されるというふうに理解してよろしいのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、学校内で、私の聞く範囲で質問させていただきますと、学校の先生も喫煙されている先生はおられます。こういう人たちは、現在どこでやっているのかなと。校外へ出て喫煙をしているという理解でいいのか。学校内で勤務中については全て禁煙で、耐え忍んで、学校から出たら喫煙をするということなのか。生徒の中で聞きますと、いや、吸うとるよ。隠れてするんだと。ああ、そうだという話も聞いたことあるんですよ。実際に言われていることとやっていることとは違うんじゃないかなと思うんですが、そういうことのないように、これはやっぱりやるべきではないかなと。

私は、喫煙したらだめとは言っていないですよ。私はたばこ吸いませんから、たばこの煙には非常に敏感でありますけども、しかし、人に害を与える現状の中においては、やはり決められたルールで、決められたところで喫煙をしていくと。

岩出市役所の中もそうなんですが、南庁舎とあそこの入り口のところの一角で、今、職員の皆さんは喫煙をしております。あれ、ここ通ったときに、何でたばこのにおいするのかなと思ったら、あそこへ皆出てきて、勤務中に喫煙をされているんですよ。これは、やはり問題があるなと思っておるんですが、その対処方法についてどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でありました交付後１年６カ月以内、政令で定める日までに岩出市として適切に対処する、これは法律を守るということの理解でいいかということで、それはそのとおり理解していただけたらと思います。

なお、今現在、市役所の庁舎内にある喫煙場所、これについても法律が施行されれば屋内の喫煙場所は撤去が必要となりますので、撤去することになります。

それから、職員が勤務時間中にたばこを吸っているのではないかとということで、それについてはどう対応するのかというご質問であったかと思います。勤務時間中の喫煙は慎むように、各所属を通じて、職員に周知徹底したいと思います。

○尾和議員 あその場所をどうするのかということです。あのまま、あそこで喫煙さすのかということなんです。何も答えてない。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

今の喫煙場所の外でのことですが、これについては、現時点では吸ってはいけないというふうにはなっておりません。新しく健康増進法の一部改正がされた後は、敷地内禁煙というのは当然適用されて、その場所での喫煙もできなくなります。一定の認められた施設内以外で喫煙することは禁止されることになります。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 学校の敷地内全面禁煙ということで、先ほどお答えいたしました。

生徒に聞いたら、先生、吸うてると、こういう話でございますが、今回の改正は、受動喫煙に関することであって、この法律の中では敷地内は禁煙するが、屋外スペースに喫煙場所を置くことができると、こうなってます。法律の主旨からいいますと、受動喫煙を防止する対策ということでございますので、教育委員会としては、この受動喫煙対策は一層徹底していくということになるかと思いますが、先生がどこで吸っているのか、敷地内ではないと思ってございますが、屋外で吸っているのか、どこで吸っているのか、それは我々把握はしてございません。

いずれしましても、受動喫煙対策を一層徹底してまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 できたらもっと積極的な、法があろうとなかろうと、積極的な前倒しで庁舎内も実施をしていただきたい、すべきであると、そのように考えております。これについては答弁いただけたら結構ですけど、答弁なければそれでも結構ですので、この問題については終わりたいと思います。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　最後になりますが、質問をさせていただきます。

この問題については、そんなに重要な問題でもないと思うんですが、ただ問題が問題だけに指摘をしておきたいなと思っております。

京奈和自動車道、これ根来インターから橋本向けに入りますと、京奈和自動車道ののり面の崩壊が何カ所かあるんですが、岩出市内の根来インター約100メートルぐらい開通して、紀北の交通の利便性は一段とよくなったことは誰もが疑っておりません。ただ、対面交通であって、一度事故でも起きればストップをしますし、危険性もあると考えられております。

中央分離帯部分の改善も待たれますが、今回は根来インターに進入し、橋本方面に向かって約100メートルぐらいの箇所もののり面が、過去からずっと崩れたままで、ブルーシートでカバーされております。この一帯は、過去にものり面の崩壊、採石場の盛り土の関係で、集中豪雨が起きた場合に、上には太陽光発電がありますが、設置をされておりますが、今後、集中豪雨であの一帯に雨が降りますと、京奈和道を含めて、広域自動車道への被害が発生するのではないかということで危惧をしております。

そこで、岩出市の考えをお聞きしたいんですが、まず第1点に、このままの状態ですておくのか。それから、2番目に安全は確保されているのか。今後、抜本的な対策をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員ご質問の6番目、京奈和道路根来インターのり面崩壊対策について、通告に従い、お答えいたします。

議員ご質問ののり面崩壊箇所は、平成29年10月の台風21号の豪雨により被災し、のり面がずれたことから、現在、ブルーシートで保護しております。

なお、平成30年10月から復旧工事に着手し、平成31年2月末の工期と道路管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から聞いております。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

(な　　し)

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告6番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員　15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回、質問については、台風21号の災害対応について、2点目として、上岩出保育所近くにある地蔵池の葦の穂についての2点について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、台風21号の点であります。実際、今回の台風、私も生まれて初めての経験ではないかなというぐらいの大型台風というような状況でございました。実際には、自分の家から出るにも出られないと。ただ、近所の関係なんかにおいても、カーポートなんかめくれ上がると。それが1メートル、1メートル半も吹き上げられるような状況で、いつ、それが近所に飛んでくるかわからないというような状況がある中で、そういう場も見ながら対応せざるを得ないというような状況でございました。皆さんに聞いても、本当に今回の台風は怖かったというような状況でございました。

また、私の近所の家の方なんかは、屋根が8割飛ばされたと。そして、その屋根の木材ですね、大体3区画の部分で、3メートルぐらいの屋根の木材ですね、そういうものが私のお隣の家のカーポートの家まで飛んでくるというような状況もございました。約30メートル、40メートル、その家の飛ばされたところから離れていると、そういうところまで飛んでくるというような、本当に恐ろしい台風だったと本当に思うんです。

こんな点において、今回のこの台風21号の災害、これが実際には岩出市の中でどのような状況だったのかという、今回の台風21号における岩出市内の状況はどうだったのかという点、被害状況はどうだったのかという点、この点をまず最初にお聞きしたいと思います。

2点目として、給水対応というようなものなんかございました。市内放送で、夕方、高層マンションや、また地区のアパート関係のところなんか給水ができないという、こういう指摘を受けてのものだったと思いますが、市内放送では、この給水対応として、総合体育館で給水を行いますと、こういう市内放送もありました。

この点では、総合体育館1カ所、こういう状況としたのはどういう理由からなのかと。いろんな災害なんかにおいては給水マニュアル、こういうものもあると思い

ますが、岩出市では災害における給水マニュアル、この点ではどのようなになっていたのかと。

また、翌日には公民館で給水の対応がされたというようなことも聞きますが、給水対応面での岩出市としての検証、また、今回の台風においての課題面、こういう点については市当局としてどういうふうに捉まえたのかという点を2点目にお聞きしたいと思います。

3点目には、通告では避難勧告というふうにしたんですが、実際には、正確には、一次避難情報だったとのことでした。しかし、いずれにしても、市民に対して避難が必要なんだという、こういう情報が発信されました。こういう点において、今回の21号台風において、各避難所、幾つもあるんですが、この避難所における状況はどうだったのかという点、この点を3点目にお聞きしたいと思います。

また、4点目には、避難行動に対しての要支援者、この方たちが避難生活をするための、特に福祉避難所ですね、その対応面、こういう点が、今回の台風なんかではどうだったのかという点、お聞きをしたいというふうに思うんです。実際には、福祉避難所に対応するそういう方たちに対して指揮系統なんかがどういうふうになって、職員の方が連絡要員なり、いろんなそういう方を移動させるための体制面、そういう点ではどうだったのかという点なんかも本当に大事なことだと思うんですが、最初には、各避難所でのそういった実態、こういうところなんかでは、市としてどのような対応されたのか。また、いろんな連絡要員の方なんかにはどのような形で対応されたのかという点、これをお聞きしたいと思います。

5点目には、各避難所における市の職員の方の配置の体制面、こういう点では、今回の台風の襲来に備えて、実際には何時間前に職員が配置をされたのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

6点目には、今回の台風における瓦れき処理、この点については、私、大きな教訓があったのではないかなというふうに思うんです。今回、市がとられた対応については、今回の台風における瓦れき処理、これは産廃業者に処理をしてほしいという、そういう産業廃棄物扱いであるということを市の対応はとられました。

しかし、実際には市民の皆さんは、地震や台風、こういうようなときなんかは市が処理回収してくれるものだというふうに多くの方がやっぱり思っていたと思うんです。この点では、今回の場合、市の対応と市民の皆さんの考え方、この考え方の違いというものが本当に浮き彫りになったと私は思います。

実際には、産業廃棄物扱いというのであれば、実際、今回の場合は個人責任で回

収められたという形になっています。しかし、自然災害による、こういう瓦れきについては、今回のようなこういうような部分であったとしても、個人責任で回収しなさいというのが、今回とられた市の対応だったと私は本当に思うんです。

この点から考えると、少なくともこうした対応のあり方については、当初の対応であったとしたとしても、市として、今回の瓦れきの場合については、産業廃棄物の業者、こういう方に処理をしてくださいと。また、処理についてはこういうような業者さんがいますよということを、少なくとも行うわけではなかったと思いますが、実際には、先ほど玉田議員の質問の中で、この対応については、今後、やはり今回のような対応というのはどうなのかという点から見ても、市として、仮置き場ですね、今後は、仮置き場等で市が直接回収するというようなことを答弁が実際にはされました。

その点においては、今後こうした瓦れき処理の対応なんかについても、改めて、市民の皆さんなんかに、どうあるべきかということなんかを市の広報等で取り扱い方法なんかも改めて周知を行っていく、こういう必要があるんじゃないかと考えます。

実際には、今後、こうした瓦れき処理に関して、市として、今どのように考えておるのか、また、今後の対応についてどうしていくのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

最後に、岩出市としても、今度、防災訓練というものが、10月の28日に防災訓練、これが行われます。今回のこの台風があったことによって、私は、岩出市としても幾つもの今後に生かす教訓があったのではないかというふうに考えます。

岩出市として、今回のこの台風の件について、今後の10月28日の防災訓練には、どのような点を生かしていこうと考えているのか、このことを最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員ご質問の1番目、台風21号の災害対応について、お答えいたします。

1点目の台風21号における岩出市内の状況はについてでございますが、9月4日火曜日の台風の接近に伴う暴風雨により、倒木や電線切断による道路の通行どめが5件、また市内の多数の地域において停電が発生しました。そのほか屋根瓦の破損等に伴う罹災証明書の交付申請が9月13日時点で103件ございます。

次に、３点目の避難準備情報が出されたが、各避難所での実態状況は、についてでございますが、９月４日の午前７時に台風接近による警戒態勢のため、避難準備、高齢者等避難開始を発令し、市内９カ所に避難所を開設いたしました。

避難者数については、最大で総合保健福祉センター75名、総合体育館28名、岩出地区公民館25名、山崎地区公民館８名、根来地区公民館７名、上岩出地区公民館15名、紀泉台地区公民館６名、桜台地区公民館３名、サンホール５名、計172名となっております。

次に、５点目の各避難所における市職員の配置体制面では、台風襲来に備え、何時間前に配置されたのかについて、お答えします。

台風接近に伴う大雨暴風雨警報が９月４日火曜日、午前４時８分に発令されたことに伴い、職員の配備体制を発令し、参集を開始しました。午前４時30分から順次配備についております。各避難所には、原則１名の職員を配置し、夜間は原則２名の職員を配置しております。

次に、７点目の10月28日に防災訓練がありますが、今回の台風における教訓として、どのような点を生かしていこうと考えているのかについてでございます。

10月28日日曜日、午前９時の市内放送を合図に、市内各小学校及び船山地区公民館において、南海トラフを震源とする巨大地震が発生したとの想定で、岩出市地域防災訓練をいたします。

市政懇談会で市長が申してきましたように、初動体制の確立が最も重要と考えており、各自治会等で定める一次避難所に一旦避難して、安否確認をし、訓練会場へ参集していただくこととしております。

また、市民、区自治会、自主防災組織及び行政機関等の連携、また自分や家族の命はみずから守る自助と、地域で助け合い、支え合う共助を主体に実施する場として訓練を実施いたします。

また、災害時においては、避難情報等の伝達が重要な事項の１つであり、本年度は緊急速報メール及びエリアメールの配信訓練を新たに実施いたします。

○吉本議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 増田議員ご質問の１番目の２点目、給水対応として総合体育館で給水されたが、災害における給水マニュアル体制ではどのようなになっているのか、また、翌日に公民館で給水対応されたと聞くが、給水対応での検証と課題面はどう捉まえたのかについて、お答えいたします。

上下水道局では、水道施設危機管理対策マニュアルを策定しており、応急給水に

つきましては、災害発生による断水状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模などを設定し、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況などを踏まえ、運搬給水、拠点給水、仮設給水から、当該地区に適切な給水方式を採用して実施することとしております。

今回の台風21号による停電は、浄水場では第二浄水場、第三浄水場、中島水源地で発生したため、自家発電機による運転を実施しました。

また、中継ポンプ所では、3カ所のポンプ所で、各配水池の水量を確認しながらの作業となったため、手動運転を実施し、通常どおりの給水を行いましたので、市が管理する水道施設での断水はしておりません。

しかし、一部地域のマンションなどの集合住宅において、建物所有者が管理するポンプの停電により、各戸への給水ができなかったものです。この対応として、当初、公民館を給水拠点とする予定でありましたが、停電で使用できない公民館があり、市の中心部で停電が発生していない安全な総合体育館を拠点として給水活動を行いました。

翌日は、停電していた公民館の復電を確認の上、午前9時から午後6時まで、各地区公民館を拠点として給水を行いました。

今回、広範囲に停電がありましたが、各施設の適切な運転操作により、安定的に給水することができ、問題はなかったと考えております。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員ご質問の1番目の4点目と6点目について、通告に従い、お答えいたします。

まず4点目、福祉避難所への対応についてでございます。福祉避難所は、高齢者や障害者等のように、避難所生活において特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所ですが、災害の状況により必要に応じて開設される二次的避難所であり、発災当初から直ちに開設するものではありません。今回の台風において、福祉避難所は開設してございません。

続きまして、6点目の瓦れき処理について、お答えをいたします。

先般、関西地方を通過した台風21号による暴風で、建物等の一部損壊あるいは屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散したことにより、市内各地でさまざまな廃棄物が発生いたしました。特に今回は暴風を伴ったことにより、多くの瓦れき類が発生し、市民から処理方法について多数の問い合わせがございました。

本市では、全戸配布しておりますごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」による

受け入れを行い、問い合わせがあった場合には、瓦、コンクリート類の瓦れき類については適正処理困難廃棄物回収の機会を、それ以外の廃棄物についてはクリーンセンターへの持ち込みや粗大ごみ収集による処分をお伝えさせていただきました。

なお、産業廃棄物収集運搬許可業者については、許可権者が県知事であり、市内外にかかわらず県下全域で事業活動が可能であることから、市内事業者だけの情報提供は行っておりません。

今後は、災害によって発生した廃棄物の処理方法について、市ウェブサイトの内容を拡充する等、改めて市民への周知に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 瓦れきの処理の問題なんですが、先ほども言ったんですが、玉田議員の中で、やっぱり仮置き場なんかもつくって対応していくという、そういうことは、要するに、行政の責任でこれは撤去していくんだということだと思うんですね。

しかし、今回の場合、個人で回収されている方なんかもたくさんあると思うんですね。その方は業者なんかにお金を払って回収してもらっているという対応になると思うんです。そういう点では、やはりそういう個人負担をされている方について、実際にはこの処理費用の補助していくと。やはりそういう生活していく中の変な中で、実際には行政の対応の面から見ても、そういう個人負担は、やっぱり各家庭には負担になっていると思うんです。

そういう点では、自己処理というんですか、自己責任で処理をされている方について補助していく、そういうような考えは、市として持っておられるんでしょうか。

それと、2点目に、今も災害の被害言われました。少なくとも103件、罹災証明というのが出されたという、こういうことです。実際には、今も数々の地域で、屋根を飛ばされた方や壁を壊された方とか、またカーポートなんかも大きな被害を受けている、そういう実態もある中で、ブルーシートがやっぱりかぶされているんですね。このブルーシートについては、岸和田市や、また海南市なんかでも、こうした被害に遭われた方に、こういうブルーシートが配布をされてきています。

しかし、岩出市ではこういう取り組みというのはされていないんですが、こういう他の自治体のように、岩出市として、こういうブルーシートを災害が起きたときに配布していく、こういう考えは岩出市としてはないんでしょうか。この点について、2点目としてお聞きをしたいと思います。

それと、避難情報、朝の4時何分に発令されと。4時半には各公民館なんかに職

員が配置をされたということなのですが、こうした配置された職員というのは、前日からこの庁舎におられて、そういう情報が発信されたと同時に、こういう公民館なんかに行かれたんでしょうか。この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、福祉避難所関係の対応については、今回の台風については、そういう対応はとっていないんだという、そういう答弁でございました。しかし、そもそこの福祉避難所への避難、こういうことなんかも、本来、移動手段、そういうところに移りたいんだという方なんかも含めて、やっぱり市の対応としては求められたんではないかというふうに思うんです。

先ほどからの台風関係の部分については、避難行動の要支援者、これについては少なくとも377名、この方たちは、こういう福祉避難所に、危ないから移動しませんか、こういう対応なんかがやっぱり私は求められたんではないかというふうに本当に思うんです。この点では、市の当局として、今回のこういう台風関係において、この避難行動要支援者、この方については、なぜ福祉避難所への移動体制というんですか、そういう支援要請ということなんかがされなかったのか、この点をお聞きしたいと思います。

今の点とも若干絡むんですが、この避難所関係なんかについての部分なんかにおいては、岩出市なんかでも自主防災組織、こういうものが今構成されてきています。実際には、こういう自主防災組織、こういう方たちなんかについては、一次避難であれ、避難勧告であれ、避難指示であれ、実際にはそういう方たちの協力なしには、そういういろんな問題については、やっぱり解決できない大きな問題があると思うし、大きな力になると思うんですね。

今回の場合、こういう自主防災組織との関係でいうと、どのような自主防災組織をつくっている、そういう団体については、どういう行動がとられたのか。また、どういう点で問題があったのかなというような検証ですね、こういう部分なんかについては、市としてはどのように考えておられるのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、災害に当たって発生した廃棄物の処理に関する個人への助成を考えないの

かという主旨であったかと思います。

今回、市民から廃棄物処理に関してさまざまな問い合わせをいただきました。玉田議員のご質問にもお答えいたしました。これらの問い合わせ内容を検証いたしまして、災害対策部局と情報を共有し、例えば、区自治会等にご協力をいただいて、仮置き場を設けて、そこへ集積された廃棄物について、市による直接的な回収を実施するなど、災害の種類、規模あるいは市内の被災状況などにより、今後、廃棄物処理の体制や仕組み等について検討してまいりたいと考えておりますが、議員がおっしゃられた個人への助成については考えておりません。

それから、避難行動、福祉避難所に関する再質問でございます。

先ほど申し上げましたように、福祉避難所は、特別な配慮を要する方々のために開設する二次的な避難所という位置づけになっております。先ほど、377名の方についてということと言及がありましたが、この377名の方は、災害時すぐ支援をしてほしい、こういう方がいてるということを事前から警察あるいは救急のほうで把握してほしい。そのために事前に自分の個人情報をもそういう関係機関へ届けてもよいと同意した方々の数でございます。ですので、この377名の方イコール、この方々が福祉避難所へ避難する対象となる方ということではありません。

それから、先ほどの再質問の内容ですと、福祉避難所へなぜ移送しなかったのかというような内容でお聞きされたと思います。福祉避難所は、今回開設しておりますので、福祉避難所へは当然移送はしていないというところでございます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、ブルーシート配布の件でございますが、岩出市としましては、現在、ブルーシートの配布ということは考えてございません。

次に、職員の配備体制の、前日から現場におられたのかというふうなご質問だったかと思うんですが、職員の配備体制、これは各班体制をとっておりまして、台風の前日に、既に気象情報等で大体来る時間が予測されておりますので、それは全職員に伝えております。それで、班体制当たっている方は、事前の心構えはできていると思います。ただ、招集は大雨・暴風警報が発令されてから、それから一旦市役所の総務課まで来ていただいて、その後、各避難所等へ行っていただくと、そういう形をとってございます。

それと、自主防災組織の人について、これも対応、どういうふうな対応がとられたのかというふうなご質問であったかと思います。

今回、自主防災組織の方に、特に依頼はしておりませんが、今後、いろいろな災害が起こった場合の連携等とかは検討をしてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 個人処理された方についての補助はやらないんだという、この点では非常に残念かなというふうに思うんです。瓦れき処理についても、結構処理なんかに費用かかると思うんですね。そういう点では、私はやっぱり個人処理されている方については、市として温かい考え方を持って対処すべきではないかなというふうに思います。市として補助はする気がないと言明されているんで、その理由は何かというのは、もう改めて聞きませんが、非常に残念な点があるというふうに思います。

それと、ブルーシートの件なんですが、これは改めて市長にもお伺いをしたいと思うんです。多くの自治体で、こうした被災者に寄り添う無料のブルーシートの配布、こういうものがされています。そういう点では、岩出市の市長として、今後こういうブルーシートの配布というような点なんかについての基本的な考え方、市長としての考え方、この点について、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、福祉避難所という部分については、今回、福祉避難所対応についてはとっていないんだという答弁でした。しかし、実際には、一次避難情報だからとらなかったのか。これがもし避難勧告、避難指示というような状況だったとしたら、市として、当然そういうような対応というのはとっておくべきものではないかというふうにも思いますし、そういう点においては、今後に生かしていく、そういうような点が、いろんな面が、私はあったんじゃないかなというふうにも思うんです。

そういう点では、改めてお聞きをしたいと思うんですが、今回は残念ながらとられなかったと、そういう対応をとられなかったというんだけど、こういう福祉避難所に対して、対応していくという面においては、これを支援者、こういう方たちに対して、実際には自治会や自主防災組織、民生委員さんや児童委員さん、地区の福祉委員、社会福祉協議会、消防というようなこういう人の協力を得なければ、当然ならないというふうに思うんです。

そういう点においては、連絡網というのが、実際には市の職員から発信されると思うんですが、岩出市においては、こういう福祉避難所対応の場合、それをとる場合、連絡網というのは、例えば、市の職員が何人かの方に連絡をとったら、その連絡を受けた方が、また次の方に連絡をとっていくというような対応で、福祉避難所

なんかに移動していく対応をとっているのか。マニュアル的には、実際にはどういうふうになっているのか。そして、また市として、いろんな面として、今回の台風なんかにについては、教訓というものがやっぱりあったと思うんですね。そういう点においては、市の対応として、今後課題となるようなものがあったのかなかったのかという点、この点を再度お聞きをしたいというふうに思います。

もう1点は、避難された方、一次避難で避難された方が172名ということをおっしゃいました。そして、避難の場所については、9カ所ということで場所を聞いたんですが、この岩出市のホームページから引いた部分では、一次避難所、この部分については風水害時の避難所として、岩出地区公民館、山崎地区公民館、根来地区公民館、上岩出地区公民館、紀泉台地区公民館、桜台地区公民館、岩出地区コミュニティセンター、上岩出地区コミュニティセンター、サンホール、この9カ所が載っています。

それ以外に、今説明があった中では、あいあいセンターで75名の方が来られたと。岩出市の総合体育館、ここには28名の方が来られたという形になっていると思うんです。そういう点でいうと、市として、一次避難所で9カ所されている。それにプラス総合体育館とあいあいセンターが入っていますので、11カ所なんですね。だから、そういう点では、今回の場合、9カ所と言われたんだけど、11カ所に避難場所が開設されたというふうに考えていいんでしょうか。

また、当然、その11カ所に職員なんかも配置されなきゃいけない状況ではなかったのかというふうには思うんですが、この点で、市が今言われた9カ所の中で、どこが抜けているのか。このコミュニティセンター2カ所が抜けているのか、その辺、ちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の再々質問にお答えします。

いろいろ言われたんですけど、あとのことはよくわかりませんので、まずブルーシート無料配布、考えてございません。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、災害での廃棄物に係る個人への助成を考えていないというのは残念だということでございました。我々としましては、今回の状況を検証して、先ほども申し上げましたように、被災状況などにより、廃棄物処理の体制や仕組みを工夫して検

討していくとお答えをさせていただきました。これによりまして、災害廃棄物が発生した市民の方に対する利便性を上げていくということでやっていこうと考えておりますが、それに関して残念と言われたのは、非常に残念でございます。

それから、続きましては、福祉避難所を開設するのに、避難勧告とか指示というふうになってきたら開設せなあかんのではないかという主旨であったかと思います。先ほど申し上げましたように、福祉避難所と申しますのは、いわゆる二次的な避難所ということになります。まず、一次避難所へ避難していただいた中で、その避難の期間がどれぐらいになるのか、あるいはこの福祉避難所へ行かれる対象者がどれぐらい出られているのか、そういうのを見ながら、災害対策本部において、福祉避難所の開設を判断していくということになるかと思えます。

それから、福祉避難所を開設した場合の連絡体制はどうかというところです。基本的に、今申し上げましたように、皆さん、一次避難所、各避難所へ避難をされている状態で、福祉避難所を開設するということになります。ですので、各避難所を通じて周知するということが基本になるかと考えております。

それから、今回に関しての福祉避難所の保護の災害時要援護者支援に関する課題はどうかというところでございます。防災対策に関しましては、自助、共助、公助、これらの連携、重要です。大規模な災害におきましては、公助としての消防、警察等の活動のみならず、共助として地域住民が助け合う、これが重要となってきます。そのことから、避難行動要支援者の名簿の整備あるいはこれらの方々を支援する方をふやしていこうと、この辺について、これから進めていかなければならないと考えております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問について、お答えいたします。

今回は避難準備ということでの自主避難所としての開設を9カ所行ったところで、マニュアル等にある一次避難所ということではなく、自主避難所ということで、各地区で避難できるようにということで、9カ所を選定して、避難所を開設いたしました。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時から再開いたします。

休憩 (14時45分)

再開 (15時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、2番目の質問を増田浩二議員、お願いいたします。

○増田議員 2点目の質問に移りたいと思います。

2点目は、地蔵池の葦の穂についてであります。

現在、地蔵池の池全体にまで葦が生い茂ってきて、その穂が周辺に飛び散って大きな被害が出ているんだという声も聞いています。以前にもこの地蔵池の問題というのを取り上げましたが、そのときの答弁なんかでは、水利権者とこの池の保全という点の部分で、今、いろいろと難しい側面もあるんだと。今、随時続行して協議をしているので、もう少し時間なんかも欲しいんだと。実際には、行政としても水利権者と話し合いが行われてきているということで対応がされてきています。

しかし、以前にも取り上げてから、もう何年にもなるんですが、その後、一向に改善されないという状況が続いてきています。以前は、池の中心部分なんかには水面なんかがまだ見えていたという、そういう状況だったんですが、今の現状は、水面が見えるどころか、地蔵池全体に葦が覆い尽くしてきている、こういうような状況になってきています。

この点においては、解決策をどのようにとろうとしているんでしょうか。

2点目には、この問題を解決していくに当たって、じゃあ、何が障壁となっているのか、何が実際には問題としてなっているのかという点、この点を明らかにしていただきたいと思うんです。実際に、その池の所有者、地権者、この方たちがなぜ改善の取り組みがされないのか。市として、改善がされないことに対して、どのような対応や話し合い、これをされてきたのか。この間の市の取り組みの内容、また、状況についてお聞きをしたいと思います。

3点目には、この地蔵池そのもの自身について、市としても、もう少し地権者に協力をいただく、こういうことなんかも含めて解決していくということも大事ではないかなと、一考ではないかなというふうに思うんです。現実には、この間、上岩出保育所の駐車場として、一部埋め立てを行って、そして、この地蔵池の活用としても、市として、この間、対応がとられてきました。改めて、市として、この池の全面的な活用という部分なんかも含めて、今の現状ではなしに、そういう新たな活用方法、こういう部分なんかも提示をして、この問題を解決していくということも考えていってはどうかというふうに思うんです。この点について、市の考えなんかも改めてお聞きをしたいと思います。

そして、４点目に、ちょっとかぶるところがあるんですが、実際には、この池そのもののこの問題、今の現状、ほっておいてはいけないと、やっぱり思うんですね。このままだったら、未来永劫、今のような状況、続いていくんではないかというふうにも危惧するところがあります。

実際には、この池全体を覆っている葦の撤去の対策、この撤去対策についての対応というのが、本当に早急に求められています。今後の対応、この点については、市としてどのようにされていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　増田議員ご質問の２番目、地蔵池の葦の穂について、通告に従い、一括してお答えいたします。

地蔵池の所有者は岩出市で、管理者は地蔵池水利組合となっています。したがって、池の維持管理、池に繁茂している葦の撤去対策につきましても、地蔵池水利組合が行うことになります。

従来から地蔵池の堤防の脱草、除草は、水利組合で年２回実施していますが、貯水面は実施していないため、穂が周辺に飛散し、被害が出ていました。市としましては、再三対策を行うよう要請していましたが、池の貯留部分で刈ることが困難であるとの理由で実施されないことから、平成28年４月21日には文書にて指導したところであります。また、平成28年12月27日に市政懇談会におけるご意見、ご要望について、地蔵池水利組合長に対して除草してもらおうよう強くお願いしております。

さらに改善されないことから、平成29年２月27日に、市役所において、水利組合に対して水利権等の放棄についても話し合いを持ちましたが、水利権者４名のうち１名が反対であるため、結論には至っていないのが現状であります。

現在、地蔵池を活用する考えはありませんが、今後も引き続き水利権の一部放棄も含めて、雑草を除草してもらえよう強く要請してまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　この間、何回も答弁いただいているんですが、要するに刈るのが困難なんだという理由だけなんですね。実際には、この水利権者、水利組合の方に対して、なぜもう少し、刈ってください、お願いしますという対応ではなしに、刈りなさいと。例えば、難しいのであれば、刈っていくためにはどうすればいいのかと。実際にはそういう対応を要請するだけじゃなしに、やはりもっと私は市が強く出るべき

ではないのかなというふうにやっぱり思うんです。

現実的には、刈られないと。刈れないのであれば、実際、岩出市が、要するに代理執行しますよと。そのかわり、あなた方にその部分については請求をしますよという形のこともなんかも考えていってはどうかと思うんです。現実には、例えば、雑草ですね、空き地なんかの雑草、こういう部分なんかが生い茂っている。そういう部分なんかにおいては、いろんな問題が出てくるやないかと。虫の問題が出てくるやないか、虫が沸いたりとか、いろんな問題が出てくると。だから、市がかわって、そういうことを草を刈って、そのかわり料金についてはあなた方に請求しますよ。こういうことについては、市としてはとられているんですね。

だから、こういう点も含めて、この池の部分についても、そういうような対応ということなんかも、市としては考えてはどうかというふうに思うんですが、市がかわって、こういう代理執行をやって、その費用については請求します。こういうことなんかも市としては考えたこともないのか、この点について、改めてお聞きをしたいというふうにも思います。

もう1点は、新たな活用方法ですね。活用方法については考えていないということなんですが、この点については、池の所有権は市にあるんだというふうなことを言われてたんで、その辺のところについては、市としても、今のところは考えつかないということなのか、今後こういうような有効活用、こういうことなんかも改めて考えていくということなんかは考えていないんでしょうか。この2点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　増田議員の再質問にお答えします。

刈るためにどうすればいいのか、代執行も含めて強く対応してはどうかというご要望について、お答えいたします。

市としましても、強く要望しているところでございます。ですので、先ほどご答弁させてもらいましたように、水利権の放棄も含めて話し合いをしてございます。ここには1回という表示をさせてもらっているんですけども、その後もさせていたでいるんですけども、水利権者のほうから過大な補償とか、そういうことも言われている現状であります。

それで、代執行のほうについてはまだ考えてございませんけども、なぜ刈らないかということをお聞きしたところ、ヘドロが腰付近までたまっているとか、池の

北側から流入が多いんで入ってくるであるとか、家庭排水が入ってくるとか、そういう理由で実現に至っていない状態になるんですけども、他の方法も考えて、これから強く要望してまいりたいと考えています。

それから、活用方法についてですけども、以前、平成10年には、上岩出保育所の駐車場がないということで、過去で水利組合と保証契約を締結しているんですけども、現在のところ、そういう池を活用した考え方は持ってございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、部長のほうから水利組合の方から過大な補償を要求されたというようなことが言われたんですが、要求された過大な補償というのは、どういうことを要求されたんでしょうか。その中身について、どういうふうな過大な補償という部分の中身、この点についてはどういうものだったのかという点、この点だけ最後にお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問について、お答えします。

どういう過大な補償かということなんですけども、現在、4名の地権者がおるんですけども、もちろん水田をお持ちになっています。それで畑作もやってございます。池がなくなったら田んぼができない、畑作もできない。それで貯水池というか、そういうのをつくってもらえたらお受けしますよという、そういう案件でございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、ブロック塀対策についてであります。

大阪北部地震でブロック塀が倒壊し、小学4年生の生徒が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。これまでも地震におけるブロック塀倒壊によって亡くられる方、また、けがをされた方など、数多くいらっしゃいます。

和歌山県は、ブロック塀の緊急安全点検の実施を各市町村教育委員会に依頼をしてまいりました。その結果を7月24日、公表しています。翌25日付朝日新聞の記事から、県内、法令で定められた高さを超えたり、控え壁がなかったりするなど、危険と思われるブロック塀は、県内約計1万651カ所、通学路が4,508カ所、通学路以外が6,143カ所と掲載されておりました。

当然、岩出市も、この間、調査を行い、結果を和歌山県に報告していると思います。危険と思われるブロック塀について、岩出市内、何カ所あったのか。そのうち通学路について、学校区ごとはどうだったのか、まずお聞きいたします。

2つ目は、現在、県内30市町村中、補助制度があるのは9市町で、ほか10市町が創設予定となっています。岩出市においては、早くからこの危険なブロック塀対策において補助金を交付し、取り組まれており、大変評価はできますが、しかし、平成21年度は4件、平成23年度、1件、平成25年度、2件と、数字で見ると補助制度の活用はわずかであり、なかなか活用されていないのが実態ではないでしょうか。撤去は所有者自身に任されるため、撤去改修で持ち出しが生じることにも大きくかかわっているのだと思います。

今回、市長の行政報告にもありましたが、早期改修のための具体的な施策についてお聞きをいたします。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　市来議員のブロック塀対策についてのご質問にお答えいたします。

危険ブロック塀の対応につきましては、大阪北部地震発生後、平成30年6月20日付で、和歌山県教育委員会から学校敷地内及び各小中学校から半径500メートルの範囲内の通学路の危険ブロック塀の調査依頼があり、岩出市としましては、学校敷地内だけではなく、全ての公共施設のブロック塀を対象に調査を行い、その結果について報告したところであります。

この調査により、公共施設については、小学校施設で2カ所、根来小学校で粉河加太線沿いのブロック塀87メートル、プールに面したブロック塀16メートル、山崎小学校で南門右側のブロック塀16メートル、西門のブロック塀2.5メートル、曽屋教育集会所の敷地左側のブロック塀5メートル、保育所施設では、上岩出保育所で北側のブロック塀31メートル、根来保育所で南側ブロック塀58メートルを危険ブロック塀と判断し、いずれも撤去改修を進めているところでございます。

また、通学路につきましては、危険と思われるブロック塀につきまして、校區別

で申し上げますと、岩出市小学校区で12カ所、山崎小学校区で3カ所、山崎北小学校区で1カ所、根来小学校区で16カ所、上岩出小学校区で8カ所、中央小学校区で1カ所、県立那賀高校の周辺で6カ所、中央幼稚園の周辺で7カ所の計54カ所ございました。

この調査結果につきましては、県教育委員会に報告後、和歌山県建築住宅課が委託した建築士により、8月27日から29日までの間、対象世帯に対して支援制度などに関するチラシを配付するとともに、危険ブロック塀の撤去改修について説明をしていただいております。市民からのブロック塀の補助制度についての問い合わせは、9月12日現在で12件となっております。

2点目、早期改修のための施策につきましては、今議会におきまして、平成30年度一般会計補正予算案に計上させていただきましたが、これまでの通学路等危険ブロック塀改善事業補助金の見直しを行いまして、補助限度額の拡充を図り、撤去改修により使いやすい補助制度に改正したいと考えてございます。

新しい補助制度は、2年間の時限とし、集中的かつ効果的に危険なブロック塀の撤去改修を促進する制度として考えておりますので、今後、新しい補助制度についてご活用いただくよう、広く周知してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど、各小中学校から半径500メートル範囲内の通学路について、お答えをいただきました。では、それ以外の半径500メートル以外の部分はどうなるのか。通学路、何も地震が起こるのはいつ、通学中に起こるわけではなく、いろんなところで、いろんな時間帯で、いつ起こるかわかりません。通学路だけでなく、通学路以外も、その辺は一体どうなるのか。

また、危険なブロック塀の撤去改修を促進していく方法について、お答えいただきたいと思います。

危険なブロック塀対策について、今、県のほうからもそちらのほうに伺って、周知徹底をさせてもらっているということでした。自宅のブロック塀について、危険かどうかというのは、やはり市民が関心を持っていても判断できないケースもあるかと思います。

国土交通省が出しているブロック塀等の点検チェックポイントというのがあるんですが、このチェックポイントの5項目あって、5項目の中の1つでも該当すれば、専門家に相談をしたほうがいいというような形でのわかるようなものになっていま

す。こうしたチェックポイントの広報などで掲載してはどうか。また、じゃあ、専門家というのは、一体どこに相談をかけたらいいいのかということです。これについては、県では無料で相談ができる建築士約150人の名簿を県の建築住宅課のサイトで公開をしています。

こうした情報も活用し、広く市民に周知する方法が必要だと考えますが、それについてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

今回調査した500メートル以外の通学路、一般道、この危険なブロック塀の対応ということでございますが、この件につきましては、市としても課題として捉えてございます。今年度の市政懇談会におきましても、全ての会場で、補助制度、それから議員のご指摘ありました危険ブロック塀のチェックの仕方、見方ですね、これについて説明してきたところでございます。また、市広報、ウェブサイトにおいてもチェックの仕方とか補助制度についても周知をしているところでございます。

今回の補助制度の改正、県の和歌山防災パワーアップ補助金というのを財源としてございます。今後、市内全域の危険ブロック塀を対象といたしますと、どれぐらいの件数になるのか、把握できないのが現状でありますけども、今回の補正予算の枠は大きく超えるものになるであろうと想定してございます。

したがいまして、国、県などの補助金による財源確保が前提になるのかなと考えてございます。また、危険なブロック塀の撤去改修を促進していく方法としましては、対象となる件数、大変多くなると思います。例えば、県のように、建築士会に委託するのか、あるいは区自治会長さんをお願いするのか、また、市職員が分担して各家庭のブロック塀の調査をするのかなど、いろんな方法があると思います。

今後、どのような方法で進めていくか検討していく必要があると考えておりますが、いずれにしましても、そのチェックの仕方、補助制度、こういったものにつきましては、引き続き市民の皆様には危険なブロック塀の撤去改修に向けて、市広報等により周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、チェックシート、国交省のということですが、これ、今の補助制度で問い合わせをしていただきましたら、国交省と同じ形のチェックシート、教育委員会のほうで準備をしてございますので、それによりましてチェックをさせていただきます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目は、国民健康保険制度の充実をについてです。

健康の国保制度がスタートした1960年代、国保に加入する世帯主の4割は農林水産業、3割は自営業でしたが、現在は年金生活者など無職が4割、非正規労働者などの被用者が3割を占めるようになっていきます。

こうした中、国保加入世帯の平均所得は、1990年代前半の270万円をピークに下がりが続け、今や139万円にまで落ち込んでしまっています。国保制度がスタートした当初、政府は無職者が加入し、保険料に事業主負担がない国保を保険制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要と宣言していました。

ところが、自民党政権は、1984年の国保法の改悪で、定率国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から20.3%にまで引き下がっています。

このように加入世帯の貧困化と国の予算削減が同時並行で進む中で、国保の1人当たり保険料は1980年代が3万円から4万円、1990年代は6万から7万円、2000年代以降は8万から9万円と上がり続けてきています。

低所得者が加入する医療保険なのに、保険料が高いという国保の構造問題は全国自治会、全国市長会などの地方団体も解決を求め、厚労省も矛盾の存在を認めざるを得なくなっております。

現在、国保の1人当たり保険料は年間9.1万円ですが、今後、高齢化や医療技術の進歩により、2025年の1人当たり保険料は年11.2万円になると厚労省は試算をしています。

国保の国庫負担を抜本的に増額し、国保の構造問題を解決することが求められております。国民健康保険は、今年度から財政運営の責任主体を都道府県が負う都道府県化に移行がされました。政府は、制度移行による保険料の急騰で、国民の不満や怒りが生じることを避けるため、3,400億円を投入するとともに、市町村による一般会計から法定繰り入れを認めるなど、激変緩和を図っています。

一般会計からの法定外繰り入れについては、段階的になくすべきというのが従来

からの国の方針ですが、繰り入れがなくなれば、今でも高い保険料が、さらに引き上げる可能性も出てきます。引き上げれば滞納がふえ、受診控えによる病気の重症化などが広がることにつながります。

一般会計からの繰り入れを必要な規模で維持、そして継続することが大事だと考えますが、市の考えについてお聞きをいたします。

次に、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の考えについて。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人でも保険料は変わりません。しかし、国保税、国保料には、家族の数がふえるごとに保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、それが子育て世帯など、家族の多い世帯の保険料を高騰させる重大要因となっています。

加入者数に応じて定額が加算される国保税の均等割については、子供が多い世帯ほど負担増となるものは、子育て支援の逆行だという批判が高まり、全国知事会を初め地方団体からも見直しが要求されています。また、全国市長会においても、この内容を含んだ提言が出されています。

国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議で、子供均等割保険料の軽減措置導入の検討を国が約束しています。検討することが合意となっております。しかし、いまだ具体化されておられません。少なくとも子供の多い世帯に対する負担軽減や子供に係る均等割保険料、保険税の軽減は、少子化対策、子育て支援を実現するためにも重要だと思いますが、まず、市の考えをお聞きいたします。

3点目は、国民健康保険料の仕組みと重過ぎる負担は、明らかに子育て世帯に経済的困難をもたらし、子供の貧困を悪化させる一因となっていることから、子供の均等割軽減に踏み出す自治体が全国各地ふえてきました。

負担能力に関係しない重い応益負担が、子供にまで課せられています。子供の均等割を軽減することで、子育て世帯の負担軽減を目的としています。子供の貧困対策としても喫緊の課題ではないでしょうか。

均等割額の減免実施を岩出市に求めますが、それについてお答えいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　市来議員の国民健康保険制度の充実の2点目と3点目について、お答えをいたします。

子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度の考えについては、かねてより全国

市長会におきまして、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料を軽減する支援する制度の創設について、国に対し要望しているところであります。

市独自の施策として、子供の均等割額を減免した場合、現行の制度では減免のための財源を他の被保険者などが負うことになり、公平性を欠くことになると思います。市といたしましては、引き続き、県、市長会などを通じ、支援制度の創設について国に対し要望してまいります。

なお、ご質問の残りの部分は担当部長より答弁させます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1点目、法定外繰り入れについて、お答えをいたします。

国保特別会計は、一般会計と区分し、独立して経理するとされておりますが、これまで保険給付費が急激に伸びた場合などに、後に精算することを原則として、緊急避難的に一般会計から繰り入れを行ってきたところです。

しかし、今回の国保制度改革により、今後このような事態が解消される見込みとなっていること、また、県の国保運営方針において、平成39年度までの期間で統一保険料を目指すこととされておりますが、それまでの期間は、市町村の本来集めるべき保険料が一定割合を超えた場合、激変緩和措置がなされること、また、決算補填目的や保険料負担緩和目的などの法定外繰り入れは、平成39年度までに計画的に解消すべきとされているなどから、基本的に法定外繰り入れはできなくなるものと考えております。

市といたしましては、特定健診や重症化予防等の保健事業による健康増進の取り組み、重複受診、服薬等医療費適正化の取り組み、収納率向上など財源確保を進め、安定的な国保運営に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1つ目は、加入者について、子供の均等割が課せられている世帯数について、岩出市はどれぐらいあるのか、お答えをいただきたいと思います。

2つ目は、今先ほど市長が答弁していただいたのは、やっぱり財源のことだったと思います。これ、やっているところでは、どのような形でやられているのかというので、ちょっとというのが2018年度からの支援金では、子供の人数に着目した配分もあって、これを活用している自治体もあります。

また、地方からの要望で、子ども医療費助成にかかわる国保の減額調整措置、い

いわゆるペナルティーですね、これが未就学児までが国として廃止がされています。これまでペナルティーで課せられた分が課せられなくなった。その部分については、子育て世帯の加入者の均等割の部分に使用して、これに充てているといったケースもございます。

財源のことでできないとおっしゃったんですが、それじゃなくて、この支援金を使ったり、今までかかってたペナルティー分を財源に充てるといような方法ではできないのか。それについてお答えを求めたいと思います。

国保の一般会計からの繰り入れについては、当然、国が一般会計から繰り入れはやめるようという形にだんだん取っていくと。ただ、和歌山県も、今、国保が9年ぐらいをめぐりに一本化にしようとしています、保険料の。ただ、保険料が、やはり急激に今以上高騰すれば、逆に、やっぱり払える方が、今度は払えなくなる。払えなくなればどうなるかと言え、例えば、市行政が取り立てを強化したり、取り立てしても、払えるものがなかったら、もちろん病院にも行けなくなるし、悪循環が起こらないかというところを心配するんです。

そうした点について、市としてはどのように考えるか、悪循環について。

保険料が上がれば払うことができない。払うことができれば、多分強化に走る。強化に走ったとしても、払うことがない者からは取り得ない。ただ、取り得なくなれば、やはり保険料が払えないということは、例えば、資格証明書、短期保険証が発行されたりとなった場合には、ますます病院に行けなくなって、重症化になってしまう問題が出て、負のスパイラルじゃないけど、悪循環が起こってしまうのではないかということについて、市として、この辺についてはどのような考えを持っておられるのか、これをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えをいたします。

まず、子供の被保険者と世帯数でございます。15歳以下の子供で申し上げますと、被保険者数は1,219名で、世帯数は738世帯となります。

それから、子供の部分の均等割の減免という中で、いろんな市町村が工夫をしてやっておるというところで、その辺について、岩出市としてはどう考えるかというところでございますが、確かに被用者保険の保険料、所得比例になっているのに対して、国民健康保険税は地方税法に基づいておりますので、所得や資産等、被保険者の負担能力に応じた応能割額と、それから利益を受ける期待率に比例して負担す

る応能割額、これにより算定することとなっております。人数がふえますと、受益の期待率、当然高くなりますので、相応の負担を求めるという理念に基づいて制度が設計されておるというところでございます。

この均等割、減免するということになりますと、先ほど市長の答弁がいたしましたように、現行の制度でありますと、免除した財源を基本的には、ほかの国保被保険者あるいは他の被保険者の方が負担するという形になりますので、公平性の点で、やはり問題が生じるのではないかと考えております。

市といたしましては、引き続き全国市長会を通じて、子供の均等割保険料の軽減する支援制度の創設について、国に対し要望をしております。

それから、3点目ですが、県への納付金の関係で、保険税が大幅に上がるということで悪循環になることはないのかというご質問であったかと思えます。

今、県の国民健康保険運営方針というのが出ております。先ほど保険料の統一であるとか、それから法定外繰り入れを解消していくという、こういうことをいろいろ書かれておるわけなんですけども、この運営方針の中には、国保税の激変緩和措置ということで、新制度施行に伴い、市町村で本来集めるべき1人当たりの保険料（税）が、一定割合以上増加すると見込まれる場合、県の繰入金により激変緩和措置を講じることとしますと、このように明記をされておりますので、年によって上がり下がりは当然出てくるとは思いますが、被保険者の方々の生活を直撃するようなレベルの激変はないものと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、先ほど、部長答えていただいたんですが、ちょっと気になる点が、国保制度そのもの自身は、もちろん人数がふえればふえるほど国保税が上がるというのは当然なんですけど、これについては、所得のない子供たちにまで課せられているところもあるんです。

多ければ多くなるほど国保税が物すごく高くなって、逆に、今言われる子供の部分については、子育て世帯に対する負担軽減、少子化対策は子育て支援をするために、当然、全国の市長会や、また、知事会とかが求めているという点では、岩出市としても、制度自身ではふえるから、当然、かかってくる保険料がふえるんだという認識ではなく、しっかり岩出市としても、市長会だけではなく、きっちりと国に申し立てて言っていたきたいと思うんです、この減免については。その辺だけ、

1 点だけ言うておきます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

国保の制度設計というのが、先ほど申し上げたような形になっておるというところで、なかなか市としての自由な裁量というのは難しいところがございます。まして、保険料に関しても、行く行くは統一されていくというような動きもございますので、なかなか市独自の措置というのが、より一層難しくなっている状況であります。議員おっしゃいますように、引き続き、これに関しましては、県、全国市長会を通じ、支援制度の創設について強く要望してまいりたいと考えております。

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告8番目、6番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 6番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、2点、総括方式で質問をさせていただきます。

まず1点目につきまして、高齢者肺炎球菌ワクチンについてであります。

肺炎は日本人の死因の第3位を占める重大な疾患で、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、高齢化に伴い、年々死亡者数も増加しております。中でも、ふだんの社会生活を送っている人に罹患した肺炎、すなわち市中肺炎において最も多いのが、肺炎球菌性肺炎であります。ワクチンによる予防が重要視されております。

さらに、肺炎球菌ワクチンは、医療費の削減効果も非常に高いことが実証されており、保険医療費の削減効果は、65歳の方が全員接種したと仮定した場合、日本全国で、現在、平成21年ですけれども、174.7万人の65歳の方がいらっしゃるんですが、1年当たり、その方が全員接種をした場合、5,115億円の削減効果があると厚労省は推計しております。

平成26年度から始まった肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は5年間で、65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、65歳以上の全ての対象者に接種の機会が平等に与えられました。平成31年度以降は、対象者が65歳のみになり、66歳以上の方は定期接種から外れることになります。

実際問題として、接種率も低く、助成制度を利用していない人が多いように思われます。接種率の向上は、岩出市の高齢者の健康寿命の延伸につながるのみならず、

医療費削減効果にもつながるため、接種できなかった市民のための救済措置を行うべきではないかと提案するものであります。

そこで、以下の点について質問いたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種事業に関して、平成26年度から平成29年度の岩出市の定期接種対象者の接種率、すなわち対象者数と対象接種者数について、お答え願いたいと思います。

2点目は、厚労省より、先ほど言いました、平成21年、174.7万人の65歳の方に全員ワクチン接種することで、1年当たり5,115億円の医療費削減効果があると試算されており、岩出市に置きかえると幾らの削減効果が見込まれるのか、お答え願いたいと思います。

3点目、一度も助成制度を利用したことのない接種できなかった市民のための対策として、救済措置を設けるべきではないかと提案いたしますが、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、一般質問2点目は、大池親水池公園の環境整備についてであります。

現在、水栖大池公園は、ボランティア団体や市民の皆さんのおかげで、美しく、かなり整備され、感謝いたしております。今では公園の利用者も多くなり、市民の憩いの場となっております。そこで、近隣の住民の方々より数点要望が届いておりますので、善処していただきたく、下記の4点について質問いたします。

まず1点目は、夜間での散歩者がふえている関係で、安全面からも、池の北側にも街灯の設置は必要ではないかというご意見でございます。

2点目は、現在、北側の駐車場は水利組合の管理となっておりますが、市民の方も利用できるよう交渉できないかということです。

3点目、グラウンド内に木陰となるような大きな木の植樹はできないか。

4点目、公園北側の用水路は浅く、魚や蜚の幼虫などのすみかとして、市民の皆さんが親しめることができる場所でもあります。常時水が流れている状態ではないため、小川のような常時水が流れている環境をつくることはできないか、お尋ねいたします。

以上で、私の1回目の質問は終わります。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の1番目、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、お答えをいたします。

岩出市における高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率は、平成26年度、対象者2,436人で、接種者1,073人、44%、平成27年度、2,400人を対象者で、接種者910人、37.9%、平成28年度、2,664人の対象者で、接種者1,046人、39.3%、平成29年度、対象者2,880人、接種者1,179人で、40.9%、4年間で対象者1万380人に、接種者が4,208人、40.5%となっております。

次に、2点目、ワクチン接種による岩出市の医療費削減効果につきましては、市として、削減額を試算する詳細なデータがないため、正確な数字を試算することができません。しかし、議員がおっしゃられた65歳の方にワクチン接種することにより、国全体で1年間に5,115億円の医療費削減効果があるという厚生労働省の試算からも、岩出市においても一定の医療費削減効果はあると考えます。

3点目についてです。当市の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業は、予防接種法に基づき、国が定める内容で実施をしております。議員ご提言の接種できなかった方への救済措置につきましては、予防接種法に基づくものでなく、市独自の事業として実施することとなります。他の福祉保健事業とのバランスもございますので、現在のところ実施する考えはございません。

以上です。

○吉本議長 事業部長。

○田村事業部長 田畑議員ご質問の2番目、大池親水池公園の環境整備についての1点目、夜間での散歩者がふえている関係で、池の北側道にも街灯の設置について、お答えします。

水栖大池公園の照明につきましては、平成23年4月の開園時には、園内及び池の園路西側・南側で点灯しておりましたが、近隣住民の方から、子供たちが夜遅くまで騒いでいるといったご意見があったり、照明設備が壊される事案が発生するなどしたため、平成24年3月から消灯している状況ですので、新たに北側に街灯設置の考えはございません。

次に2点目、現在、北側の駐車場は、水利組合の管理になっているが、市民の方も利用できるように交渉できないかについて、お答えいたします。

公園北西部の駐車場としての活用についてですが、公園を開設するに当たり、公園の日常管理等を担う水栖大池保全委員会と駐車場の必要性について協議を行ったところ、管理上の問題等もあり、必要ないとの意見があることから、市としましては、この土地を駐車場として活用する考えはございません。

次に3点目、グラウンド内に木陰となる大きな木となる木の植樹はできないかに

ついて、お答えいたします。

水栖大池公園につきましては、園内東側と大池にかけている橋の中央部の2カ所に屋根と椅子が一体となった東屋、公園南側には17本の中木、南側入り口付近には1本の高木があり、今年度、熱中症対策を踏まえた利便性の向上を目的に、ボランティアの方の協力のもと、グラウンド西側に設置しているパワゴラに日よけネットを設置したところであり、新たな木の植樹は、現在のところ考えておりません。

最後に4点目、公園北側の用水路は浅く、魚や蜉の幼虫など、すみかとして市民の皆さんが親しめるところであるが、常時流れる水路になっていなく、小川のような環境をつくることはできないかについて、お答えいたします。

北側の用水路につきましては、公園北側にある学習活動等に利用する水田に水を引くためのものであり、また、用水は小田井用水路からの取水となっているため、通水時期のみとなるため、常時流れる小川としての利用は難しいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の肺炎球菌についてであります。岩出市でどれほどの医療費が削減できるかということ、試算できませんかということであったんですが、ちょっと正確な試算ができないという答弁でございましたので、私なりに試算を1回してみました。

5,115億円が医療費削減になるという厚労省の試算の内容につきましては、平成21年度の65歳の全人口174.7万人が仮に全員が接種をした場合に、医療費削減効果は、この5,115億円だということを公表しております。その数字をもとに、平成27年の岩出市の人口は807人です。この807人に対して、5,115億割る174.7万人掛ける807人にしましたところ2億3,627万円、約2億3,000万ほど医療費の削減効果が考えられると。全員接種した場合でございますが。

そこで、66歳以上の人口につきましては、平成27年は、岩出市は1万373人です。先ほどお答えいただきました接種率の平均を掛けてみますと、40.5%を掛けますと、4,201人が接種されておまして、未接種の方が6,172人になっております。したがって、先ほどの数値を当てはめますと、5,115億割る174.7万人掛ける6,172人は、約18億が接種しないことによって、岩出市は医療費の削減ができなかったという試算になります。

この接種できてなかった方々に対して、もう一度救済措置を行うことによって、仮にこの6,172人の中で20%の方が接種したとしますと、約3.6億円、医療費が削減

になります。また、もうちょっと低く10%の方でも、もう一度接種したというふう
に考えますと、その半分の1.8億円が医療費の削減につながっていくわけでありま
す。

なぜ、私がそこまで言うかといいますと、実は、先日、私の家に電話がありまし
て、これは以前一般質問しましたレセプトデータに基づくレセプトヘルス事業とい
うのが、今実施、岩出市もされております。

そして、私は糖尿病が何十年となっておりますので、そういう糖尿の方に対して重
篤な疾患に陥っていかないようにということで、岩出市がある会社に発注しまして、
委託しまして、そこからレセプトデータに基づいて、いろんな健康相談をするとい
うシステムになっておるわけですが、私にも電話かかってきて、これから健康
相談も受けていきますので、10名、年間されるそうなんです、入りませんかとい
う問い合わせがありまして、私の場合、ドクターと二人三脚でずっとやって安定し
ておりますので、丁重にお断りしたんですが、そのように、なぜレセプトデータヘ
ルス事業が行われるかという、これはあくまでも重症化していかないようにとい
うことで、国の政策として、医療費の高騰を下げていくという1つの事業でありま
す。

したがって、今回のこの肺炎球菌ワクチンにつきましても、国の事業として、
65から100歳まで5年刻みで、肺炎球菌を補助制度として、現在やって、平成31年
度で終わってしまいます。

ということで、これからは65歳の方だけずっと受けていくということなんです
が、その間の全ての岩出市の方、受けられるべき人が、実は40.5%以外の方、いわ
ゆるほかの残りの方は、肺炎球菌を受けなければいけなかったんですけども、これ
は受けなかったということの数字であります。この方々が少しでも受けられますと、
岩出市としても保険医療費が非常に低くなるという試算であります。

それと、もう一つは、私、5月に、実は肺炎行いました。何か熱が上がったり下
がったり、おかしいなと思って医者に診てもらったところ、肺が白く曇っておりま
して、肺炎ですよということで、余り自覚なかったんですが、急遽点滴打って、抗
生物質を打って、約3日か4日で治ってしまいましたけども、私は前年度に肺炎球
菌のワクチンを打っておりました。その関係で、本当に軽症で済んでおります。

だから、今回、私自身も物すごく痛感しておりまして、やっぱり高齢になればな
るほど重篤になっていく非常に怖い病気でありますので、1人でも多くの方がこの
ワクチンを打っておれば、非常に軽症で済むということも実感しておりますので、

そういうことで、今回、この質問をさせていただいたところでございます。

だから、未接種な方、こういった方にもう一度機会を与えていただいて、救済措置を行うべきだということと、もう一つは、救済措置がもし仮に行われるのであれば、徹底した周知を行い、そして、接種できなかった方々に機会均等を与えてあげていただけたらなという思いでいっぱいでございます。

そういうことで、再質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

それと、もう一つ、池のことですね。これも再質問ありまして、街灯につきましては、今のところ、ちょっと考えることがないということで答弁ありましたが、非常に暗くて、安全面とか保安面でちょっと犯罪の発生も考えられるということもありまして、住民の方から切なる願いがありますので、もう一度検討いただけたらなと思います。

また、今までに大池公園において木陰がないという、あることはあるんですけども、グラウンドでいろいろスポーツをしておって、ちょっとした木陰に座りたいなとかいったときに、そういう声があったんですが、今まで、かつて熱中症で倒れた等のそういう事例は、市に届いているか届いてないか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　田畑議員の再質問にお答えをいたします。

救済措置について、改めてというところでございます。予防接種法の中で、A類とB類という区分がございます。A類と申しますのは、人から人に伝染することにより、その発生及び蔓延を予防するためということで接種を行うということになっております。ジフテリアとか、10種類ぐらいの疾病が掲げられております。一方、B類と申しますのは、主に個人予防目的のために行うものであるから、予防接種の対象者は、みずからの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うというような位置づけとなっております。高齢者の肺炎球菌の接種に関しては、こちらのB類のほうに位置づけられておるところでございます。

このような位置づけも含め、先ほど申し上げました他の福祉保健事業とのバランスも考えまして、救済措置等につきましては、現在のところ、実施する考えはございませんが、議員おっしゃいますように、市のほうでは、できるだけたくさんの方にワクチン接種をしていただけるよう、対象となる方への個別の通知であるとか、それから広報やウェブサイトの掲載等で、制度の周知徹底を行ってまいりたいと考えております。

○吉本議長 事業部長。

○田村事業部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

街灯の件につきましては、大池を利用される方々は、近隣にお住まいの方が多いと思われます。近隣の区自治会や水栖大池保全委員会の総意のもと、要望があれば再検討や増設を今後検討してまいります。

そして、もう1点、熱中症の事例につきましてですけれども、現在のところ、そういった事例はございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これをもちまして、平成30年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時05分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成 3 0 年 9 月 1 9 日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員